

博士学位論文

「事実」と「非事実」を共に構成する
言語形式について

…… 古代日本語における ……

東京大学大学院総合文化研究科
言語情報科学専攻

栗田 岳

目次

序	3
第1章 「事実」と「非事実」を共に構成すると 認識されてはいたケース(1)	14
第1章の注	39
第2章 「事実」と「非事実」を共に構成すると 認識されてはいたケース(2)	41
第2章の注	65
第3章 「事実」と「非事実」を共に構成するとは 認識されていなかったケース(1)	67
第3章の注	95
第4章 「事実」と「非事実」を共に構成するとは 認識されていなかったケース(2)	97
第4章の注	118
おわりに	120
文献	127

序

古代日本語を対象に「事実」と「非事実」の双方を構成する言語形式について考える。まず「事実」とは「我々が生きるこの世界（＝現実世界）に、その姿を現した事態」を言う。その事態は「完了」していても良いし、していなくても良い。また、一般論的なものでも構わない。

- (1) 去年、僕は東京に引っ越した。（…完了）
- (2) いま部屋では猫が遊んでいる。（…未完了）
- (3) パンダは竹を食べる。（…一般論）

(1)から(3)、みな「事実」である。ただし、本稿の「事実」という概念についてはもう少し言葉を添えておかなければならない。即ち、これから本稿が「事実」と呼ぶのは「言語主体によって事実であることが知られている事態」のことである。「知られている」とは、(1)など、言語主体自身の体験であるから「知られている」ということもあるし、体験してはいなくとも、(3)のように、現実世界がその事態の在ることを前提としており、よって、現実世界の一員たる言語主体もなんとなくそれを受け容れているので「知られている」という場合もある。

- (4) 今ごろ、あの人は練習しているだろう。

一方、(4)の場合、それを構成する言語主体は、もしかすると「あの人が練習している」という事態の生起を確信しているかもしれない。さらには、現実世界には、実際「あの人が練習している」という事態が生起しているのかもしれない。しかし、言語主体は「あの人が練習している」ことを知っているのではない。そうである以上、本稿は(4)の「あの人が練習している」の如きを「事実」とは呼ばない。「非事実」である。即ち、本稿の「非事実」とは、まず「言語主体によって事実であるとは知られていない事態」を意味している。加えて、次

に引く(5)や(6)のような場合も「非事実」である。

(5) 私（があなた）だったら、（みかんではなくて）いちごを食べた。

(6) 明日、私はいちごを食べる。

(5)や(6)の事態を構成する言語主体は、それらに述べられる「いちごを食べる」という事態が「事実」でないことを知っている。(5)では「事実」に反しているのだし、(6)は今後そうなるとしても、まだ「事実」ではない。かかる(5)(6)の如き事態も当然「非事実」に該当する。まとめれば、本稿の「非事実」とは「言語主体によって事実であるとは知られていない事態」及び「言語主体によって事実でないことが知られている事態」を指すことになる。

このように規定される「事実」と「非事実」であるが、事態の中には、そのどちらとも言い難いものもあるだろう。

(7) 秀吉は、三成のお茶の淹れ方が気に入って召し抱えた。

こういった史実とも伝説ともつかぬ事態は、それが「事実」であるのか、それとも「非事実」なのか判然としないかもしれない。しかし、個々の事態の弁別は、結局、言語主体次第という面がある。「～召し抱えた。」とそのまま断言する言語主体がいたとするならば、その人にとって(7)の事態は、(3)などと同種の、自身の体験外ではあれ現実世界で「事実」とされている事態なのであろう。一方「～召し抱えた、って話もあるみたいだけど…」などと言う場合、その言語主体は、事態が「事実」であるかどうかを知らない（というスタンスを取っている）のであって、そのとき(7)の事態は「非事実」ということになるわけである。

さて、冒頭に述べるとおり、本稿は【「事実」と「非事実」が共に構成される言語形式】という観点により、古代日本語の文法を考えていくものである。本稿の「事実」「非事実」という設定もそうした目的に応じて立てられており、このことに関して2点ほど補足しておく。

まず「事実」「非事実」の規定に用いられる「現実世界」という概念について。「現実世界」と言うと、或いは「現実世界」の他にどのような世界があるのかといった話になりやすいのかもしれない。しかし本稿は、そうした「他の世界」を想定しない。本稿の論述にとって想定のないということでもある。たとえば先の事態(5)(6)の場合、何らかに設定された世界に「私がいちごを食べる」ことが存するとは考えない。「私がいちごを食べる」ことは現実世界に現れなかった(事態5)、もしくは、まだ現れていない(事態6)だけである。あくまでも「我々が生きるこの世界」との関わりにおいてのみ論じていくのである。

次に、本稿の「事実」と「非事実」は、それをより細かく分けることも可能であろう。たとえば文献34では、「此岸性・実事性」「此岸性・想像性」「彼岸性」という三つの区分がなされる。「此岸性・実事性」が本稿の「事実」、「此岸性・想像性」と「彼岸性」が「非事実」に対応するようである(注1)。また、文献13は「現実事態」と「非現実事態」という2種を設け、本稿の「事実」と「非事実」はその別にほぼ一致すると思われる。が、文献13に言う「現実事態」と「非現実事態」は、さらに「事態構成」と「事態承認」とに区別される(十字分類になる)。その点で本稿と異なるのである。以上の如き、既説に設けられた区分とは、それに基づいて述語形式の体系的な整理が進められるような装置であり、それぞれにもっともな面はあろう。しかし、あくまで本稿における道具立てとしては「事実」「非事実」の別がちょうどよく、ゆえに、それを用いていくものである。

以上、「事実」と「非事実」という本稿の大枠となる概念について述べた。かかる「事実」「非事実」の双方を、一つの形式が構成するという現象自体は、別段、珍しいことでもなかろう。したがって、これから本稿が対象とするのは、「事実」と「非事実」を共に構成するという観点を持つことによって、それへの解釈が更新されてくるような形式である。具体的には、既説において「事実」「非事実」の双方を構成する形式との観点が無く(或いは希薄で)、それゆえに、その形式への理解が行き届かなかったようなケースを論ずる。本稿の見るところ、そういったケースには次の二通りが認められるようである。

- A 「事実」と「非事実」の双方を言語化する形式と認識されてはいたものの、より顕著な性格を示す例の方に注目が集まりすぎて、「例外的な」例の扱いが不十分であったケース
- B 「事実」と「非事実」の双方を言語化する形式とは認識されていなかったケース。より具体的には、その文に構成されるのが「事実」であったのに、「非事実」として解釈してきたもの

上記の問題 A、或いは B が具現化した形式として、次の四つを提示することができるであろう。本稿は第 1 章から第 4 章に亘って、そのそれぞれを論じるものである。

- 第 1 章 文中にモコソ、または、モゾという係助詞の接続を持ち、動詞の基本形（助動詞等を下接させない単独の動詞）で終止する文（それぞれを「モコソ基本形」「モゾ基本形」と呼ぶ）
- 第 2 章 「過去の助動詞」キの諸活用形のうち、子音がサ行となる未然形セ、連体形シ、已然形シカ（これら 3 者を「サ行系」と総称する）
- 第 3 章 「しづ心なく花のちるらむ」の如く「推量」とは解釈しにくい助動詞ラム、及び、その類例と考えられる助動詞ケム・ム
- 第 4 章 時に「上代特殊語法」などと称され、「否定を含んだ仮定条件」と解釈することに困難が伴うタイプの「ずは」

以下、A・B という観点に即しつつ、各形式における問題の所在を確認していく。まず A について。

- 【A】 「事実」と「非事実」の双方を言語化する形式と認識されてはいたものの、より顕著な性格を示す例の方に注目が集まりすぎて、「例外的な」例の扱いが不十分であったケース

この A に関わるのは第 1 章と第 2 章である。第 1 章のモコソ基本形・モゾ基本形の場合、これまで「非事実」を構成する例に見出される「未来」という時

間的性格に目を向けるあまり、「非事実」ならぬ「事実」を構成する例が在るにもかかわらず、その検討が疎かとなってきた。逆に第2章のサ行系においては、「事実」を構成する例に見出される「過去」という時間的性格にその規定が偏り、「非事実」を構成する（時制的に「未来」となる）例の検討が疎かである。以下、それぞれの例を引きつつ具体的に述べる（注2）。

- (a) 母北の方うしろめたく思して、「などかまづ見えむとは思ひたまふまじき。我は、心地もすこし例ならず心細き時は、あまたの中にまづとり分きて、ゆかしくも頼もしくもこそおぼえたまへ。（後略）」（源氏 若菜 下）
- (b) 又の日かへりごとあり。「よろこびて」などありて、いと心ようゆるしたり。かのかたらひけることのすぢもぞ、この文にある。（蜻蛉 下）

(a)はモコソ基本形の例であるが、ここでは、柏木の母が「柏木を愛し、頼りにもしている」ということが述べられる。一方、モゾ基本形の(b)は『蜻蛉日記』地の文の例で、日記中(b)以前の部分に記述のある対話の様子が、道綱母の受け取った手紙に書かれていたことを注記するもの。(a)(b)のモコソ基本形・モゾ基本形では、明白に「事実」が言語化されているのである。けれども、モコソ基本形とモゾ基本形には、次の(c)(d)のように「非事実」を構成する例が見られ、むしろ既説は、それら(c)(d)のような例にこそ目を向けてきた。そのうえで、モコソ基本形・モゾ基本形を「将来への危惧」の表現と考えるのが通例だったのである。

- (c) 少将のもとより御文あり。「いかにぞ。よべの縫さしものは。腹又立ちい
でずや。いと聞かまほしくこそ。（後略）」とあり。（中略）「腹はけしか
らず。人もこそ聞け。（後略）」とあれば、（落窪 一）
- (d) 「まめやかには、夜などあなたにあらむ折は用意したまへ。けしからぬ
ものなどはのぞきもぞする。（後略）」（和泉）

たしかに(c)では、北の方のことを悪く書いた少将の文を人が目にするかもしれ
ないこと、(d)では、宮邸に迎えられた和泉式部が人から覗き見されるかも

しれないことが、それぞれ危惧されていると解せよう。けれども、この「将来への危惧」という規定は、当然のことながら「事実」を表す(a)(b)には適用しがたい。そして「将来の危惧」たりえない(a)(b)の扱いに関して、既説では十分な検討が行われていない。第1章は、かかる「事実」の(a)(b)を「非事実」の(c)(d)と等しく扱い、その差異を超えたモコソ基本形・モゾ基本形の統一的な性格を論じる。さらに既説の枠組みでは、モコソ基本形とモゾ基本形の差異に関する言及もほとんどなく、その点についても考えていく。

続く第2章で扱われる助動詞キは、一般に「過去」の事態、即ち「事実」を構成する形式であるとされている。ケリとの対照において「どのような過去か」が取り沙汰されることはあっても、「過去」ということ自体の問い直しは、それほど活発になされてきたわけでもなかろう。しかし、キの「過去」については、その活用形のあり方との関連で改めて検討すべきことがあるかと思われる。というのも、助動詞キは「終止形・キ」以外、セ・シ・シカとサ行に活用している。そこから、サ行系とカ行系はもともと別語だったのではないかとの指摘が生まれ、本稿もそうであろうと考える。それでは、カ行系と共に「過去の助動詞」の一角を占めることになったサ行系の原義とは、いかなるものであったのだろうか。

(c) 妹と来之敏馬の崎を帰るさにひとりし見れば涙ぐましも (巻三 449)

(c)では、かつて妹と共に来た敏馬の崎を、今では一人で見ていることが嘆じられており、連体形シに上接する「妹と来る」という事態は過去時のものと考えられる。この(c)のように、今、我々が確認できるサ行系の多くに「過去」という時間的な性格が見て取れることはそのとおりである。換言すれば、多くのサ行系は「事実」を言語化しているのである。しかし、未然形セにバを伴って仮定条件節となるものの中には、「非事実」を構成する例が認められる。もちろん、仮定条件節に言語化されているのだから「非事実」であるなどと言いたいのではない。セバの多くは「過去」の(ということは「事実」であるはずの)事態を仮定して「反実仮想」となるが、中には「未来」の事態を構成する例も

見られるのである。

- (d) ・・我が大君皇子の尊の天の下所知食世者春花の貴からむと望月のた
はしけむと天の下四方の人の大舟の思ひ頼みて天つ水仰ぎて待つに・・
(萬葉 卷二 167)

(d)のセバでは「草壁皇子の治世」が仮定されている。しかし、その治世を「仰ぎて待つ」ともある以上(点線部)、この「しろしめしせば」を「反実仮想」と考えることは難しい。未来事態の仮定と考えるのが自然であって、サ行系・セによって未実現の事態が述べられていることになる。即ち、サ行系は「事実」だけではなくて、「非事実」も言語化しているのである。そのようなサ行系を単に「過去の助動詞」とするばかりでは済まされないであろう。第2章は、この(d)の如き例との関連を問いつつ、従来「過去」と見なされてきた諸例の検討を行うものである。

- 【B】 「事実」と「非事実」の双方を言語化する形式とは認識されていなかったケース。より具体的には、その文に構成されるのが「事実」であったのに、「非事実」として解釈してきたもの

通常、その形式によって「非事実」が言語化されるために、それが「事実」を述べる文であったにもかかわらず、そう解釈されてこなかったケースである。次の(f)(g)がそれに当たる。

- 桜の花のちるをよめる きのとものり
(f) 久方のひかりのどけき春の日にしづ心なく花のちるらむ
(古今 春下 84)
(g) かくばかり恋ひつつ不有者高山の岩根し枕きて死なましものを
(萬葉 卷一 86)

(f)には、一般に「推量」の表現を構成すると考えられているラムが現れ、ま

た(g)に用いられるズは、普通「否定」辞であるとされる。こうしたラム・ズの「推量」「否定」という性格ゆえに、これまで(f)や(g)は「非事実」を言語化する文と考えられるのが通例であった。(f)であれば「推量」、(g)なら「否定」の意をそのまま読み込んで、「事実」を述べる文とは見てこなかったのである。しかし、そのように「推量」「否定」の表現と解したことによって、(f)や(g)の文が明快に規定されたというわけではない。むしろ、かえって問題が複雑になったようにも思われる。

そこで(f)(g)のそれぞれを見ていくことにしよう。まず(f)に関連して、「推量」を意味する、ごく一般的なラムの例を挙げておく。

(h) 霧立ちて雁ぞなくなる 片岡の朝の原は紅葉しぬらむ (古今 秋上 252)

(h)の言語主体は「片岡の朝の原が紅葉している」という事態が現実世界に生じているか否かを知らない。だから、ここで言語化されているのは「非事実」に違いない。さらに、その事態が「推量」されていると考えることにも特段の問題はなかろう。しかし、先の(f)のラムは(h)の如き例とは事情を異にしている。詞書によると、(f)に述べられる「桜の花が散っている」という事態は囁目のもの、即ち、言語主体にとって明らかに「事実」なのである。したがって、その言語主体が「桜の花が散っている」ことを推量などするはずはない。そして、こういった「事実」が述べられる文に「推量」の形式が現れるという現象は、ラムだけではなくケムにおいても認められるようである。

藤原かねすけの朝臣

(i) よそにのみきかましものをおとは河渡るとなしに 見なれそめけむ

(古今 恋五 749)

この(i)に述べられる「聞くだけに留めておくべき人と関係を持ってしまった」という事態は、既に言語主体自身の身に生じた出来事として詠まれているであろう。ケムを述語に持つ文が「事実」を構成するのである。

しかしながら、この(f)(i)などのラム・ケムに関して、多くの既説は、そ

れをあくまでも「推量」を意味するものと考えた。それに伴って用例に疑問の意を読み込み、「どうして散るのだろう」「どうして関係を持ってしまったのだろう」の如き解釈を施した。けれども、(f)や(i)を見て了解されるとおり、これらの例には疑問を表す要素を見出すことはできない。さらに、そんな文から疑問の意を読み取って解釈を通そうとすることの妥当性が証されているわけでもない。本稿の第3章は、これら(f)(i)を「事実」が言語化された例と見る。つまりは「推量」の例と見なさない。そのような立場からラムやケムの性格を考えていくものである。加えて、そのラム・ケムと形態的な関わりを持ち、意義的にも分担関係を成すかと思われるムについても言及することになる。

一方、先掲の(g)は、否定辞ズにハが下接する例であった。かかる「ずは」節は、その多くが「否定を含んだ仮定条件節」となり、たとえば次の(j)などがそれに当たる。この「ずは」節を「朱が足りなかったら」の如く解釈することに異論は生じないであろう。

(j) 仏造るま朱不足者水溜まる池田の朝臣が鼻の上を掘れ

(萬葉 卷十六 3841)

しかし、同じ「ずは」を持つ(g)の場合、それを「否定を含んだ仮定条件節」として「このように恋していなかったら、死んでしまいたい」と解釈するならば、それは内容上、不自然かと思われる。その不自然さゆえに、(g)の如き「ずは」は、(j)等「否定を含んだ仮定条件節」の例とは区別され、様々に論じられてきたのだった。

結論的なことから述べれば、本稿は、この(g)などの「ずは」節にも「事実」が言語化されているのではないかと考える。実際、(g)の言語主体は「このように恋している」という事態を実現させていよう。だからこそ「死んでしまいたい」と思うのである。「ずは」には否定辞・ズが含まれているから、「恋していないなら」と「非事実」を仮定しているように見たくもなるけれど、いったんズを「否定」から切り離してみることによって、「ずは」をめぐる議論の錯綜も解消されてくるかと思われる。第4章では、このような立場から、「非事実」

を構成する「否定辞」であるはずのズが「事実」を構成するに至った背景を検討していく。

ここまでに述べてきたとおり、本稿の第1章から第4章で扱われるのは、従来、古代日本語の文法研究においてさまざまに取り沙汰されてきた問題である。本稿がそうした既説から恩恵を受けたことも事実であるが、これから試みられるのは、あくまでもそれらを【「事実」と「非事実」の双方が言語化される形式】として捉え直すことである。それを通じて、そこに本稿が認めたありさまを報告していきたいと思う。

なお、本稿の各章は以下の既発表論文に基づく。発表後、変更を加えた点や、他と合わせて一つのまとまりを構成するために改訂した部分も多い。

- 第1章 「モコソ・モゾと基本形終止」
『日本文化環境論講座紀要』3（京都大学） 2001年
- 第2章 「上代のセ・シ・シカ」
『言語情報科学』4（東京大学） 2006年
- 第3章 「『しづ心なく花のちるらむ』 - ム系助動詞と『設想』 - 」
『日本語の研究』7-1（日本語学会） 2011年
- 第4章 「上代特殊語法攷 - 『ずは』について - 」
『萬葉』207（萬葉学会） 2010年

注

- 1 文献37では、文献34の「此岸性・実事性」は「実事性」、「此岸性・想像性」は「此岸的想像性」、「彼岸性」は「彼岸的想像性」と称され、Langackerの“Foundations of Cognitive Grammar” Vol 2 (1991年)における図式との類同性が指摘されている。即ち、「実事性」は known reality、「此岸的想像性」は unknown reality、「彼岸的想像性」は non-reality である。

2 举例にあたって使用した本文は以下のとおりである。

- ・ 源氏物語、萬葉集 『日本古典文学全集』（小学館）
- ・ 古今和歌集 『新編国歌大観』（角川書店）
- ・ 蜻蛉日記 『新日本古典文学大系』（岩波書店）

第1章 「事実」と「非事実」を共に構成すると
認識されてはいたケース（1）

1

ここに「基本形」というのは、助動詞・終助詞等を下接させぬ単独の動詞のことである。第1章では、その基本形によって終止し、文中にモ+コソ、モ+ゾという係助詞の接続を持つ文が、言語主体のどのような判断によって構成されているのかを考える。以下、考察対象のそれぞれを「モコソ基本形」「モゾ基本形」と称する。本稿の確認した用例数はモコソ基本形が85例、モゾ基本形が19例。用例採集の対象は以下のとおりである（注1）。

竹取物語、伊勢物語、土佐日記、落窪物語、蜻蛉日記、枕草子、
紫式部日記、大和物語、平中物語、和泉式部日記、源氏物語、
うつほ物語、古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集

なお、モコソ基本形には、述語が現れないもの（後出の用例mなど）、述語にル・ラルを伴って受身を意味するもの（後出の用例iなど）が含まれている。述語が現れぬ例に関しては、それが述語を持ったとすれば基本形になったのではないかと考えられる。一方、ル・ラルの場合、よく知られるとおり、受身とは動詞の自他の延長線上に連なる概念である。それゆえに、ル・ラルを伴って受身を意味するものも基本形の延長線上に置くことができるであろう。なお、本稿の調査の範囲内でモゾ基本形にはこのような例を見なかった。しかし、そのことによってモゾ基本形とモコソ基本形との間に有意の差が見出されるわけでもない。

まずモコソ基本形・モゾ基本形の例を引く。

- (a) 少将のもとより御文あり。「いかにぞ。よべの縫さしものは。腹又立ちい
でずや。いと聞かまほしくこそ。（後略）」とあり。（中略）「腹はけしか

- らず。人もこそ聞け。(後略)」とあれば、(落窪 一)
- (b) 「まめやかには、夜などあなたにあらむ折は用意したまへ。けしからぬものなどはのぞきもぞする。(後略)」(和泉)

モコソ基本形・モゾ基本形に関しては、かねてから「将来の事態を予測し、危惧する表現」になるとの指摘があつて(注2)、それが通説的理解であると言える。たとえば(a)の落窪の君は、継母北の方を悪く言う手紙を寄越した少将に返事を書いている。そのような手紙が人目に触れでもしたら困ると抗議するもので、たしかに「将来への危惧」との読みが可能であろう。(b)は、帥宮が和泉式部に宛てた手紙であるが、宮邸に移った後は人に覗かれるかもしれないので、その点に注意が必要である旨、述べられている。ここでも「将来への危惧」という読みが成り立つわけである。

こうした通説的理解の範囲にも多少の幅はあつて、文献4及び、その再説の文献5は、「危惧」というよりも「期待」と解すべき例が在ることを指摘している。一方、文献47は「期待」の解釈を否定して「危惧」での統一を試みた。また「危惧」「期待」といった「情意的意味」を「語用論的なレベル」で扱われるべきものとして、「予測」に重点を置く文献29のような論もある。しかしながら、ここで注意さるべきはこうした差異ではない。モコソ基本形とモゾ基本形の中には「事実」を言語化する例が見出され、その点こそが重要であると考えられる。「事実」ということは、それは当然「将来」の事態ではなく、そうである以上、「危惧」「期待」「予測」のどれであっても、通説的理解が成り立たないことに変わりはないのである。次の(c)(d)を見られたい。

- (c) 母北の方うしろめたく思して、「などかまづ見えむとは思ひたまふまじき。我は、心地もすこし例ならず心細き時は、あまたの中にまづとり分きて、ゆかしくも頼もしくもこそおぼえたまへ。(後略)」(源氏 若菜 下)
- (d) 又の日かへりごとあり。「よろこびて」などありて、いと心ようゆるしたり。かのかたらひけることのすぢもぞ、この文にある。(蜻蛉 下)

(c)は、病中の柏木が落葉宮のもとに滞在して自分の側にいないことを、柏木

の母が咎めるものである。ここでのモコソ基本形「ゆかしくも頼もしくもこそおぼえたまへ」とは「柏木の母が柏木に会いたいと思い、頼りに思っている」ことの云いであるから、この事態は既に実現している。また「危惧」その他の解釈とも無縁であろう。一方、(d)のモゾ基本形「かのかたらひけることのすぢもぞ、この文にある」は、この(d)より前の部分に記載される「禪師と兼忠女の会話の様子」が、兼忠女からの手紙を情報源としていることを注記するものである。(d)は地の文の例であるから、時制的なことを言い出せばいろいろと議論にもなりそうではあるが、少なくとも「兼忠女からの手紙に書いてある」という事態が既に実現していることは確かであろう。むろん「危惧」などの解釈も成り立ちえない。

それでは「事実」を構成する(c)(d)の如き例は、通説的理解の中でどのように言及されてきたのであろうか。たとえば、(c)のようにモが「並列」を表す場合は例外になるとの指摘がある。たしかに(c)には「ゆかしくも頼もしくも」とあって「並列」しているように見える。しかし、そうだとするとなぜ「並列」なら例外になるのか。この点については特に説明されていないようである。モコソに関して係助詞と表現性の関連を考察した文献40によれば、モコソのモは「極端」な例を示すモがその本来であるという。その限り「並列」は異質ということにもなるのかもしれない。けれど、その「極端」や「並列」は「合説・添加」などと称されるモの最も一般的な意義と、どの程度異なっているのだろうか。「極端」や「並列」を独立した類と見なす可能性もあろうが、同様に、現象上の小異として「合説・添加」に一括される可能性もある。「並列」ゆえに自明に例外を生じさせるとは言えないのである。一方の(d)だが、文献48は、モコソと述語の間に他語が介在するものは通説的理解が成立しないと述べている。それをモゾにも適用すれば、或いは(d)が例外になる理由が説明されるのかもしれない。しかし、文献48は「いとにくさげなるむすめども持たりともこそ見侍れ」(枕草子・淑景舎、春宮にまゐりたまふほど)の「見侍れ」を「見る」と「侍り」で2語とするかたわら、「神などは目もこそとめ給へ」(源氏・葵)の「とめ給へ」を「補助動詞が添えられたにほかなら」ないとして1語とする。このように「他語介在」を認定する基準が説得的ではないのである。

以上の如く、モコソ基本形とモゾ基本形には、通説的理解で解釈できる「非事実」の例と、通説的理解では解釈できない「事実」の例が在って、通説的理解の枠組みにおいて後者は例外とされるものの、そのことにもっともな説明があるわけでもなかった。そうであるならば、そのような例外を生じさせる解釈自体を問い直してみてもよいであろう。つまり、通説的理解はある個別の例に関して偶然成り立ったものにすぎず、本当は例外が例外でなくなるような包括的な解釈があるのかもしれないということである。さらに、この点に加えて通説的理解にはもう一つの問題があるかと思われる。即ち、これまでモコソ基本形とモゾ基本形の差異はほとんど明らかにされていない（注3）。けれども、両者からは、異なった助詞コソ・ゾが析出される。むろんそうであるからと言って必ず両者に差異が生じるとも言えまいが、少なくともそれを探っておく必要はあろうと思う。

2

モコソ基本形とモゾ基本形の性格を考えるにあたっては、それぞれの言語主体が対者と取り結ぶ関係のあり方に着目するのが良いようである。もう少し具体的に述べれば、モコソ基本形・モゾ基本形は、言語主体が対者に向けていかなる発話を成す際に現れる文であるのかということ、以下、その検討を試みたい。ゆえに本節では、対者の存在が明らかでない（つまりは「心内文」や「地の文」ではない）例が扱われる（注4）。まずモコソ基本形の例から示そう。

- (e) わらはなる子の言ふやう、「すべて上のあしくしたまへるぞ。何しに部屋にこめ給て、かくをこなる物にあわせんとしたまひしぞ。いかにわびしくおぼしけん。御むすめども多く、まろらも行きき侍れば、行きあい来あい、聞こえ触るることもこそあれ。いみじき事なりや」とおよすげ言へば、北の方、「やつはいつち行くともよくありなんや。行きあふともわれらが子どもいかがせん」といらへ給ふ。 （落窪 二）
- (f) 仲忠、「ただ今、わづらひにて侍り。えまかまで、せめて隠れ所を求むるに、ただ、ここに候はむのみなむ、心安かるべき」兵衛、「あなむくつけ

や。過ちしたらむ人をば、いかで隠さむ。言ひ懸けもこそし給へ

(うつほ 内侍のかみ)

(e)は、落窪の君の脱出後に継母・北の方とその実子・三郎君との間でなされた会話。(f)は、帝から琴を弾くよう迫られた仲忠が、兵衛の局に逃げ込んできたという状況である。それぞれの点線部に明らかなように、(e)と(f)において、モコソ基本形の言語主体は対者を非難している。(e)の三郎君は落窪の君を脱出にまで追い込んだ北の方の虐待を、(f)の兵衛は帝からの避難先にとやってきた仲忠の迷惑さを、それぞれ非難するわけである。この「言語主体による非難」ということは先の(a)においても同様に認められるであろう。

(a) 少将のもとより御文あり。「いかにぞ。よべの縫さしものは。腹又立ちい
でずや。いと聞かまほしくこそ。(後略)」とあり。(中略)「腹はけしか
ら。人もこそ聞け。(後略)」とあれば、 (落窪 一)

点線部に端的であるが、ここで落窪の君は、少将からの手紙に北の方の悪口が書かれていたことを非難しているのである。

ここまでに見たモコソ基本形とは、言語主体によって対者が非難される際に現れる文であった。一方のモゾ基本形はいかがか。次にその例(g)(h)を引き、類例の(b)も再掲する。

(g) さて、このもとよりの人の聞くに、え気色ばみてはいはで、「おのが身はいとくちをしく、妹もなければ、この琴弾きたまふは、妹背山にやは頼みたまはぬ」と、男いへば、琴弾く女、「われも、兄なきわびをなむする。寄せむかし」といへば、(中略)朝に文どもやるとて、

くづれすな妹背の山の山菅の根絶えばかりる草ともぞなる

(平中 二九)

(h) 「(前略)すこし思し慰みなむに、知らざりしさまをも聞こえん。憎しとな思し入りそ。罪もぞ得たまふ」と御髪を撫でつくろひつつ聞こえたまへば、 (源氏 総角)

(b) 「まめやかには、夜などあなたにあらむ折は用意したまへ。けしからぬものなどはのぞきもぞする。(後略)」 (和泉)

見られるとおりに、それぞれの点線部は命令表現であって、モゾ基本形の言語主体が対者に何らかの事柄の成立を求めていることがわかる。個々に即して述べれば、(g)の平中は、女に対して「兄と妹のような関係」という建前を崩さぬよう求めている。この女は、平中がもともと通っていた女の親戚に当たるため、人目を憚る必要があった。(h)では、中君が匂宮と関係を持たされたことを恨みに思い、そんな中君に対して大君が自分を恨んでくれるなど諫めている。(b)は、先述のとおり、帥宮が和泉式部を自邸に迎える際、邸内は人に覗かれる危険があるので注意が必要と述べるもの。以上のモゾ基本形は、言語主体が対者に事柄の成立を要求する際に現れる文であると言える。

ここまでモコソ基本形とモゾ基本形における、言語主体 / 対者の関係を確認してきた。モコソ基本形の場合、その言語主体は対者の言動を非難し、また、モゾ基本形では、言語主体が対者にある事柄の成立を要求していた。そのような環境にあって、モコソ基本形とモゾ基本形はいかなる表現上の機能を果たすのであろうか。そこで、モコソ基本形で表される事態をX、モゾ基本形で表される事態をYとし、Xと「非難されている事柄」、Yと「成立が要求されている事柄」の関係に着目してみると以下の如くである。

モコソ基本形において言語主体が非難している事柄は、Xに対する配慮を欠き、そのために非難の対象となっている。たとえば(a)の「北の方のことを悪く書いた少将の手紙」は【手紙の内容を人が知ること】への配慮を欠き(【】内にX、Yの概要をまとめる。逐語的な正確さを期すものではない)、それゆえに落窪の君は少将を非難するのである。(e)(f)も同様で、(e)の場合、北の方の「やつは」以下の応答をふまえると、ここで三郎君が気にしているのは、落窪の君が権勢を手にした際、北の方の実子に報復する可能性が否定できないということであろう。「北の方の虐待行為」は、その【権勢ある落窪の君が、北の方の実子に報復すること】への配慮なく既に成立してしまったのであり、ゆえに、三郎君からの非難を受けるのである。また、(f)の兵衛が「仲忠が帝から逃れて局にやって来たこと」を非難するのは【仲忠を匿った兵衛までが言い

がかりをつけられること】への配慮がなされていないからにはほかなるまい。このように、モコソ基本形の言語主体は、対者にXへの配慮がないことを問題視して批判を行うのだから、Xは、言語主体にとって「配慮される必要がありながら、それがなされていない事態」であると言える。そう把握された事態は、モコソ基本形というかたちで言語化されるのであり、したがって、モコソ基本形の表現機能も事態のそのような性格の提示に求めることができよう。

他方、モゾ基本形において言語主体が成立を要求する事柄は、Yに対する配慮の結果に当たり、それゆえにその成立が求められている。(b)の和泉式部が「宮邸での心用意」を要求されるのは、それが【人が覗くこと】を配慮した結果に当たるからである。(g)において【枯れ草となること＝平中と女の関係が絶えること】を配慮し、それを回避するためには、平中が女に求めた「兄と妹のような関係という建前を崩さないこと」が重要であろう。「もとよりの人」が二人の関係に不審を感じた場合、それに対して主張する口実は少なくとも確保され、それによって関係の妨害を防ぐことができるかもしれないからである。(h)では「深く物を思いつめると来世への罪業を作る」という発想のもと、【中君が来世への罪業を得てしまうこと】に配慮して「大君を恨みに思わない」ことを実現するよう大君が求めている。以上のとおり、モゾ基本形の言語主体は、ある事柄がYへの配慮の結果に当たるがゆえに、対者にその成立を要求していた。だから、Yとは言語主体にとって「今後、配慮される必要がある事態」ということになる。そして、そのように把握される事態はモゾ基本形によって言語化されているのだから、モゾ基本形の表現機能もそうした事態の性格を提示することに求められるだろう。

確認してきたように、モコソ基本形とモゾ基本形の言語主体は、その表すところの事態に配慮を要すると考え、かつ、現時点でその配慮がなされているとは思っていない点で共通する。しかし「いま、配慮が無いこと」に関わるか「今後、配慮が在ること」に関わるかによって両者は分かれたるのである。つまり、モコソ基本形は、言語化時点で配慮がなされていないことを非難するのに対し、モゾ基本形は現状を問わない。その先、即ち、言語化時点以降に配慮がなされることを要求するのであった。

モコソ基本形・モゾ基本形に関して、ここまで述べてきたことを定義のよう
に示しておく。

- ・ モコソ基本形の言語主体は、モコソ基本形に言語化される事態への配慮が
必要であると考えているが、現状においてそれがなされていないことを非
難する。モコソ基本形は、かかる言語主体の判断を表す文である。

(→「無配慮・非難」と略称する)

- ・ モゾ基本形の言語主体は、モゾ基本形に言語化される事態への配慮が必要
であると考え、今後、それがなされることを求める。モゾ基本形は、かか
る言語主体の判断を表す文である。

(→「配慮・要求」と略称する)

上記がモコソ基本形・モゾ基本形に対する本稿の結論となる。しかし、これが
モコソ基本形・モゾ基本形の全体に妥当するものであるかどうか、確かめてお
かなければなるまい。それを次節で行うことにする。

3

前節では、モコソ基本形・モゾ基本形の言語主体 / 対者間の関係に注目した
が、そこに引いた諸例と趣を異にするものに、次のような例が在る。

【モコソ基本形】

- (i) この障子は、とみのことにて、開けながら下りにけるを思ひ出でて、人もこそ見つけて騒がるれと思ひければ、まどひ入る。 (源氏 蜻蛉)

ある所に、せ教し侍ける法師のずそうばらのみて侍けるに、すだれ
のうちより花ををりてといひ侍りければ 寿玄法師

- (j) いなをらじつゆにたもとのぬれたらば物思ひけりと人もこそ見れ
(拾遺 雑下 532)

【モゾ基本形】

- (k) 北の方、典薬がもとにかぎ請いやりて、「あやしう、わがなきほどに人も

ぞあくる」とて、かぎ持ちて乗り給ぬることを、いみじくにくしとあこ
き思ふ。（落窪 一）

- (1) 大将の君、宮の御もとに、かく聞こえ奉り給ふ。「(略)」と聞こえて、「御
返り言見て、御前へは参らむ。昨日のやうにもぞもて騒ぐ」と思して、
しばし参り給はず。（うつほ 蔵開 中）

モコソ基本形の例(i)(j)から検討しよう。(i)は、障子を開けたまま退出し
てしまった女房がそのことを思い出し、(j)では、簾の中から枝を折れと所望
された寿玄法師がそれに応答する。見られるとおりに、(i)にはモコソ基本形に
伴って現れる判断(=点線部)がなく、また、(j)のそれは「いなをらじ」と
いう申し出の拒絶であって、ひとまずは「非難」に当たらない。しかし、(i)
では、障子を開けたままにしておく女主人が垣間見される危険性がある、
ゆえに障子の開放を発見されれば騒ぎとなること、また(j)の場合は、枝を折
るとその露で袂が濡れ、それを物思いの涙によるものと人に誤解されることが、
それぞれ問題とされている。(i)(j)どちらの場合も、言語主体には容認でき
ない事柄(=障子が開けたままになっていること、枝を折ること)があり、そ
れらが容認しえないのは、モコソ基本形で言語化される事態への配慮を欠くか
らなのである。即ち、(i)ではX【人が発見して騒ぎになること】、(j)ではX
【物思いをしていると人が見ること】への配慮が欠けているわけであった。そ
の点、これら(i)(j)は、前節に見たモコソ基本形の諸例と共通しているであ
ろう。したがって、その表現上の機能も「無配慮・非難」のとおりと認めうる。
(i)(j)のいずれからも、そこには非難のニュアンスが読み取られることにな
るのである。(i)の場合は、障子を開けたままにってしまったことを我ながら
咎めだてるような気分が滲むであろう。また、(j)の点線部・申し出の拒絶は、
時にそのような申し出がなされたことへの非難たりうる。字面上、あからさま
な非難ではないにもせよ、非難の表現が申し出の拒絶に運用されるのも一つの
自然なのである。

次に、モゾ基本形の例たる(k)と(1)について。(k)で、落窪の君の継母・
北の方は、外出に際して聞こえよがしに留守中の用心(落窪の君を閉じ込めて
いる部屋が開けられてしまわないように、という)を口にする。(1)では、帝

への進講のため宮中での宿直が続く仲忠が、妻・女一宮に手紙を書く。先日出した手紙の返事は帝の御前にいるおりに届き、帝の目に触れるなどの騒ぎになったため、今回は返事が来るまで伺候すまいと考えている。(k)(1)のどちらも、一見、事柄の成立を要求する際に出現しているというわけでもなからう。(k)のモゾ基本形は何らかの判断と共に現れてはいないし、(1)の場合、共に現れる判断は意志の表現なのである。しかし、実際に要求こそされていなくとも、(k)では「北の方が鍵を持って出ること」、(1)では「女一宮からの返事が届いてから帝の前に行くこと」が、それぞれの言語主体には必要とされている。そして、それらの事柄が必要とされるのは、それらがモゾ基本形で言語化される事態への配慮の結果に当たるためである。(k)の「北の方が鍵を持って出ること」は、Y【誰かが鍵を開けて、落窪の君が脱出すること】を、また、(1)の「女一宮からの返事が届いてから、帝の前に行くこと」も、Y【女一宮からの返事を帝に見られて騒ぎになること】を配慮した結果に該当するのであった。したがって、(k)(1)双方とも、前節で扱ったモゾ基本形の諸例と変わるところがなく、「配慮・要求」という理解を可能としよう。(k)では「鍵を渡ししてくれ」などが含みとして生じて、事実上、事柄成立の要求をするものと考えられるし、(1)の「返事が届いてから行こう」という意志は、自身に「返事が届いてから行く」という事柄の成立を要求することにほかなるまい。

ここまでに見た(i)から(1)のモコソ基本形・モゾ基本形は、端的な非難、端的な事柄成立の要求という環境に出現しているわけではなかったけれど、いずれも「無配慮・非難」「配慮・要求」という性格を認めることができた。では、次のような例はどうだろうか。

(m) 七日七日の御誦経などを、人の聞こえおどろかすにも、「我にな聞かせそ。
かくいみじく思ひまどふに、なかなか道さまたげにもこそ」

(源氏 柏木)

(n) されど、けしからぬやうにもあり、又おのづから聞きつけて、うらみも
ぞする。あいなし。 (枕 人の上いふを腹だつ人こそ)

(m)では父大臣が、自分が柏木の弔いに関わると、哀しみが強すぎて柏木の往生を妨げると述べている。点線部に明らかなように、このモコソ基本形は事柄成立の要求の際に出現するものと考えてみることができよう。(n)は人の噂話をするのは楽しいと述べた上での記述。点線部「あいなし」は、自省的なものか一般論かはともかくも、噂をすることに否定的言及をしてみせたものと言え、そのような非難がましい文脈にモゾ基本形が現れるわけである。とすると、前節において先の結論を導いたのと同様の手順によって、(m)(n)からは逆の結論(モコソ基本形が「配慮・要求」、モゾ基本形が「無配慮・非難」という)が導きえ、それを先の結論と合わせれば、モコソ基本形・モゾ基本形共に「無配慮・非難」「配慮・要求」の双方をその表現上の機能として持つことになる。両者の差異が解消されてしまうのである。しかし、ここで再び用例(e)(g)を見ておく必要があると思う。

(e) わらはなる子の言ふやう、「すべて上のあしくしたまへるぞ。何しに部屋にこめ給て、かくをこなる物にあわせんとしたまひしぞ。いかにわびしくおぼしけん。御むすめども多く、まろらも行きさき侍れば、行きあい来あい、聞こえ触るることもこそあれ。いみじき事なりや」とおよすげ言へば、北の方、「やつはいづち行くともよくありなんや。行きあふともわれらが子どもいかがせん」といらへ給ふ。(落窪 二)

(g) さて、このもとよりの人の聞くに、え気色ばみてはいはで、「おのが身はいとくちをしく、妹もなければ、この琴弾きたまふは、妹背山にやは頼みたまはぬ」と、男いへば、琴弾く女、「われも、兄なきわびをなむする。寄せむかし」といへば、(中略)朝に文どもやるとて、

くづれすな妹背の山の山菅の根絶えばかりる草ともぞなる

(平中 二九)

前章で述べたとおり、(e)の三郎君は、落窪の君からの報復を気に懸けているのだから、北の方が虐待を改め、落窪の君の印象を良くするように振る舞えば、X【北の方の実子が、権勢ある落窪の君と関わりを持ち、報復されること】を配慮した結果にもなりうるであろう。しかし、落窪の君が脱出して手が届かな

くなった現状では既に取り返しがつかない。いまさらXに配慮したところで無駄なのであるから、ここでそのような無駄なことが求められているとは考えにくい。一方、(g)において相手の女に平中との関係の実質を漏らしかねない様子があったというのなら、平中がY【枯れ草となること＝平中と女の関係が絶えること】への無配慮を咎めることも起こりえようが、そうした記述は本文にない。本文に記された範囲では、Yへの配慮を欠いた女を平中が咎めるような状況ではないと考えるのが自然である。結局、(e)のモコソ基本形を「配慮・要求」、(g)のモゾ基本形を「無配慮・非難」と解することには無理が伴う。モコソ基本形は「無配慮・非難」によってその全体を規定しうるが「配慮・要求」には反例が在り、モゾ基本形は「配慮・要求」によってその全体を規定しうるが「無配慮・非難」には反例が存するということである。たしかに(m)(n)等の個別においては、結論に疑念を生じさせるような解釈を試みることもできるであろう。しかし、以上をふまえれば、やはり先に結論したとおり、(m)のモコソ基本形は「無配慮・非難」、(n)のモゾ基本形は「配慮・要求」の表現と考えるのが適切かと思われる。したがって(m)の点線部からは、弔いに関わらせようとする人々を、柏木の父が非難するようなニュアンスが読み取られることになる。一方、(n)の点線部には、人の悪口を言うことに関して、それを抑制するよう求めるかの如き口吻が看取されるのである。

次に、行論上、当然のことでもあるのだが、通説的理解における例外が本稿では他の例と同様に解釈されることに触れておく。既に挙げた(c)(d)がその例であった。

- (c) 母北の方うしろめたく思して、「なかまづ見えむとは思ひたまふまじき。我は、心地もすこし例ならず心細き時は、あまたの中にまづとり分きて、ゆかしくも頼もしくもこそおぼえたまへ。(後略)」 (源氏 若菜 下)
- (d) 又の日かへりごとあり。「よろこびて」などありて、いと心ようゆるしたり。かのかたらひけることのすぢもぞ、この文にある。 (蜻蛉 下)

(c)では、柏木の母が、病中の柏木が落葉宮のもとに滞在して自分の側にはい

ないことを咎めていた。ここで咎められる「柏木の不在」が、X【柏木の母が柏木を愛し、頼りにしていること】への配慮を欠くものであり、それゆえに非難されていることは、これまでに述べてきたモコソ基本形の諸例と同様であろう。

一方の(d)であるが、これにはいささか注意が必要である。ここで「かへりごと」とは、道綱母が兼忠女の女子を養女に迎える意向を示したことへの応諾の返事を指す。下線部「かのかたらひけるすぢもぞ、この文にある」は、日記中(d)より前に記載される兼忠女とその異母兄(禪師)の対面の顛末が、その「かへりごと」に記されていたことをいう(禪師は道綱母の使者として養女迎えの交渉にあっていた人物)。さて、この下線部のうち「この文にある」は諸注ほとんどがこの形で本文を立てるが、底本である書陵部本「この文もある」の意改である。さらに、蜻蛉日記全体の本文状況を考え合わせれば、このモゾ基本形には本文上の問題がある可能性も残ろう。このことに留意する必要はあるのだが、文献6によれば、ここのモゾと基本形は共に異文が無く、現段階でこの(d)がモゾ基本形の例となることもまた確かである。ゆえに、これを本文に問題ありとして処理するのではなく、本稿の立場から言及するならば、次のようになるであろう。まず、兼忠女と禪師の対面部分の叙述を示す。

異腹にてこまかになどしもあらぬ人の、ふりはへたるをあやしがる。「なにごとによりて」などありければ、とばかりありてこのことをいひ出だしたりければ、まづともかくもあらで、いかにおもひけるにか、いとみじう泣き泣きて、とかうためらひて、「ここにも今はかぎりにおもふ身をばさるものにて、かかるところにこれをさへひきさげてあるを、いとみじとおもへども、いかがはせんとてありつるを、さらばともかくもそこにおもひさだめてものしたまへ」とありければ、又の日かへりて「さきなん」といふ。(蜻蛉 下)

この部分は蜻蛉日記の文章中、特色あるものとされ、かねてから注目を集めてきた。道綱母が直接に体験した(とされる)事柄以外は、推量なり引用なりの形式をとることが通例であるのに対し、この対面の模様は道綱母の体験の外に

ありながらそのようではなく、むしろ体験した事柄と同様に叙せられているからである。日記中、こうした叙述が他に例を見ないわけではないが（文献4参照）、ここは状況の細部や他者の心理までが描写される点で（下線部参照）際立っている。いわば叙述のあり方として最も「作り事」めいた部分なのであり、事実「物語的」との指摘も多い。そしてこのモゾ基本形も、ここが「作り事」めくことに関わるのではないか。つまり、道綱母が体験しえない兼忠女と禅師の対面の顛末が、状況の細部から他者の心理に至るまでこと細かく叙せられているけれど、それには兼忠女からの手紙という情報源がある。そこに配慮して「そらごと」を書いたとは思ってくれるな、という読者への働きかけを行うものとするのである。より厳密に言えば、対者（＝日記読者）が配慮すべき事態たる、Y【兼忠女と禅師との対面の顛末が手紙に記されていること】を提示し、その含みとして対者に「対面の顛末を作り事だとは思わない」という行動を要求するもので、その点、これまでに見てきたモゾ基本形と変わるところがないのである。

こうして本稿は、(d)のモゾ基本形を「叙述に関する注釈」かつ「読者への働きかけ」と見た。そうした表現は日記中、他にも確認され、(d)に対する以上のような解釈も『蜻蛉日記』全体の文脈に整合的であると考えられる。まず「叙述に関する注釈」であるが、西の宮左大臣流罪のくだりに「身の上をのみする日記には入るまじきことなれども、かなしとおもひいりしも誰ならねば、しるしおくなり」という注記がなされている。あくまでこの日記が、道綱母の体験に基づくものであるとのスタンスを維持しようとする記述と言え、(d)のモゾ基本形もこれと共通の発想によるものかと思われる。さらに、このような叙述のスタンスは、著名な上巻冒頭で、この日記が「人にもあらぬ身の上」を記すものと規定され、その「人にもあらぬ身の上」が「世におほかるふる物語」の「世におほかるそらごと」と截然と区別されていることと同根であろう。一方、直接「読者への働きかけ」を行う表現には「かへし、口々にしたれど、わするほどをしはからなむ」などがあって、(d)のモゾ基本形もこれらの一環ということになるのである。

これら(c)(d)の他にも、通説的理解を適用しえない例の中には興味深いものも多い。しかし、説明としては重複となるばかりであるから、次に二つほど

示しておくに止める。

- (o) 「この住吉の明神は、例の神ぞかし。欲しき物ぞおはすらむ」とは、今めくものか。(中略)「幣には御心の行かねば、御船も行かぬなり。なほ、嬉し、と思ひ給ふべき物奉り給べ」と言ふ。また、言ふに従ひて、いか
がはせむ、とて、「眼もこそ二つあれ。ただ一つある鏡を奉る」とて、海
にうち嵌めつれば、口惜し。(土佐)

航海中、海が波立つので住吉の明神に幣を納めたものの、いっこうに鎮まる気配がない。そこで、再度、鏡を納めることにしたおりの発言にモコソ基本形が現れるのだが、これを「将来への危惧」と解釈することはできないだろう。このモコソ基本形「眼もこそ二つあれ」における「眼」とは貴重な物の例である。その「眼」でさえも二つ在るのに、いま納めようとしている「鏡」は一つしか無い。つまり、(o)でのX【眼でさえも二つ在ること】は「鏡の貴重さ」の云いである。その「鏡の貴重さ」に配慮することなく、「鏡」を納めざるをえない状況をもたらした住吉の明神に対し、言語主体は非難の気持ちを抱く。そのことは「今めくものか」「口惜し」(点線部)というフレーズに現れていよう。やはり(o)のモコソ基本形も、他と同様「無配慮・非難」の表現なのである。

- (p) (前略)石橋に生ひなびける玉藻もぞ(毛叙)絶ゆれば生ふる打橋に生ひををれる川藻もぞ(毛叙)枯るれば生ゆるなにしかも我が大君の立たせば玉藻のまころ臥やせば川藻のごとくなびかひの宜しき君が朝宮を忘れたまふや夕宮を背きたまふや(後略) (萬葉 卷二 196)

本稿の調べた範囲で、通説的理解が適用しえないモゾ基本形の例は先掲の(d)のみであった。が、萬葉集に目を転じてみると類例が追加されるようであり、それが(p)の「明日香皇女挽歌」である(注5)。萬葉集にはモコソ基本形の例を見ず、モゾ基本形もこの(p)に2例在るだけなのだが、二つとも「将来への危惧」とは解せまい。このとき注意されるのは、(p)のモゾ基本形に現れる「玉藻」と「川藻」が、そのすぐ後の叙述で、生前の明日香皇女(=「我が大君」)

が夫に寄り添うさまの喩となっている点である。実際の「玉藻」「川藻」は枯れてもまた再生するが、それに喩えられる明日香皇女の方は宮殿から姿を消したままである。点線部「なにしかも～背きたまふや」では、そのような皇女の不在が歎じられているわけだが、ということは即ち「皇女がまた姿を現すこと」が望まれてもいるはずである。(p)の点線部とは、「事柄成立の要求」という気分が滲むような叙述であって、その点で、これまでに見たモゾ基本形の場合に通うのである。さらに、ここで求められる「皇女がまた姿を現すこと」は、モゾ基本形に述べられる事態Yへの配慮の結果に当たるであろう。つまり、(p)におけるY【実際の玉藻・川藻は再生すること】(モゾ基本形二つをこのように集約する)に配慮すれば、玉藻・川藻に喩えられる明日香皇女の方とて、また姿を現して然るべきではないのか、それを皇女に求めたい。(p)とは、かかる訴えがなされる歌かと思われる。通説的理解の外にある(p)のモゾ基本形も、やはり中古の諸例と同じく「配慮・要求」の表現なのである。

4

ここまで、既説において「将来への危惧」を意味するものとされることの多かったモコソ基本形とモゾ基本形を、それぞれ「無配慮・非難」と「配慮・要求」の表現であるとした。この「将来への危惧」から「無配慮・非難」と「配慮・要求」へという把握の転換は、モコソ基本形とモゾ基本形に止まらず、基本形終止全体の理解にも示唆するところがあるように思われる。加えて、モコソ基本形・モゾ基本形の「無配慮・非難」と「配慮・要求」という差異は、モコソ基本形・モゾ基本形から析出される係助詞コソ・ゾの差異にも関連しているだろう。第4節は以上2点についての言及を行い、モコソ基本形・モゾ基本形の考察への補論とする。むろん本稿の範囲ですべてを論じきれないわけではなけれど、一定の見通しを述べておくことにしたい。

まず基本形終止全体の性格に関わることに触れる。本稿の関心は、あくまで「(助動詞等を下接させない)単独の動詞」による終止の持つ性格にある。だから、本稿の「基本形終止」には終止・連体・已然という異なった活用形の諸例

が一括される。既説の中に、考察を「動詞の終止形」(或いは、「連体・終止形」)に限定する論のあることは承知しているし、活用形の別によって文終止のあり方に差異が生じることも事実であろう。しかし、文終止のあり方に見られる活用形ごとの異なりとは、本来「単独の動詞」のみならず、助動詞を伴ったもの、或いは、形容詞等も含めて考察されるはずのことだろう。本稿では「単独の動詞」の中で各活用形の別を云々するよりも、活用形の違いを措き、「単独の動詞であること」の同一性を問うことを優先しようと思うのである。

具体的には、基本形終止の「時間的性格」について。モコソ基本形とモゾ基本形には、その時間的性格を問うとすれば「未来」に当たる例と、非「未来」になる例が在った。しかし、そうした時間的性格の別は「無配慮・非難」「配慮・要求」の表現たるモコソ基本形・モゾ基本形にとっては、いわば現象上の小異であるにすぎない。モコソ基本形・モゾ基本形の時間的性格を云々しても有意の規定には結びつかなかったのである。そしてこのことは、基本形終止全体に目を転じた場合も同じではないだろうか。基本形終止に関する既説は、テンス・アスペクトという時間の観点によるものが多い。しかしその反面、基本形終止のテンス・アスペクト的な振る舞いが多岐に亘って雑多と言えるほどであることもよく知られている。テンス的に「現在」、アスペクト的には「継続」が基本形終止の表すところの中心に据えられる一方、その規定に反して、テンス的には「過去」や「未来」と解釈されることになるもの、アスペクト的にも「継続」ではなくて、むしろ動作を全一的に把握していると考えたほうが良いような例も存するのである(注6)。

こうした状況ゆえ、基本形終止に対する時間的な規定も明快なものとは言い難い。たとえば基本形終止に「不完成」という概念が適用されることがある(文献24・25など)。「完成」とは【動作を全一的に把握している】ことを意味するものであるが、対する「不完成」とは【「完成」ではない(=動作を全一的に把握していない)】ことを表すのではない。【「完成」である(=動作を全一的に把握している)との表示を行わない】という概念である。仮に「不完成」が【「完成」ではない】の意であるとするならば、「完成」的性格が見出される例を排し、「継続」及びその延長線上のものを一括する概念として、或いは有効性あるものと言えるのかもしれない。しかし、その「不完成」によって基本形終止を規

定することはできないであろう。基本形終止には「完成」的な例を見るからである。一方【「完成」であるとの表示を行わない】という意であれば、結局「完成」を含んだあらゆるものに妥当しうる。だから、基本形終止も「不完成」の形式と言ってしまうことはない。しかし、そのような規定に意味があるだろうか。

もともと「不完成」とは、ロシア語等スラヴ諸語における「体」の研究の中で用いられてきた概念である。それらの言語において、動詞は形態論的に完成体 / 不完成体 という二項対立の関係に置かれている（注7）。つまり、それらの言語で動詞を用いる場合は、完成体 / 不完成体 のいずれかを選択することになるのである。その際、不完成体とは、有標項・完成体に対する無標項である。完成体の側では【「完成」である】ことが積極的に示されるけれど、無標項の不完成体はあくまでも漠然と【「完成」であるとの表示を行わない】という括りに留まるのである。文献44の述べるところを引用する。

不完了体には完了体に含まれているプラスの特徴の欠如以外に共通の意味をなにも帰せしめないほうがよい。

つまり「不完成」という概念は、何事も規定しないところにその特徴がある。「明白な二項対立を成し、かつ、その二項が有標と無標の関係にあったときの無標項」という前提を満たして初めて適用する意味があるような概念なのである。そして、基本形終止がその前提を満たしていないことは言うまでもない。以下の記述に留意すべきであろう。

「完了体」、「不完了体」、「完了性 / 不完了性」は個別のスラヴ語文法論の術語としてとりあげられるというのが正しいかと思われる。（文献45）アスペクトの存在するところでは、どこでもアスペクトの意味はスラヴ語のCBとHCB（引用者注：「完成」と「不完成」を指す）の意味と同じか、非常に近いかのように考えてはならない。（文献46）

そもそも時間的な性格とは、その気にさえなればあらゆる文から見出すことが

できるようなものである。だから、個々の用例に時間的な性格が見て取れたとしても、それは単に見かけ上のもの、言語形式によって意味されているわけではないという可能性が残る。基本形終止の場合も同様であって、テンス・アスペクト的になかなか有効な規定がしがたいのであれば、その観点を離れてみたほうが生産的なのである。

一方、基本形終止に関わる既説の中にはテンス・アスペクトの観点によらぬものもある（近時の論としては文献 32 など）。ただし、その場合は考察対象が「終止形」乃至「連体・終止形」に限定される傾向が見られるようである。さらに、そうした論では「動詞の（連体・）終止形」が持つ「何も下接させない」という「形態的な無標性」が「意味的な無標性」、即ち「積極的な特徴を示さない」ということにリンクされがちである。たしかに「動詞の（連体・）終止形」を「積極的な特徴を示さない形式」とするのであれば、実例の中にその規定に当てはまらぬものは無いであろう。しかし、実際の「動詞の（連体・）終止形」は何であれ雑多に表すわけでもなく、そこには特徴的な幾つかの類型が認められる。つまり、基本形終止というのは何らかの特徴を示すような文である。そうした文に対しては、それを「無標形式」として片付けるのではなく、その特徴に基づいた積極的な規定が試みられても良からう。

それでは、本稿が述べる「無配慮・非難」と「配慮・要求」という把握は、基本形終止全体の理解に対して何をもたらすものであるか。まず、これら「無配慮・非難」「配慮・要求」はモコソ基本形・モゾ基本形という個別に密着した概念であるから、より一般性のある姿に把握し直すこととする。そこで改めて用例(a)(b)を引こう。

- (a) 少将のもとより御文あり。「いかにぞ。よべの縫さしものは。腹又立ちい
でずや。いと聞かまほしくこそ。(後略)」とあり。(中略)「腹はけしか
らず。人もこそ聞け。(後略)」とあれば、(落窪 一)
- (b) 「まめやかには、夜などあなたにあらむ折は用意したまへ。けしからぬ
ものなどはのぞきもぞする。(後略)」(和泉)

これまで本稿は、モコソ基本形の点線部には「非難」、モゾ基本形の点線部には「事柄成立の要求」という性格が見出される旨、述べてきた。しかし、この「非難」及び「事柄成立の要求」とは、より大きく括れば「言語主体が対者に向けて提示する判断」である。そう考えてみると、モコソ基本形とモゾ基本形で言語化される事態も「言語主体が対者に向けて提示する判断の基盤」と捉え直されよう。例に即せば、(a)では、X【手紙の内容を人が知ること】を基盤として、言語主体・落窪の君が「けしからず」という判断(=「非難」)をし、それが対者・少将に告げられる。(b)の帥宮は、Y【人が覗くこと】を基盤とした自身の判断「用意したまへ」(=「事柄成立の要求」)を対者・和泉式部に向かって説いたわけである。なお、先掲(i)(k)のように対者に向けて主張される判断が明示されていない例も在るが、判断の基盤となる事態が提示されさえすれば、逆に判断自体が含みとして生じもするであろう。たとえば事態「雨が降っている」を提示するだけで「傘を持って行け」という主張が可能となるように。よって(i)(k)の如きも(a)(b)と本質的に変わるところはない。

述べてきたとおり、モコソ基本形・モゾ基本形は「対者に向けて提示する判断の基盤となる事態」を言語化するものと見なしえた。以下、これを「基盤提示」と呼ぶことにするが、基本形終止全体に眼を転じてみても、その「基盤提示」を行うとの解釈可能な例が在り、それを類型Aと称する(注8)。

【類型A】

(q) 「翁、年七十に余りぬ。今日とも明日とも知らず。この世の人は、男は女に婚ふことをす。女は男に婚ふことをす。その後なむ、門ひろくもなり侍る。いかでかさることなくてはおはせむ」 (竹取)

(r) 「我をみそかに」と言ひわたり給へば、わが君の御事を否びがたくやありけん、いかでと見ありく。(中略) 帯刀、「このたびだに御返り聞こえ給へ。しかじかなんのたまひて、『心にいれぬぞ』とさいなむ」と言へば、
(落窪 一)

(q)の竹取の翁は、かぐや姫に結婚するのは当然と説くが、その判断の基盤に当たる事態【男と女は結婚すること】【結婚が家門繁栄につながること】が基本

形終止によって言語化されている。この(q)の基本形終止は、テンス・アスペクト論の枠組みからは「超時的な事態」などとされるのではないか。(q)が時間的には超時的ということになるのはそのとおりでもあろうが、(q)に見受けられる性格は、超時的であるということには止まらず、「基盤提示」を行うものとの一面も見出しうるのである。続く(r)は、帯刀があこきに対して、今度こそ落窪の君が少将からの手紙に返事を書くよう求めるもの。基本形終止に述べられる事態【少将が帯刀の努力不足を咎めること】は、帯刀の「返事督促」という判断の基盤を成すわけである。このように、(q)と(r)の基本形終止からは「基盤提示」という性格が見て取れる。そう把握してみると、モコソ基本形とモゾ基本形は、基本形終止という全体の中で(q)(r)などと同次元に並ぶことになるわけである。モコソ基本形・モゾ基本形の場合は、対者に主張される判断が「非難」と「事柄成立の要求」に限られ、またそれに伴ってそれぞれが「無配慮・非難」「配慮・要求」という表現性も帯びてくるけれど、大きく見れば「基盤提示」を行う基本形終止の一つとして、その類型の中に収斂していく可能性を有するのであった。

以上の「基盤提示」という把握は、モコソ基本形・モゾ基本形を基本形終止全体の中に位置づけ、ひいては基本形終止全体の性格を論じていくための本稿の仮説である。先掲(q)(r)の如き基本形終止が、文の意味として「基盤提示」を行うものなのか、それとも単に「基盤提示」を行うようにも見えるだけなのか、今の段階ではどちらともつかないかもしれない。結局、この仮説に基づいて他の例に目を向けるとどんな眺望が開かれ、有意の規定に結びついていくかどうかによって決せられることであろう。したがって、基本形終止の類型のうち目に立ってくるようなタイプに関しては、可能な範囲で報告しておきたいと思う。まず数量的に顕著なのは、次に引く(s)のような類型Bである。

【類型B】

(s) からうじておはしまして、「あさましく心よりほかにおぼつかなくなりぬるを、おろかになおぼしそ。御あやまちとなむ思ふ。(後略)」とまめやかに御物語したまひて、 (和泉)

久しぶりに和泉式部を訪れた帥宮が、無沙汰は和泉式部の責任だと思っている旨、述べる。本稿の見た基本形終止全 213 例のうち、71 例がこの(s)のように言語主体自身の思考・感情を告知するものであった。これは相当な高率と言えるであろう。ただし、現代語においても「思う」等の基本形終止は多用されているから、この類型 B の多さも当たり前のことのように感じられるかもしれない。けれど、基本形終止の中に「基盤提示」を行う類型 A を見出した本稿からすれば、かかる類型 B の多さとは、基本形終止に「言語主体の思考・感情の告知」に相応しい性格があることの現れにほかならない。そして、その性格によって、類型 B は類型 A と統一的に把握されると考えるのである。

類型 A において、その言語主体は、対者に向けて何らかの主張を行い、それを受け容れさせるべく自身の主張の基盤となる事態を説いていた。類型 A の言語主体が「事態を説明する」側、つまりは「その事態を既によく知っている」側であるのに対し、対者は「事態を説明される」側、換言すれば「その事態をまだ知らない」側である。ただし、この「対者はその事態を知らない」ということには若干の幅があってもよい。たとえば(q)のかぐや姫とて【男と女は結婚すること】ぐらいい知っているのかもしれないが、かぐや姫はそのことを弁えずに結婚を拒んでいる。その「弁えていない」ということが「知らない」と同様に扱われるのである。このように、言語主体 / 対者間で、その事態をめぐる知識状態に懸隔がある構造のもと、言語主体によって対者に説かれる事態を述べるのが基本形終止の類型 A であったが、類型 B もその構図に合致すると思われる。つまり、言語主体のほうは、自身の心中に「言語主体が～と思っている」という事態の在することを知っている。しかし対者からすれば「言語主体が～と思っている」という事態の有無など、本人から告げられぬかぎり結局のところ知りえない。そう考えてみると、類型 B は類型 A と一つのものと思なされるであろう。共に【言語主体はその事態を既によく知っている / 対者はその事態をまだ知らない】という構造が成り立つ中で、よく知っている側の言語主体から、まだ知らない側の対者に向かって、ある事態を説く文なのである。こうした基本形終止の性格を、以後「既定性」と称することにするが、その「既定性」は次の諸例においても見出される。

【類型C】

- (t) 人を入れ給て、「聞こゆべきことありてなむ。立ちいで給へ」と言はすれば、帯刀心得て、おはしにけると思ひて、心あはたたくて、「ただいま対面す」とていでていぬれば、（落窪 一）
- (u) 人はわらは、おとなともいはず「儼やらふ儼やらふ」とさはぎののしるを、われのみのどかにて聞けば、（蜻蛉 中）

【類型D】

- (v) 「女はおほけなきこそにくけれ。いみじくつらき御心の続くとも、三十たびばかりはこよひにゆるしきこえ給てん」など言へば、「例のおのが方さまにも言ふ」など言ひて寝ぬ。（落窪 一）

【類型E】

- (w) 「(前略) 天人の装ひしたる女、山の中より出で来て、白銀の金椀を持ちて、水を汲み歩く。これを見て、船より下りて、『この山の名を何とか申す』と問ふ。女、答へていはく、『これは蓬莱の山なり』と答ふ。(後略)」
(竹取)

【類型F】

- (x) 「この蘆持ちたるをのこよばせよ。かの蘆買はむ」といはせける。さりければ、「ようなき物買ひたまふ」とは思ひけれど、(中略)「いとあはれに、かかる物商ひて世に経る人いかならむ」といひて泣きければ、とものは、「なほ、おほかたの世をあはれがる」となむ思ひける。
(大和 一四八)

(t)は、言語主体・帯刀が少将の従者に呼び出されて応答するもので、帯刀に間もなく「対面」を実現させる意志のあることが告げられる。基本形終止にはこうした「意志」伝達の表現が散見され、それを類型Cとしよう（なお、その意志の表現には「いずれはこういうこともしてみよう」という漠然としたものは無く、用例t同様、今後、言語主体によって成されることが確定したものに限られるようである）。そして、この(t)の事態【帯刀が対面すること】は、言語主体に意志されるものであるから、もちろん言語主体には知られている。しかし、未だ現実世界にその姿を現してはおらず、ゆえに、対者にとっては言語

主体から告げられて初めて知るようなものである。即ち、類型Cは、先の類型Bなどと同じく【言語主体はその事態を既によく知っている / 対者はその事態をまだ知らない】という構図の中に収まる。そこに「既定性」が見出されるわけである。なお(u)の如きは、この意志の表現のヴァリエーションかと思われる。ここでは追儼のさまが描写されており、人々が「儼」の役になった人を「儼やらふ」と言いながら追う。儼を追放する動作と共に、儼を追放する意志が表明されているのである。普通、意志の表現にはまだ実現していない事態が言語化されるけれど、(u)のように実現している事態を述べる例（時に「遂行」などと称されるタイプ）も認めうるということであろう。

続く(v)の場合、帯刀が、雨の中わざわざ通ってきたのだから30回分の不実も帳消しになるはずだなどと言い、あこきがその身勝手さを責める。そして、この(v)の基本形終止に言語化されているのは【帯刀が発言する】という事態そのものではないだろう。言語主体・あこきは、いま自身に与えられた事態に解釈を付与し、それを語るのであり、「例のおのが方さまに」というフレーズにその解釈が現れている。こうした「言語主体によって事態に付与された解釈の告知」も基本形終止において一つの類型を成すが(類型D)、ここにも「既定性」が看取されるであろう。【帯刀が発言する】事態そのものは対者にも知られているが、それに付された解釈については、言語主体から告知されなければ知ることとはできないのである。

次の(w)では、庫持の皇子がかぐや姫に向けて自身の体験談(と称するもの)を報告している。この(w)のように、それなりにまとまった分量を持つストーリーが語られる際に現れる基本形終止には、物語のいわゆる「地の文」の例に通う側面があると言えよう。基本形終止は地の文に多用されるけれど、その中でいかなる機能を果たしているのかは未だ判然としていない。類型Eは、それを考えるにあたって一つの参考になるようなタイプかと思われるが、その類型Eからも「既定性」が認められる。つまり、(w)に現れる基本形終止は言語主体の体験ということになっていて、それが対者に報告されるのだから、【言語主体はその事態を既によく知っている / 対者はその事態をまだ知らない】という構図に収まっているのである。

最後の(x)の場合、その言語主体は、わざわざ蘆刈の男を呼び止めて蘆を買

おうとする主人の行動に疑問を抱く。その後、主人の言葉を聞いて、それが一般論的な同情によるものであったと得心する。基本形終止は、かかる「気づき」の表現となることがあるが（類型F）、こうした「気づき」等の心内文における対者とは「他者」ではありえまい。これらの場合、対者の位置には「つい先ほどまでそのことを知らなかった言語主体自身」が立てられるのである。（x）で言えば【主人が、蘆刈の男に一般論的な同情をしていること】に気づいた言語主体が、それを知らなかった自分自身に対して「主人の行動は、一般論的な同情という理由があるのだ」と納得させている。ゆえに「気づき」の表現となるのである。とすると、この類型Fからは【言語主体はその事態を既によく知っている / 対者(=つい先ほどまでの言語主体自身)はその事態をまだ知らない】という構図が看取されることになる。やはりこの基本形終止も「既定性」を認めうる例なのであった。

ここまで、モコソ基本形・モゾ基本形が「基盤提示」を行うものと見なしえ、そうすることによって基本形終止全体の中に位置づけられていくことを述べた。さらには、基本形終止の他の類型について概観を行い、そこに共通して「既定性」を認めた。以上に基づく基本形終止全体の規定については、それを別稿に委ねることとし、ここでは係助詞の問題に触れて本稿第1章の考察を終えることにしたい。本稿はこれまでコソ・ゾ、或いはモという係助詞の問題には言及してこなかった。しかし、モコソ基本形とモゾ基本形との間に見出される「無配慮・非難」と「配慮・要求」という差異は、コソ・ゾによるところが大きいであろう。その一方で、モコソ基本形・モゾ基本形は共にモを持ってもいる。これらの係助詞はモコソ基本形・モゾ基本形の意味するところに、いかなる関連を持つのであろうか。

まずモに関して。先述したとおり、モコソ基本形とモゾ基本形で表される事態は、その差異を捨象すれば「言語化時点において配慮がなされていない事態」であった。モコソ基本形・モゾ基本形は、そのような対者において配慮が空白である（と思われる）事態を言語化しているわけである。これは、対者の中で空白となっている事態を添加的に提示するものと言え、モはそのことに与っているのではないか。つまり「あなたには配慮されていないが、このような事態

も在るのです」というニュアンスである。一方、モコソ基本形・モゾ基本形の差異とは「現時点での配慮が無いことに否定的」(モコソ基本形)であるか、「今後、配慮が在ることに肯定的」(モゾ基本形)であるかという点に求められた。即ち、現状否定性の有無である。このとき、コソの卓立は排他的であり、ゾのそれは他と特段の関わりを持たないという理解に注意される。そうした理解の淵源には富士谷成章『あゆひ抄』の指摘があるが、次にそれを引くことにしよう(注9)。見られるとおりに、いわゆる「終止用法」の例が挙げられているが、むしろ「係」の位置にある例にも妥当するものとしての記述である。

「飯に炊ぐ物は米ぞ」と言ふは、粟・麦ありとも、そはともかくもあれとただ広く言ふなり。また、「飯には米こそ」と言ふは、粟・麦は良からず、米こそ良けれ、米の外はなしと狭く言ふなり。

モコソ基本形・モゾ基本形が言語化された時点で、対者には当該事態への配慮こそ空白である(と言語主体には判断される)が、状況をめぐっての種々の認識は当然ある。コソの卓立によってその一切を排し、当該事態のみを提示するところにモコソ基本形の現状否定性が生まれるのではないか。それに対してモゾ基本形の場合は、ゾが現状の様々については関与せず、ただ当該事態を卓立するものであるために現状否定性が生じないとも言える。係助詞については以上のことを展望しておく。

第1章 注

1 使用した本文は以下のとおりである。引用に際して、表記を私に改めた部分もある。

- ・竹取物語、伊勢物語 『新潮日本古典集成』(新潮社)
- ・土佐日記、落窪物語、蜻蛉日記、枕草子、紫式部日記
『新日本古典文学大系』(岩波書店)
- ・古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集 『新編国歌大観』(角川書店)

- ・大和物語、平中物語、和泉式部日記、源氏物語
『日本古典文学全集』（小学館）
 - ・うつほ物語 『うつほ物語 全』（おうふう）
- 2 その代表は本居宣長の『詞の玉緒』である（大野晋編『本居宣長全集』5巻 筑摩書房 を参照した）。
 - 3 通説的理解の枠内で両者の差異に言及したものに文献2がある。
 - 4 該当するのは、モコソ基本32例、モゾ基本形10例である。
 - 5 萬葉集の引用は『日本古典文学全集』（小学館）による。
 - 6 詳細については文献24・25を参照されたい。
 - 7 以下、「体」に関する議論は、文献44～46・61を参考にした。なお、「完成体 / 不完成体」という用語は「完了体 / 不完了体」「完結体 / 不完結体」等、異なった訳が充てられている場合もある。
 - 8 モコソ基本形・モゾ基本形以外の基本形終止の用例は次の作品から集めた。その数213。
竹取物語、土佐日記、伊勢物語、大和物語、平中物語、落窪物語、蜻蛉日記、和泉式部日記
- 従来「源氏物語」の例を中心とした論が多いため、それ以外の作品に目を向けようとするものである。なお、「地の文」の例については、それがどのような状況で言語化されているのかが判然としないため、除外している。
- 9 中田祝夫・竹岡正夫編『あゆひ抄新注』（風間書房 1960年）による。

第2章 「事実」と「非事実」を共に構成すると 認識されてはいたケース（2）

1

第1章では、モコソ基本形・モゾ基本形が「将来への危惧」という時間との関わりを内包した概念によって規定されるものではないこと、さらには、基本形終止全体に目を転じた場合も、それに時間の観点を適用することが有効であるとは考えられず、今後、基本形終止に対してはテンス・アスペクトの観点から離れた考察が求められることを述べた。続く本章で扱われるのは「過去」を意味するとされる「助動詞キ」であるが、その助動詞キも、モコソ基本形・モゾ基本形と同様「事実」と「非事実」の双方を構成している。ただし、キは「過去の助動詞」とされるだけあって、モコソ基本形・モゾ基本形の場合とは逆に、これまで「事実」の方に注目が偏り、そこに言語化される「非事実」への目配りが十分ではなかった。そして、それら「非事実」の例を検討することによって、キからは従来のテンス・アスペクト的な見地では説明しきれない性格を見て取ることができるように思われる。

その際、はじめに注意されるのは助動詞キの活用である。助動詞キの活用がカ行とサ行に亘ることは周知のとおりであろう。というよりも、終止形・キの他にカ行であるものは無く、未然形・セ、連体形・シ、已然形・シカはいずれもサ行であった。しかし活用とは、普通「母音が変化する現象」なのであるから、これは異例のことと言わなければならない。事実、異例のこととされ、もともと別語であったカ行系助動詞とサ行系助動詞が相補的な関係を成すようになり、後世、同一の語の活用形として整理されるに至ったという見解が示された。本稿も基本的にこの見解に賛同するが、それぞれの語がどういう意義を持っていたのか、また、カ行系 / サ行系が相補的な関係を成していく様相はどのようなものであったのかという点については、一層の考察が必要であろう。そして本稿は、助動詞キが「事実」と「非事実」の双方を言語化するという問題も、このカ行系 / サ行系の問題と関わりを有していると考えられる。本章ではそう

いった考察をしてみたい。ただし、カ行系（＝キ）については、本稿においても一般に言われるような「過去」を意味するものと見ておく。それ以上の限定的な性格が今回は見出されなかったということでもある。

一方のサ行系（＝セ・シ・シカ）の中には、上代、「非過去」の事態を言語化する例が見られ、本稿が主として扱うのもそれら「非過去」の例である。一口に「非過去」と言っても、「過去」ではなかろうというだけで「過去」の例と同様「事実」を構成しているタイプも在るのだが、本稿がもっとも注目するのは「未来」の事態、つまりは「非事実」を構成する例である。たとえば次に引く萬葉集巻二の167番、草壁皇子挽歌（注1）。

(a) ・・我が大君皇子の尊の天の下所知食世者春花の貴からむと望月のた
はしけむ Aと天の下四方の人 Bの大舟の思ひ頼みて天つ水仰ぎて待つ C
にいかさまに思ほしめせかつれもなき真弓の岡に宮柱太敷きいまし
みあらかを高知りまして朝言に御言問はさず日月のまねくなりぬれそ故に
皇子の宮人行くへ知らずも （巻二 167）

下線部Aの「所知食世者」は「しろしめしせば」と訓ぜられる。この「世者」を「せば」と訓むことについては、(b)などの例もあり、特に問題なかろう。

(b) 高光る我が日の皇子のいまし世者島の御門は荒れざらましを
(巻二 173)

そして、(a)の「世者」を「せば」と訓むのであれば、まず想定されてくるのが、本章で扱う「助動詞キ」の未然形セにバが接したものであるという理解かと思われる。その場合、(a)ではセバを受ける述語がムを持つことになるが、後述するとおり、セバを受ける述語の大半に見出されるのはマシである。したがって、(a)のムは異例のように感じられるかもしれない。しかし、セバに対しては必ずマシが現れるという理由もないのであって、それゆえ、次の(c)の如く、セバを受ける述語にムを詠み添える解釈もなされてきたのである。

(c) ・・雁がねの来継ぐこのころかく継ぎて常にあり脊者友並めて遊ばむもの
を(遊物尾)馬並めて行かまし里を(往益里乎)・・ (巻六 948)

ただし、セバは一般に「反実仮想の条件法」とされている。たしかに「過去の助動詞」の未然形が反実条件を構成するとはありそうなことであろう。(c)の「遊物尾」にしても、そこにムを解したところで、マシの場合と同様「反実仮想」の解釈が可能なのである。けれども、(a)のセバの場合は簡単に反実条件と見なすことができず、その点でこれまで注意を払われてもきた。即ち、この「しろしめしせば」は【下線部Bガ、下線部Aト思ッテ、下線部Cトイウコトヲスル】という文脈に出現している。「天の下四方の人」が草壁皇子の治世を「仰ぎて待つ」以上、その治世を反実と考えているとするのは分裂的なのである。こうした文脈をふまえれば、(a)に述べられる「しろしめす」は、今後、実現の可能性がある事態、つまり、時制的には「未来」の事態と見るのが自然であろう。しかしそう考えた場合、キによって「非事実」が述べられていることにもなる。むろんセバは仮定条件だから、通常どおり「過去」の事態として言語化されていても、その大半は「非事実」ということになるだろう。けれども、それは仮定条件という構文的環境による結果論なのであって、キが本質的には「事実」を構成するはずの語であることには変わりあるまい。ところが(a)の場合は、構文的環境とは関係なしに、そもそも「非事実」の事態が述べられているようなのである。次節では、この(a)を中心とした未然形セについて考えていく。なお、未然形セはそのすべてが(a)と同様、バを伴って仮定条件句を構成するので、セバの論ということでもある。本稿の見るところ、萬葉集中のセバは23例。ただし、67番歌は訓が定まっていない部分があるため、ひとまず考察の対象とはしていない。

2

セバの検討を始めるにあたって、再び先の用例(a)を引く。

(a) ・・我が大君皇子の尊の天の下所知食世者春花の貴からむと望月のた

はしけむ_Aと天の下四方の人_Bの大舟の思ひ頼みて天つ水仰ぎて待つ_C
にいかさまに思ほしめせかつれもなき真弓の岡に宮柱太敷きいましみあ
らかを高知りまして朝言に御言問はさず日月のまねくなりぬれ_Dそこ故
に皇子の宮人行くへ知らずも_E（巻二 167）

この(a)の「世者」の理解には、およそ四つの選択肢があるかと思われる。

- 1 「世者」をセバと訓まない。
- 2 「世者」をセバと訓み、サ変動詞「す」の未然形+バと考える。
- 3 「世者」をセバと訓み、「助動詞キ」の未然形+バと考えて、「反実仮想」の意を読み取る。
- 4 「世者」をセバと訓み、「助動詞キ」の未然形+バと考えるが、「反実仮想」の意を読み取らない。

前節で触れたとおり、本稿の立場は4なのであるが、そう選択する以上、1から3について言及しておかなければなるまい。

まず1だが、これには既に論がある（文献2）。それによると「所知食世者」は「しろしめす世（よ）は」と訓ぜられる。意味も通る合理的な解釈であると言え、近時この解釈につく向きも多いけれど、気にかかる部分が無くもない。文献2自身が指摘してもいるのだが、集中、「世」（乃至「代」とのみ表されるのは「うつせみの世」の類であって、いわゆる「治世」の例には必ず「御」といった敬称が伴われている。この点、文献2は「尊敬語『シロシメス』の連体形によって『ヨ』が修飾されている」ため「表現としては『ミヨ』とした場合と同次元」と考えて、問題なしと結論する。しかし、「御世」は「世」に「御」という敬称を伴っただけのもの、逆に「御世」から「御」を取り除けばそのまま「世」が残るとは、外見上そうでもあろうが、意味の観点に立てば問題ではないか。ことさらに言及する必要もあるまいが、敬語の接辞に限らず、語（形態素）の複合によって生じる意味は単なる要素の足し算では済まない。したがって、「御」の不在がもたらす欠如は敬意のみであり、それは「しろしめす」によって補填されれば済むという考えには賛同することができない。少なくとも

「世」単独で「治世」を意味する例がほしいところだが、先述の如く集中にそれを見出すことはできない。以上のように、1は、セバの異例を解消する方途だったのだが、その結果「世」が異例とならざるをえなくなる。明快な解決ではないのである。なお、1の解釈の場合、「貴からむ」「たたはしけむ」と評されるものが何なのか明示されはする（言うところの「世」がそれに当たる）。しかし、この(a)において「貴からむ」「たたはしけむ」と評されるものは何か、などといった疑問が生じる余地はなかろう。「世」なり「世」相当のものがそれに当たるのは、文脈上、自明である。だから、それがいちいち言語化されるとは限らない。たとえ「貴からむ」「たたはしけむ」と評されるものが明らかになったとしても、それが1の解釈の優位性を保証するわけではないのである。

次に2。本稿の見るところこれに立つ論はないが、一つの可能性として触れておく。しかしながら、本稿の調べた範囲で【動詞連用形＋「す」未然形＋バ】の確例も【「しろしめす」＋「す」(＝「しろしめし・し・て」「しろしめし・する」等)】の確例も見出されなかった。実例をふまえ、それと照らし合わせた検討ができないわけで、そうである以上、この2は選びようのない選択肢ということになる。また、2を選択してみたところで、次節で扱う「連体形シ」の問題に何らかの説明がなされるわけでもない。

続く3も、2と同じく特定の文献によって主張されているのではないが、仮に想定する。先に確認したように「所知食世者」を含む下線部Aは、下線部Bの言ってしまえば「心内語」である。和歌を叙述する主体（以下、主体とのみ称する）にとっては引用句的側面を持つ。しかし、これは単純化した議論であって、そのように截然とした区別ができる保証はない。たとえば下線部Aに主体の視点による表現が入り込んでいるという可能性もあろう。すると、(a)自体は当然ながら草壁皇子の没後、つまり皇子の治世が反実となった後の作であるから、傍線部Aの「しろしめしせば」とは、作歌時点の主体の言語が入り込んだものであると考えればよい。

こうした視点の交代なり流入なりという現象が文学作品において生ずるといふ可能性を本稿は認める。しかしそれだけに、この(a)もそうなのだとするばかりでは便宜的にすぎるであろう。作品に即した検討を要するのであるが、ここで、草壁即位を反実とする視点が流入したと考えてみても、それが作品の構

成に有機的に関連するとは言えないように思われる。そもそも主体が草壁即位を反実と叙するかどうか疑わしいのである。(a)において草壁の死は、死とそのまま叙せられるのではない。下線部Dに見られるとおり、草壁の不可解な不在として叙せられ、そして、下線部Eの宮人の惑いへと収斂していく。これが(a)の悲嘆の造型なのである。一方で、草壁即位を反実と明示する視点は、草壁の即位が不可能と確定したことを明示するような視点でもある。したがって、そういった視点の採用は、現状を把握しきれぬ惑乱という、この(a)における悲嘆の叙述と齟齬するのではないだろうか。

以上のように考えて、本稿は4を選択するのだが、それでは(a)のセバをどう規定するのが適当であるか。その検討のために(a)の反歌2首の一つに当たる169番歌を見てみることにしたい。

(d) あかねさす日は照らせれどぬばたまの夜渡る月の隠らく惜しも

(巻二 169)

昼の光たる「日」が照り続けているのは良いけれど、それに並ぶもう一方、夜の光の「月」は隠れてしまった。つまりは、天皇と共に世を治めていた皇子の死が惜しまれると詠むものである。こうして(d)を引いて確認するまでもないことかもしれないが、(a)において、草壁皇子の即位とその治世の「春花」や「望月」にも喩えられる繁栄は、不満足な現状を打開するものとして希望されるのではない。天皇と相並ぶ草壁によって、現治世の望ましさはそのまま後代にも保証されるであろう、それゆえに、その即位が希望されているのである。以上をふまえると、(a)の「しろしめしせば」には「現在の事態と同じ事態を未来時に見出す」という性格が認められることになる。そして、そんな(a)の類例として(e)を挙げることができよう。

(e) 十月雨間も置かず降り爾西者いづれの里の宿か借らまし

(巻十二 3214)

小学館「全集（旧版）」本では、(e)のセバを「未来に関する仮定」と見て「時雨が休みなく降ったならどの辺の里に宿を借りようか」と解釈する（注2）。セバをめぐる文法的な議論をひとまず措いて文自体を眺めてみれば、もっともな解釈と感じられるのではないか。しかしながら、おそらくはセバの「通念としての文法的性格」を慮ったのであろう、小学館「全集（新編）」本においては、(e)への記述が以下のように改められた。

セバ…マシは事実と反する事柄を仮想する語法。ただしマシとカを併用した例に「麻里布の浦に宿りかせまし」（3634）があり、それは、～できたらいいのになあ意と思われる。この場合（引用者注：「3634 番歌への解釈を用例(e)にも適用する場合」）、歌意に不明な点がある。

改訂した結果、かえって要領を得ない解釈になったわけである。この他にも、セバの「通念としての文法的性格」を前提とし、あくまで「反実仮想」の意を通そうとするならば、何らかの読みが可能でもあろう。しかし本稿は、「未来に関する仮定」という当初の自然な読みが、文法的にも妥当であったと考える。そうした「未来事態が構成されるセバの例」という点で、(e)は(a)に通うことになるわけだが、(a)の未来事態からは「現在の事態と同じ」という性格も見て取れた。では(e)の「雨が降る」という事態は、いかにして「現在の事態と同じ」であるのか。まず(e)と番われる 3213 番歌を見ることにしよう。(e)の一つ前の歌ではあるが、本稿における番号は(e)より後の(f)となる。

(f) 十月しぐれの雨に濡れつつか君が行くらむ宿か借るらむ

(卷十二 3213)

見られるとおり、この(f)では「あの人は、時雨に濡れつつ行くのだろうか、それともどこかに宿るのだろうか」という疑問が提示される。(e)はそのような(f)を承ける歌なのである。とすると、(e)のセバに上接する「雨が降る」という事態において、その「雨」とは「しぐれ」ということになる。そして、この点に基づけば次のように述べられよう。まず(e)の言語主体は、現在、降

雨に直面している。そして、その雨は時雨であるから、仮に今をやり過ごせたとしても、道中またすぐ(=「雨間も置かず」)降り出すであろう。(e)における「雨」とは「現在同様、この先もまた降る雨」なのであって、セバもこのことを仮定するのである。即ち「現在同様、この先も雨が降る」ことを仮定し、その時にはどこに宿ろうかと述べるもので、(f)で示された「濡れつつ行くのか、宿るのか」という疑問に対して、かくの如く応ずる(体裁の)歌なわけである。以上、本稿は(e)の「降りにせば」を「現在同様、この先も雨が降る」ことを仮定するものと考えた。

ここまでに確認したとおり、セバの孤例、或いはセバの例でないとするされてきた(a)からは「現在の事態と同じ事態を未来時に見出す」という性格を認めえた。また、そう把握することによって、(a)は(e)という類例を得るに至った。さらにその(e)も定見を得たとは言えないのが現状であったけれど、セバに「現在の事態と同じ事態を未来時に見出す」という性格を認めれば、自然に解釈できたわけである。したがって本稿は、(a)(e)を上述の如く把握するのが適切であると考えのだが、これら(a)(e)を、上代のセバ、ひいてはサ行系という全体の中に適切に位置づけるためには、さらなる捉え直しが必要であるとも思う。そこで(a)(e)をセバの甲類と称し、そのほかの類例を追加して次に改めて示すことにしよう。

【甲類】

(a) ・・ 我が大君皇子の尊の天の下所知食世者春花の貴からむと望月のた
はしけむと天の下四方の人の大舟の思ひ頼みて仰ぎて待つにいかさまに
思ほしめせかつれもなき真弓の岡に宮柱太敷きいましみあらかを高知り
まして朝言に御言問はさず日月のまねくなりぬれそこ故に皇子の宮人行
くへ知らずも (巻二 167)

(e) 十月雨間も置かず降り爾西者いづれの里の宿か借らまし
(巻十二 3214)

(g) かからむとかねて知り勢波大御船泊てし泊まりに標結はましを
(巻二 151)

(他に 167、3545、3956、4056 番歌)

ここに新しく引いた (g) は、反実条件となる点で通念としてのセバ像に合致する例と言える。しかし、(g) には反実条件に留まらぬ面があって、そのことに注意しなければならない。即ち (g) のセバでは、現在、言語主体に与えられているのと同じ事態が過去時に仮定されてもいるのである。(g) 言語化の現在において、その言語主体は天皇の死を知っている。そして、その同じ「天皇の死を知っている」という事態 (= 「かからむと〜知る」という事態) が過去時に仮定されるわけである。とすると、この (g) からは (a) や (e) に共通する性格が認められたことになろう。つまり、(g) と (a) (e) は「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」ものなのである。この「現在と同じ事態が非現在の時間に (過去・未来の別を問うことなく) 構成されるタイプ」がセバ・甲類である。結論に関わることを先に述べてしまえば、本稿は未然形セのみならず、連体形シ、已然形シカを含んだそもそものサ行系が「現在、言語主体に与えられている事態と同じ事態を、過去や未来という非・現在の時間に見出す」ことを意味していたと考える。過去時・未来時の事態は、現在時のそれとは異なり、いま言語主体に直接与えられているものではない。言語主体が自身の作用によって構成する、あくまで言語上の、ということは「非リアル」な存在である。むろん過去時・未来時の事態が「非リアル」である、その具体的なあり方には差異も認められよう。しかし元来のサ行系とはその差異を措き、過去時・未来時の「非リアル」という共通点に対応していたのである。

このようなサ行系と、いま多くのセバに見出されている反実性との関係を問えば次のようになるだろう。まず (g) において「現在と同質の事態」が仮定されるのは過去時であるから、結果的にその事態は「事実」に反するものとなる。過去時の仮定が必ず「反実仮想」になるわけではないが、そうした例が多くなるのもそのとおりであろう。実際に過去時においても現在同様そうであったのなら「今も昔も〜である」とでも述べる方が自然であって、仮定しようとする契機に乏しいのである。それに対して、(a) (e) は未来時に仮定するものであるから、その「現在と同じ事態」が反実に落ち着くということはない。甲類における反実とは、仮定される時点の違いに伴って生ずる現象上の小異に過ぎな

いのである。しかし、具体的なことは次節以降に委ねるが、サ行系は「キ」と相補関係を成し、過去の助動詞の一角を占めることとなった。よく言われるとおり、過去の助動詞の未然形にそれほどの用途はなかろう。「反実仮想」の条件法でほぼ事足りるという面がある。たとえば次の表を見られたい。

表 【上代・中古のセバ・マセバ・マシカバ】

	上代	中古
セバ	2 3	1 2 (1 1)
マセバ	1 0	3 (3)
マシカバ	0	1 8 4 (7)

表は、上代のセバ・マセバ・マシカバと中古のそれ（注3）を用例の数量的に比較したものである。括弧内は和歌の用例で、上代はすべてがそうであるから括弧を設けない。確認されるように上代にはマシカバの例を見ず、中古ではマシカバが他を圧倒している。中古のセバはマセバと並んでほぼ和歌にのみようやく出現しており、マシカバに駆逐されて歌語として残存しているように見える。さらに言えば、文法的に中古のセバとはマシカバがあればそれで済んでしまうような存在だったということであろう。つまり中古のセバは、上代・甲類の「現在、言語主体に与えられている事態と同じ事態を、過去や未来という非・現在の時間に見出す」という性格からはかけ離れて、マシカバ同様すっかり「反実仮想の条件法を構成する形式」となっていたのである。

かかるセバの「反実条件化」という流れを念頭に置きつつ、甲類以外の例（乙類と丙類）を見ていく。

【乙類】

- (h) 今日もかも都なり世婆見まく欲り西の御馬屋の外に立てらまし
(卷十五 3766)
- (b) 高光る我が日の皇子のいまし世者島の御門は荒れざらましを
(卷二 173)

(他に 173、454、466、948 番歌)

【丙類】

(i) あしひきの山より来世波さ雄鹿の妻呼ぶ声を聞かましものを
(巻十 2148)

(j) ももしきの大宮人の踏みし跡所沖つ波来寄せざり勢婆失せざらましを
(巻七 1267)

(他に 387、404、405、1497、1746、3616、3635、3733、3789、4396
番歌)

乙類と丙類は「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」というサ行系の原義に対応する甲類からの展開例であり、そのすべてが反実条件となっている。しかし、反実ということのあり方において乙類と丙類との間には相違が認められるのである。

はじめに乙類であるが、これらは反実条件であることに加えて「非現在の事態と同じ事態を現在時に見出す」という性格をも持ち合わせている。例に即して確認しよう。まず(h)の場合、実際「非現在(=過去)」時において「都にいる」という事態が存在した。そして、それと同じ「都にいる」ことが現在時に仮定されるのである。「都にいる」という事態は今となっては反実でしかないが、過去時においては確かな「事実」であった。そのことは「今日も」の語に端的だろう。次いで、先にも掲出した(b)は(a)と同じく草壁皇子への挽歌である。「草壁皇子が存在する」という事態は、当然「非現在(=過去)」時においては「事実」であった。その「草壁皇子が存在する」ことが現在でも同様ならと述べられている。「非現在の事態と同じ事態を現在時に見出す」例なのである。なお、この(h)(b)がそうであるように、乙類における「非現在」とはすべてが過去である。未来時には「事実」など存在しておらず、したがって「未来の事態と同じ事態を現在に見出す」ということもなかなか考えづらいのであろう。

以上の如く、乙類のセバは反実条件を構成するが、反実なら何でもよいのではなかった。「現在の事態」と「非現在の事態」が同質であるという但し書きが付くのである。そしてこれこそが、サ行系の原義に対応する甲類の性格を受け

継いだものと言えよう。「現在の事態」を元に「非現在(=過去・未来)の事態」を構成する甲類と「非現在(=過去)の事態」を元に「現在の事態」を仮定する乙類。そのいずれもが「事実」に基づいてそれと同質の事態を仮想する。両者には、元となる「事実」の時間的所在が現在(甲類)か過去(乙類)かという違いがあるけれど、現在と過去は【事態が「事実」でありうる時間】という点では共通するのであり、そうした共通性を媒介に甲類から乙類への展開が生じたのであろう。中古の例に見られるように、セバは結局、反実条件と化したのが、一気に反実条件であれば何でも表すようになったのではなくて、乙類という中間的段階を経たものと思われる。

そして、丙類の諸例からはかかる「現在の事態」と「非現在の事態」が同質であるとの性格は見出されない。たとえば(i)の「山を通ってくる」という事態、(j)の「波が寄せて来なかった」という事態、そのいずれもが「現在の事態」と同質ではなかろう。つまり、丙類は既に「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という原義の跡を留めてはいない。まったくの反実条件と化しているようであって、その点、中古のセバへと通じる性格を持つものなのである。

本節の最後に、上述のセバ甲・乙・丙3類の関連をまとめておく。まず、サ行系の原義とした「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という性格は甲類に認められた。言語主体に「現在と同じ事態」と把握されれば、セが構成する事態の所在は過去・未来の別を問わない。即ち、サ行系とは「事実」「非事実」の双方を区別なく言語化する形式だったということである。しかし、そのサ行系は結局カ行系と相補的な関係を取り結び、「過去の助動詞」化したから、もはや未来の例はそれほどたくさん見られるわけでもない。また甲類においても、過去時の例は過去における仮定の傾向として結果的に「反実仮想」の意味を帯びた。それが乙類へと展開していく。乙類はほぼ「反実仮想の仮定条件」と見なしてもよからうが、そこでなされる反実の仮定には「現在が過去と同じだったら」という性格が看取された。過去・現在の2時点で事態が同質でなくてはならず、そこに甲類の性格が残存している。そして、それを完全に離れて、中古のセバ同様、単なる「反実仮想の仮定条件」と化したものが丙類と

いうことになるのである。

3

前節では未然形セの検討を通じ、カ行系と相補関係を成すに至る以前のサ行系が「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」ことを意味する語であったと考えた。ここでは、サ行連体形のシにも、その「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という性格があることを確認する。まず文献 17 などの既説は、記紀歌謡の連体形シに「過去であるとは考えにくい」例が見られる旨、指摘しており、そうしたシの「非過去」的例を見てみることから始めよう。なお、記紀歌謡におけるシ全体の用例数は記・15、紀・16 である。

- (k) 又、吉野の白檮の上に横白を作りて、其の横白に大御酒を醸みて、其の大御酒を献りし時に、口鼓を撃ちて、伎を為て、歌ひて曰はく

白檮の生に横白を作り横白に醸み斯大御酒美味らに聞しもち飲せま
ろが父

此の歌は、国主等が大贄を献る時々に、恒に今に至るまで詠ふ歌ぞ。

(記 48)

- (1) 天皇、其の、盃に浮ける葉を看行して、其の葉を打ち伏せ、刀を以て其の頸に刺し充て、斬らむとせし時に、其の葉、天皇に白して曰はく、「吾が身を殺すこと莫かれ。白すべき事有り」といひて、即ち歌ひて曰はく、

・・下枝の枝の末葉は在り衣の三重の子が捧がせる瑞玉盃に浮き志
脂落ちなづさひ水こをろこをろに是しもあやに畏し高光る日の御
子事の語り言も是をば

故、此の歌を献りしかば、其の罪を赦しき。 (記 99)

これらのうち(k)の記 48 は、紀 39 に重出するので、それも引く。

- (m) 時に国樺人来朝り。因りて醴酒を天皇に献りて、歌ひしく、
檮の生に横白を作り横白に醸め蘆大御酒甘らに聞こし以ち飲せまろ

が親

歌ふこと既に訖へて、即ち口を打ちて仰ぎ咲ひき。今、国櫛が土毛を献
る日、歌ひて、即ち口を撃ちて仰ぎ咲ふは、蓋し上古の遺則なり。

(紀 39)

下線部に見られるように、記の(k)で「醸みし」とシが用いられていた所が、
紀の(m)では「醸める」、即ち、助動詞リの連体形となっている。だからといっ
て、(k)のシがルと同じような意義を持つとは限るまいが、この(k)では、皇
太子・大雀命への献酒にあたって今ここに在る酒が自分たちによって醸造され
たものであることが歌われる。そうした内容を念頭に置けば、この「醸みし」
とは「醸む」動作を過去時に位置づけるものというよりも、ここに在る酒が「醸
む」動作の産物であることを表す例と見て不自然はなかろう。そしてそのよう
に理解するなら、このシはテンス的過去ではなくて、「醸む」動作のアスペクト
に関わるものということになりそうである。一方の(1)の場合、ここで「浮き
し脂」が実際に指示するのは、いま杯に浮かんでいる葉のことである。したが
って、「浮きし」に「浮く」動作に関するアスペクト的な意味を認めるのは、あ
りうる理解の一つのようにも思われる。

しかしながら、そうした「シのアスペクト的意味」の内実ははっきりとしない
ことが多い。文献 54 によれば、これらのシは「ある動作・作用が起こって、
それが続いている、あるいはその結果が残っている」ことを表すものである。
「既然態」の例ということになるのであろう。たしかに(k)(1)などのシは既
然態と言え言えるであろうが、では、その既然態という概念によって前節に
見た未然形セの諸問題はどうか説明されるのか。それが明らかではない。一方、
文献 34 では「完了性の意味」という言い方がなされる。その「完了」の語か
ら推測するに「結果が継続している」という既然態的な性格よりも、「結果に至
った」こと自体に重きを置く論のようにも見える。一口にアスペクト的意味と
言っても、既然態 / 完了という相違が認められるのである。そして、実例を見
るかぎりには既然態 / 完了のどちらが妥当であるのかは定かでない。もっとも、
古代語のリ・タリにしても、或いは現代語テイルでも、必ずしも既然態と完了
が截然と区別されているわけではなかろう。だからシの場合も、別に既然態 /

完了のいずれかに決めてしまう必要はないのかもしれない。ただし、ここで念頭に置くべきは、文献7の言う「完了性の意味」という概念が、シのみならず未然形セの説明も企図している点である。文献34は、一般的な傾向として仮定条件節には「完了性の意味」との相性の良さが認められると述べ、セバもその現れの一つであるとする。さらに文献34は、古くは「サ行存在詞・シ」があったとの見解に基づき、また、タリ（夕）における「存在→完了→過去」という推移をふまえてサ行系にも同様の推移を想定する。興味深い考え方であると思うが、サ行系の実例に即して説かれたものというわけでもなく、したがって何とも言い難いところがある。

このように、連体形シの「非過去＝アスペクト的意味」については釈然としないところが残されている。そして、そんな「非過去」のシからは、前節で確認したセと同様「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という性格が見出されるのである。

たとえば(k)は、神武以来、天皇に服属してきた吉野の国主による献酒儀礼歌である。これまで酒を醸造して天皇に献上し続けてきた紐帯を強調し、その酒を勧めるものと解しうる。現在、吉野の国主たちが天皇のために行う酒を「醸む」という行為は、その先祖たちによっても同様になされてきたことなのである。(k)のシは、かかる過去と現在における「醸む」ことと同質性を表すものと考えられよう(注4)。そしてこの性格は、本稿がセに認めた「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という性格と一致しているのである。続く(1)も同様。ここで言う「浮きし脂」とは、記上巻冒頭の「国稚く浮ける脂の如くして」という記述に対応するものである。(1)の采女は葉を浮かべたまま雄略天皇に杯を渡してしまったため罪に問われたが、その落葉のさまが国土創世時の「浮脂」と同じであると詠んで、それを祝意のアピールへと転換し、罪を赦された。その歌の中では、現実には別の物である葉と脂が同じものとされ、現在と過去においてそれぞれ「浮く」動作を実現させたことになる。つまり「浮く」とは、過去時にも現在と同じように存在していた事態なのである。

このように「非過去」のシを捉え直してみると、これまで「過去」の例であ

るとして特に問題にされなかったようなものにも、(k)や(1)と共通の性格を持つ例の在ることに気づく。そのいくつかに言及しよう。

(n) 弟橘比売命、白ししく、「妾、御子に易りて、海の中に入らむ。(後略)」
とまをしき。海に入らむとする時に、(中略)

さねさし相模の小野に燃ゆる火の火中に立ちて問ひ斯君はも

(記 24)

(o) 此の時に、御病甚急かなり。爾くして、御歌に曰はく、

嬢子の床の辺に我が置き斯劍の太刀その太刀はや (記 33)

(p) 木幡村に至り坐しし時に麗美しき嬢子、其の道街に遇ひき。(中略)天皇、
即ち其の嬢子に詔ひしく、「吾、明日還り幸さむ時に、汝が家に入り坐さ
む」(中略)明くる日に入り坐しき。(中略)御歌に曰はく、

・・吾がいませばや木幡の道に遇はし斯嬢子(中略)遇はし斯嬢子
かもがと我が見斯子らかくもがと我が見斯子に転た蓋に向ひ居る
かもい添ひ居るかも (記 42)

(n)は、弟橘比売が海の神を鎮めるべく入水する際に詠んだもの。その発言に明らかなように、この入水は夫である日本武尊への顧慮に基づく行為であって、その点、シに上接の「問ふ」行為に照応している。なぜなら、この「問ふ」とは、かつて日本武尊が相模国で野火に囲まれた際、妻である弟橘比売の安否を気遣ったことを指すとされるからである。つまり「配偶者への顧慮」という意味でこの入水は「問ふ」行為と鏡像を成す。だから、過去の事態「問ふ」は現在の入水と同質な事態と言うことができよう。具体的な動作内容は違っても、言語主体にとっての意味づけとしてはそうなのである。(o)はその日本武尊の辞世で、客死にあつて故郷の妻を思うもの。ここに詠まれる「太刀」とは東征に出発する前に妻の美夜受比売のもとに残してきた草薙の剣を指す。よって、シに上接する「置く」行為とは別離の云いである。そして現在、日本武尊は死に臨んで、結局かつての別離がそのまま永別となった。それゆえに、過去時の「置く」は現在の「死」と同質な事態ということになるのである。最後の(p)。応神天皇が道で見かけた矢河枝比売と再会したおりに詠んだものである。ここ

でシは4例を数えるが、いずれも美しい娘に会ったという感興の表現にほかならない。そして、天皇は同じ娘とまた対面し、その感興が再現されている。この(p)においても、シは現在と同質な過去の事態を意味するのである。

確認してきたとおり「非過去のシ」の例は「現在と同質な過去の事態」を表すものと言え、さらには、単に「過去のシ」とされてきたものの中にも「現在と同質な過去の事態」の例が在った。従来、通行の概念を当てはめれば、テンズ的な例 / アスペクト的な例として区別したくなるようなシも、そうした見方を離れてみれば新たに一つの性格を示す。そしてそこに、シだけではなくてサ行系全体が本来持っていた事態把握のあり方が窺われるのであった。即ち、既然態 / 完了と見たくなるような現在の近傍であろうと、現在からかけ離れて過去でしかありえないようなものでであろうと、そういった時間的な距離には関係がない。言語主体にとって現在の事態と同質と把握されればそれで良いのである。換言すれば対象的な時間を表し分けるものではない。そもそも未然形セは、現在の事態と同質であれば未来の事態をも表すわけであった（シに未来の例を見ないことに関しては後述）。このように過去と未来の別すら問わないサ行系は、対象的な時間の表し分けを行うものとしてはいかにも大雑把であって、その用をなさないであろう。むしろサ行系の実状は、そうした「あらかじめ存する時間軸に、事態を定位させる」こととは逆を向いている。つまり、あくまでも現在、言語主体が直面しているリアルな事態が基軸にあって、その事態と同質であると感じられるかぎりにおいて、今ここにはない非リアルな事態が構成される。そして「今ここにはない」事態の中に見出そうと思えば見出せる「かつてあった」 / 「いずれある」という違いには関わることなく、ただ同質な事態の存在を言表する。元来のサ行系とはそのような形式だったのである。

本節の最後に、ここまでに見てきた「サ行系の原義を留めるシ」とは異なるタイプを萬葉集から挙げてみる。つまりは「過去の助動詞」としてカ行系と相補的な関係を成すに至った後のシの例である。萬葉集のシにも、前節(a)のセがそうであったようにサ行系の原義的な例が残されているのかもしれない。しかし、別にそれが在ったとしても行論の支障ではないし、また、いちいちの弁別に目的があるのでない。したがって、本稿においてその点に関わる言及は

行われぬ。

(q) 妹と来之敏馬の崎を帰るさにひとりし見れば涙ぐましも (巻三 449)

(r) 春さらば逢は武と思ひ之梅の花今日の遊びに相見つるかも (巻五 835)

(s) 竹敷の黄葉を見れば我妹子が待た牟と言ひ之時そ来にける

(巻十五 3701)

まず、そもそのサ行系は「現在の事態と同じ」というところに最大の特徴があったわけだから、(q)や(r)のような例はその範囲外ということになるであろう。(q)で「敏馬の崎」はかつて「妹と来た」土地であったのに、今では「一人で見る」ほかなくなった。言語主体にとって、現在・過去間での明らかな意味づけの変化が認められるのである。(r)の言語主体は、春が来る前に「見よう」と思っていた梅の花を今はとうとう「見た」のだから、ここでも過去・現在間の異質性が認められる。さらに、この(r)は続く(s)同様、まとめると「～ムと言ふ / 思ふ+シ+名詞」という構造を成す。過去時には未来に存在するであろうとされた名詞の指示対象が、時間の経過に伴って、今では現実に存在するものとなった。つまり「現在は過去の未来」ということ。こうした把握は、あらかじめ時間に過・現・未が分節されてあって、そこに事態を位置づけるような、時間を外から眺める視点において生ずるものであろう。現在との同質性を媒介にして、現在ならざる時間に事態の存在を認めるような、そもそのサ行系にとってはその表すところの外であったかと思われる。

4

前節までに、カ行系と共に「過去の助動詞」を成す前のサ行系の原義を検討した。それを定義のようにまとめると、

サ行系は、現在、言語主体が直面する事態と同質な事態を、非現在の時間に構成する形式である。

ということになる。過去と未来を同じ「非現在」として区別しないこと、言語化される事態が現在の事態と同質でなければならないこと。これら2点をふまえると、そもそものサ行系をテンス形式と呼ぶことはできないであろう。そんなサ行系が「過去の助動詞・キ」の諸活用形として扱われるに至ったわけである。つまりは「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という性格が「テンス的過去」に取って代わられた。こうしたサ行系 / カ行系の相補関係は、どのように実現したのであろうか。本章の最後にそのことを考える。その際、まず前提として押さえておきたいのは、

1 カ行系はそもそも「過去」を意味する形式であった。

という点である。なお、この1に言う「過去」とは「表されている事象の時間的所在を過去時と定める」といった程度に用いており、それ以上に限定的なものではない。ただし、ここで留意すべきは、カ行系にも過去とは言えない例があるとの指摘であろう。文献8は、もともとのカ行系が過去ではなく「過去から現在にまで動作・作用が続いている」意を表すものであったと述べている。

(t) 射ゆ獣を認ぐ川辺の若草の若くあり岐と吾が思はなくに (紀 117)

幼くして建王が没したことを悲しんで、祖母の斉明天皇が詠んだものである。文献54は、(t)の「若くありきと吾が思はなくに」を「建王が若かったとは、斉明天皇が思わない」のように解すると意味が通らないという見解をふまえ、「斉明天皇が若くあり続けて今に至っていると、斉明天皇は思わない」との解釈を示す。老いた自分の方が生き残ってしまったことを嘆く歌とするのである。しかし、そもそも「建王が若かったとは、斉明天皇が思わない」という理解は、十分に意味が通るものではなかろうか。たとえば『古代歌謡集』(日本古典文学大系・岩波書店)の頭注では「早春の川辺の若草ほどにも、若いとは言えない幼児であったのに、と夭折を嘆く心持」と指摘されている。本稿には、むしろこちらのほうが「若くあり続けて」云々よりももっともな解のように感じられる。その場合「若し」とは「(活力ある)青年期の様」の云いになるが、上代に

おいてもそうした「若し」の例を確認しえ（次に引く用例 u など）、異とされるようなことではなからう。

(u) ・・玉くしげ少し開くに白雲の箱より出でて（中略）たちまちに心消失
せぬ若かりし肌も皴みぬ黒かりし髪も白けぬ・・ （巻九 1740）

重複となるため、これ以上、例を挙げて述べることはしないけれど、本稿はカ行系に過去と解しえない例があるとは考えない。以上は 1 についての言及であったが、これに加えて、

- 2 相補関係成立後の意義は「過去」に収斂している。
- 3 ほぼ「終止形はカ行系、その他がサ行系」という分布である。

これら 2 点に目を向ける。2 については、これまでカ行系と共に助動詞キの諸活用形として整理されるに至ったサ行系の中から、「非過去」的意義の痕跡を探そうとしてきたわけでもあり、当然と言えば当然であろう。3 で「ほぼ」と言ったのは、カ行系の未然形に相当する「ケ」という語形がわずかに確認されるためである。

(v) つぎねふ山城女の木鋏持ち打ちし大根根白の白腕枕かず祢ばこそ知らず
とも言はめ （記 61）

文献 58 に述べられるとおり、このケは「カ行・未然形」と考えられようが、「サ行・未然形」たるせに比して著しく微弱であって（その理由は後で考える）、カ行系とサ行系は「終止形対それ以外」という関係を成していると言ってよいだろう。

以上の 3 点を念頭に置きつつ、カ行系・サ行系の相補関係形成に関する仮説を述べる。まず 1・2 を総合すると、

4 サ行系とカ行系の相補関係形成は、サ行系の衰退・変質と表裏する現象である。

と言えるであろう。その理由はよくわからないし、言語研究の範囲ではわかる必要もないが、上代以前にサ行系の「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という把握が衰退した。衰退すれば消滅することもあるだろうが、サ行系の場合は消滅せず、過去を意味するカ行系に合わせて変質していった。そして「過去の助動詞」の一角に組み込まれるような状態に至ったのである。

これをもう少し具体的に考える際、重要になるのが3であろう。既述の如く、サ行系は終止形のみを欠く（当然、命令形などそもそも存在しないものは除いての話である）。本稿は、カ行系とサ行系が元は別語だったと考えているのだから、カ行系と相補関係を成す以前のサ行系は、終止形の無い助動詞だったのであろうか。しかし、これはいかにも不自然なように思われる。述語の典型的なあり方は終止の位置に立つことであろうし、終止形とは基本的には終止の位置に立つための形であろう。したがって、述語構成の要素たる助動詞に終止形だけが無かったとは考えにくいのである。さすれば、終止形は「もともと無い」のではなくて「途中で無くなった」はずである。そして、その消滅は文献以前のこと跡形もない。サ行系はいちはやく終止形を失ったわけであるが、それはどうしてか。文の時間的意味を最終的に決定するのは、主節の、つまりは終止の位置の述語である。そして、元来のサ行系は非現在の事態を言語化する形式である。テンス的意義を担うとは言えないにしても時間との関わりは深い。しかしながら、そのサ行系の「現在の事態と同じ事態を非現在の時間に見出す」という把握は、衰退・変質の途を辿ることとなった。さらに、終止の位置とは最もはっきり時間的な性格が現れる場所である。したがって、衰退を始めたサ行系はまずその終止の位置からの退場を余儀なくされたのである。結局3とは、4に起因して生じた現象の一つであろう。

この「サ行系の衰退・変質」と「カ行系との相補関係構成」を、より内実に即して換言すれば次のようになるかと思われる。もともとサ行系が用いられていた頃は、現在の事態と同質の、ある具体的な事態が媒介するかぎりにおいて、非現在の時間が把握されていた。しかしそうした把握が、抽象的な時間それ自

体に設けられている時点に事態を定位させる方向へと転換した。このような転換が生じた以上、一つの形式の担う事態が過去・未来に跨るようでは時点の表し分けにはならず、サ行系は未来を手放すことになる。しかし、結果だけ見れば「未来を手放した」でそのとおりでもあろうが、サ行系において過去と未来は「非現在」として等価だったはずである。未来を手放して過去化することだけがサ行系に残された唯一の行く末だったわけでもあるまい。どうして未来を手放すことになったのであろうか。

一つには、サ行系の原義に「完了」性を認めておくという方途があるのかもしれない。つまりサ行系は、現在と同じ事態を非現在の時間に想定するにあたって、その事態が完了していることをも意味していたと考えるのである。当然、完了とは時制の別とは無関係な概念であるが、実際に完了した事態はそのまま過去の事態へと転じていく。だから、完了と過去との間には、完了と現在、完了と未来以上の親和性があると言え、したがって、サ行系に完了性を認めておくと、それが過去へと収斂したことの説明がしやすくなりそうでもある。しかし、ある形式に完了性を認めるとはなかなか難しいことであって、それ相応の手続きが必要であろう。たとえば「彼が到着すれば、すべて解決する」という文を前にしたとき（本稿にはバの性格を云々するつもりはない。単なる例として示している）、それが「彼の到着」を仮定するだけのものではあっても、「彼の到着の完了」を仮定しているかのように解釈してしまえる。完了性の認定には、多くの例を対象としてその中から徴証を探していく作業を要するのである。しかし、本稿のサ行系にはそれに足るだけの用例が無い。いま目にすることができるサ行系からは「完了と言うなら、そうも言えるかもしれない」といった程度の性格しか認められず、ゆえに、これ以上サ行系における完了性を取り沙汰しても仕方がないであろう。

むしろサ行系の「過去の助動詞」化に関して着目すべきは、未来と過去という共に非現在である時間の、しかしながら非対称な性格であるかと思われる。まず、未来とはまだ到来せぬ時間であるから、そこに「事実」は存在していない。未来の事態は言語主体に構成されることによって初めて存在するのであって、その点で現在・過去の事態とは一線を画する。ゆえに、そのような未来の事態は「言語主体の作用によって導かれたもの」というニュアンスが明確な、

推量・意志の如き意味合いを帯びて言語化されるのが普通である。一方、過去とは既に過ぎた時間であるから、そこに何らかの事態が存在していたことは言語主体に「事実」として把握される。その事態が今ここに無くとも、その存在を疑うことはないのである。したがって、過去の事態は未来のそれとは異なり、言語主体の特別な作用を待って初めて存在するものではなく、むしろ言語化に先んじて「在った」事態を単に「在った」と承認しているだけのようにも感じられる。過去の事態が構成される際、そこに言語主体のいかなる判断が認められるのかについては十分な検討が必要である。単なる「テンス的過去」として済ませるのではなくて、言語主体の作用に関わる側面にも注意を払うべきであろう。けれどもその反面、過去の事態には「テンス的過去」以外に特段の意味づけを受けていないという可能性も残されている。たとえば「対象的・過去」には「作用的・回想」が対応するなどと言われることがある。しかしそれも、過去に対応しそうな作用としてまず思いつくのが「回想」でもあろうかといった程度のことのようにも思われる。実際に「回想」という作用を認めるべきかどうかについては、依然、实例の検討を要する状態のままであると言えよう。そして本稿の見るかぎり、少なくともキに関しては、ことさらに「回想」と考える必要もないようである。たとえば次の(w)を見られたい。

中大兄の三山の歌一首

(w) 香具山は畝傍ををしと耳梨と相争ひ伎神代よりかくにあるらし・

(卷一 13)

あらかじめ「回想」という作用を認めてしまうのであれば、この(w)も言語主体・中大兄皇子が香具山と耳梨山の争いを回想する体で詠んだ歌ということになるだろう。しかし、そのような前提をしなければ、この(w)に「回想」の作用を見るべき理由もないのである。

このように、未来と過去の間には言語主体の作用という点で非対称的な性格が認められる。あくまで「未来事態との対照」という点から考えれば、過去とは、事態の構成にあたって言語主体の作用の跡が希薄でもありうるような時間なのである。そして「言語主体の作用によって導かれた」というニュアンスを

要する未来事態の言語化に相応しいのはムであった。詳細については第3章で述べることになるが、ムが多く推量・意志の文を構成するのは、よく知られるとおりである。ゆえに、サ行系は未来事態の言語化をよりそれに適したムに委ねたのであろう。そして、サ行系の未来がわずかに残るセバ、つまり仮定条件とは、ムが立たない（理由はわからないが）場所、サ行系からすればムとの競合がない場所なのである。さらに仮定条件という構文的な条件それ自体が、その事態が言語主体の作用によるものであることを明示してくれる。最もサ行系・未来時の例を残しやすい環境であったと言えるであろう。

こうしたサ行系の変化と並行してカ行系も発達してきたのかと思われる。カ行系は、サ行系がその位置に耐えなくなった終止法を中心としつつ（ということは終止形を中心としつつ）、その他の活用形も整えていこうとしたであろう。先に引いた未然形・ケにその跡を見ることができる。しかしながら、そうした両系併存は、カ行系自身の拡大よりも既存のサ行系セ・シ・シカの継承という結果になった。いわばサ行・終止形の後をキが居抜きで借りたようなかたちであるが、これはサ行・終止形が早々と消滅したのと表裏する事情によるのであろう。つまり、終止以外の場所にあっては、終止におけるほどに時間的性格の表示が厳密ではなく、既存のサ行系をだましだまし使い続けることができたのではないかと思う。たとえばセ。よく言われるとおり、過去の助動詞の未然形は主に「反実仮想」として用いられる。実際、中古のセバはマシカバに取って代わられるほど反実仮想の形式と化していた。既述の如く、セはそもそも「反実仮想」化しやすい傾向にあったから、カ行系という過去の助動詞と合流するに際しても、比較的すんなりとその未然形に納まったであろう。

或いはシカ。これまで本稿は、サ行系の中でも已然形のシカについては言及してこなかった。それは未然形・セ、連体形・シに見出されるような「サ行系の原義の痕跡」が特に認められなかったためである。その一方で、前節に引く(q)の如き「過去・現在間で事態の意味づけが明らかに変化しているような例」は容易に見つけることができる。たとえば次の(x)の場合、その言語主体は、かつては無縁に思うのみであった「佐保山」を、今では愛おしいものと感じるのである。

(x) 昔こそ外にも見之加我妹子が奥つきと思へば愛しき佐保山 (巻三 474)

思うに、シカはコソの結びとして終止の位置にも立つし、その他に現れる場所
といえは終止と転一步とも言える理由句と逆接句である(萬葉集のシカ 24 例
中、コソの結びとなるものが7例、理由句に現れるものが13例、逆接句に現
れるものが4例。また、本稿の見るところ、記紀歌謡にシカの例はない)。それ
ゆえに、シカはサ行・終止形のように消滅こそしなかったものの、サ行系元来
の意義の名残を留めることがなかったのではないか。

こうしてカ行系化が進行する中でも、セ・シ・シカはとりあえず使い続けら
れた。そうされることを通して徐々にカ行系化を遂げたのだと思われる。

第2章 注

- 1 以下、番号のみで表示されるのはすべて萬葉歌である。出典は『日本古典
文学全集』による。なお、記歌謡は『新編古典文学全集 古事記』、紀歌謡
は『古典文学大系 古代歌謡集』によった。引用に際しては、適宜、表記を
改めた部分がある。
- 2 (e)のマシは、反実以外の解釈を可能とする上代の例としても注意される
が、ここでは措く。
- 3 調査したのは、竹取物語・土佐日記・伊勢物語・大和物語・平中物語・
落窪物語・蜻蛉日記・和泉式部日記・源氏物語である。
- 4 記 48 (用例 k) の「醸みし」が、紀 39 (用例 m) では「醸める」とある
ことについて補足する。記 48 は、吉野の国主によって大雀命の太刀が讃
えられる記 47 と並び、その点でも紀 39 と異なる。そして、文献 7 によれ
ば、その差異は記 47 と紀 39 を記載することの目的の違いにも通じるもの
であるという。文献 7 は、47 と並べて 48 を載せる古事記には、吉野の国
主が、天皇(皇太子)への寿歌の担い手としてふさわしい存在であること
に対する着目が認められるとする。一方の日本書紀は、現行の服属儀礼歌

が、この時の献酒を起源とするものである旨、記録しておくという、あくまでも機能的な目的を持つものとされる。こうした文献7の見解が「醸みし」 / 「醸める」という記紀の差異を考える場合にも参考になるのではないか。つまり、記 48 が「醸みし」という神武以来の服属を思い起こさせる表現を採用するのに対し、紀 39 では「醸める」として、その酒が「醸む」動作の結果そこに在ることのみを述べている。このことも上述の如き記紀の性格に整合的かと思われるのである。

第3章 「事実」と「非事実」を共に構成するとは
認識されていなかったケース（1）

1

第1章と第2章で考えたモコソ基本形・モゾ基本形、及び、助動詞キのサ行系の場合、従来それらが「事実」と「非事実」の双方を構成することの検討が十分ではなく、それゆえ、形式の理解に行き届かぬ部分が生じていた。けれども、それらの形式によって「非事実」だけではなく「事実」が言語化されている点に関しては、これまでもそのように了解されてはいたのである。それに対して、これから第3章と第4章で扱うのは、その文に述べられるのが「事実」であったにもかかわらず、「非事実」を言語化する他の多くの例に注目するあまり、「事実」とは解釈されてはこなかったケースである。まず本章では、著名な次の和歌の如きタイプについて考えていく（注1）。

さくらの花のちるをよめる きのともり

(a) 久方のひかりのどけき春の日にしづ心なく花のちるらむ

(古今 春下 84)

詞書をふまえるに、ここで「桜の花が散る」という事態が実現済みの「事実」であることは、直接、言語主体に確認されている。したがって、その言語化に推量の語を用いる必要はない。そうした文にラムが現れるのである。このようにはっきりとラムが現れている以上、それを含んで文意を取らなければならないから、既説において(a)の如き和歌は、ともかくも推量を意味するものとされた。そして、そのことに伴って不在の疑問語が読み込まれた。即ち「どうして散るのだろうか」の如く。本稿では、この(a)のような和歌を「らむ留歌」と呼ぶことにする。「らむ留歌」の中には、反語など疑問の延長線上にある解釈が適用される例も在るが、そうした小異はあれ、疑問的意味を補って文意を通そうとするのが、「らむ留歌」における通説的な態度と言ってよいであろう。な

お、本稿の見るところ「らむ留歌」は古今和歌集・後撰和歌集・拾遺和歌集のいわゆる三代集に 28 例在ったが（注 2）、ケムにも疑問語を補入して読みたくなるような例が一つ見られる。

藤原かねすけの朝臣

(b) よそにのみきかましものをおとは河渡るとなしに見なれそめけむ

(古今 恋五 749)

後述するように、こうしたケムの使用も結局はラムの場合と事情を同じくするため、本稿では「らむ留歌」と一括して扱われる。なお「らむ留歌」と総称されるほどにラムの用例数が突出する理由はよくわからない。ただラムとは、古今集歌に頻出し、発想・表現上も重要な役割を持つ形式なのだという（文献 41 から 43 の一連の論考を参照）。或いは「らむ留歌」もその現れの一つであるのかもしれないが、今そのことに立ち入る用意はない。

ところで「花のちるらむ」と、主語「花」に「の」が接することからも了解されるように、「らむ留歌」のラム（とケム）は連体形である。「らむ留歌」から疑問の意を見出そうとするなどの操作を中断し、あくまで「連体形終止」という観点から眺めるならば、「らむ留歌」は一種の「詠嘆」表現と考えることができよう。「しづ心なく花のちるらむ」にしても、桜の花が散ってしまうことへの情意が表出されているのである。そして、このように連体形終止が「詠嘆」表現となりうるのは、連体形が結局は体言資格であることに由来しているだろう。体言で閉じる文（たとえば「美しき花。」）は時に「詠嘆」表現となるが、連体形で終止する文もそうした体言による「詠嘆」表現に通うのである。

一方、体言はヨなどの終助詞を承接させることによっても「詠嘆」の文を構成することがある（「美しき花よ。」の如く）。むしろ終助詞を伴う場合をこそ「感動喚体」として特立する向きもあったわけであるが、この体言＋ヨの文と並行して、連体形述語＋ヨによる「詠嘆」の文も見られる。本稿が『落窪物語』『枕草子』『源氏物語』を対象に調査したところ、連体形述語＋ヨの例は 75 例（後述するム・ラム・ケムの連体形＋ヨの例を除く）。なお、連体形＋ヨの文には「意志・勧誘」を意味する例も在るが、用例の数には含んでいない。次に連体形＋

ヨの文の実例を示そう。

(c) 日さし出でて軒の垂氷の光あひたるに、人の御容貌もまさる心地す。(中略) ひきつくろふこともなくうちとけたるさまを、いと恥づかしく、まばゆきまできよらなる人にさし向ひたるよ、と思へど、紛れむ方なし。

(源氏 浮舟)

匂宮と一夜を明かした後、朝日の下で差し向かいとなった浮舟は、相手の美しさに気後れする。かかる浮舟の情意が連体形述語+ヨの文に表出されているのである。

この連体形終止と連体形+ヨの終止の間には「詠嘆」の質に違いもあるだろう。が、本稿はそのことを課題としていない。むしろ本稿が着目するのは、連体形述語+ヨによる終止にも「しづ心なく花のちるらむ」の如きラム・ケムの使用が見られるという点で、さらには、ムにおいてもほぼ同様の現象が認められるのである。よく知られるとおり、ム・ラム・ケムは音形態上の共通点を持ち、3者で時制を分担するような関係にあって、それなりの体系を成していることが直観される(まとめて「ム系」と称する)。そのム系は、連体形述語+ヨという環境においても相通ずる振る舞いを示すのであった。以下、本稿ではこれらの文を「ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文」と呼ぶことにする。本稿が確認したその用例数は、ムヨの文8例(内訳は『うつほ物語』1、『落窪物語』1、『枕草子』2、『紫式部日記』1、『源氏』3)、ラムヨの文5例(『枕草子』2、『源氏物語』3)、ケムヨの文7例(『うつほ物語』1、『源氏物語』5、『更級日記』1)で、『蜻蛉日記』と『和泉式部日記』には、ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文の例を見ない(ムヨの文には、ム系以外の連体形述語+ヨの文と同様、「意志・勧誘」系の例も見られるが、それは除外してある)。なお、ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文には「しづ心なく花のちるらむ」の如く主語を「の」でマークする例は見当たらず、またム系は終止・連体が同形である。しかし、先掲(c)のように終止・連体が異形であるものに関しては、連体形にヨが承接している。それをふまえて、ム系においてもヨ上接は連体形と判断するのである。

- (d) 「さて、この人をばいかかもてなしきこゆべき。めづらしきさまの御心地もかかる事の紛れにてなりけり。いで、あな心うや。かく人づてならず心うきことを知る知る、ありしながら見たてまつらむよ」と、わが御心ながらも、え思ひなほすまじくおぼゆるを、 (源氏 若菜 下)
- (e) 鸚鵡いと哀れなり。人のいふらん事をまねぶらんよ。 (枕 鳥は)
- (f) 山のなからばかりの、木のしたのわづかなるに、葵のただ三すぢばかりあるを、世ばなれて、かかる山中にしも生ひけむよと、人々あはれがる。
(更級)

ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文の例を引いた。(d)のムヨの文は女三宮の密通・懐妊を知った光源氏の反応。「密通・懐妊を知りつつ、どうしてこの先も変わらぬ態度をとり続けようか」として文意に不自然さはない。(e)のラムヨの文も「鸚鵡であるにも関わらず、どうして人の言葉を真似るのだろうか」との読みが可能である。(f)のケムヨの文は、都以外の地で都を思わせる景物・葵を目にした人々の感慨だが、「どうしてこんな所に生えたのだろうか」という解釈が成り立つ。いずれも「らむ留歌」と同様、疑問文的にも考えてみることができそうな例なのであった。「らむ留歌」とムヨ・ラムヨ・ケムヨの文のかかる共通性については、かねてから指摘もあることだが、本稿も「らむ留歌」を論ずる際は共にムヨ・ラムヨ・ケムヨの文を扱う必要があると考える(両者をまとめて「考察対象」と称する)。なお「らむ留歌」の場合、その連体形がさらにヨを伴うことはない。また「らむ留歌」以外に目を転じて、三代集の連体形述語でヨを下接させる例は見出されなかった。連体形述語+ヨとは、和歌(少なくとも三代集の和歌)に用いられにくい形式であったのかもしれないが、その理由は本稿にはよくわからない。

しかしながら、「らむ留歌」にしてもムヨ・ラムヨ・ケムヨの文にしても、疑問の要素が顕在していないにもかかわらず、その文から疑問を読みとるとは相当思い切った解釈であろう。疑問の意を補えば文意が通りやすくなるだけに、場当たりの印象もつきまとう。この点について、たとえば文献53は「喚体」性の文は疑念を含意しやすく、ゆえに「らむ留歌」にも疑問の読み込みが可能であるとした。が、そう考える際には文献20の指摘にも目を配るべきだろう。

文献 20 によれば、八代集における連体形終止の和歌は、述語に推量などの「モダリティ形式」を伴わない。しかし、「らむ留歌」を推量と考えると、連体形終止の和歌に推量のラムが現れるという例外を生じさせることになり、事実これまで様々に取り沙汰されてもきた。文献 53 の見解もやはりこの問題を抱えることになるのである。一方、文献 35 は、三代集の「らむ留歌」を対象に疑問の含みが生じうることの跡づけを行った。歌中に反語的・逆接的な已然形+ヤを持つタイプ（注 2 に引く古今集 329 番歌を参照）が、「らむ留歌」への展開を生じさせたとするのである。しかしその文献 35 も「らむ留歌」を「いささか無理のある」表現と呼ぶ。また、文献 35 の見解は「らむ留歌」を対象とするものであって、ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文に敷衍できるのか分明ではない。

その他の論に目を見てみよう。たとえば(a)のラムが「しづ心なく」の部分
を推量すると考える向きがある。これは(a)の場合、少なくとも文脈の解釈としては可能のようである。ただし文献 35 によれば、推量の対象など「焦点」の設定には係り結びを必須とするという。そのとおりであるならば「部分を推量する」という見解は、文法的には不適格ということにもなるであろう。さらに、既に言及されるとおり（文献 56 など）、文の一部分を推量しているとは解しがたい(g)などの例も存するのである。

人をわかれける時によみける つらゆき

(g) わかれてふ事はいろにもあらなくに心にしみてわびしかるらむ

(古今 離別 381)

一方、推量・疑問を前面に出さぬ解釈も提示されている。うち、文献 56 は、考察対象を「どうして」の類の疑問文を経由した表現と見る。「どうして～のだろうか」という疑問文の体裁をとって「いぶかしい気持ち」が表現され、その「いぶかしい気持ちがもっと極端にな」と疑問語のない表現が生じるというのである。しかし、疑問語が落ちる理由への言及はなく、このままでは十分な指摘とはしがたい。また、文献 33 は「疎外感」をキーワードとして各例から「自分自身納得しかね、あきれたと相手を疎外してゆく感情」を読み取る。(d) と言えば、これからも女三宮の面倒を見なければならないことを光源氏が自分

自身に呆れていることになる。文献 33 の主張は推量・疑問から離れた解釈として先駆的であるが、文献 33 が各例に見出す「疎外感」の内実には相当の隔たりがあるかと思われる。さらに文献 33 はその「疎外感」が生じる所以に触れておらず、その点でも疑問が残ろう。

以上、既説を参看しつつ考察対象の論点を確認してきた。次節以降に本稿なりの見解を述べる。

2

考察対象をⅠ類（「非事実」を表すもの）とⅡ類（「事実」を表すもの）の二つに分けて考えていくことにしよう。Ⅰ類にはムヨの文（未来時）が、Ⅱ類には「らむ留歌」及び、ムヨの文（不定時）・ラムヨの文・ケムヨの文が該当するのだが、ここではまずⅠ類の検討から始めることとし、次にその例を示す。先の(d)もⅠ類に当たるため、それも再掲しておく。

- (d) 「さて、この人をばいかがもてなしきこゆべき。めづらしきさまの御心地もかかる事の紛れにてなりけり。いで、あな心うや。かく人づてならず心うきことを知る知る、ありしながら見たてまつらむよ」と、わが御心ながらも、え思ひなほすまじくおぼゆるを、（源氏 若菜 下）
- (h) たびたび詣でさせしを、かひなきにこそあめれ、命さへ心になはず、たぐひなきいみじき目を見るは、といと心憂き中にも、知らぬ人に具して、さる道の歩きをしたらんよ。とそら恐ろしくおぼゆ。（源氏 手習）
- (i) この三条が言ふやう、「(前略) 当国の受領の北の方になしたてまつらむ。(後略)」と、額に手を当てて念じ入りてをり。右近、いとゆゆしくも言ふかな、と聞きて、「(前略) 今は天の下を御心にかけてたまへる大臣にて、いかばかりいつかしき御仲に、御方しも、受領の妻にて品定まりておはしまさむよ」と言ふ。（源氏 玉鬘）

(d)の言語主体・光源氏は、女三宮の密通を知りつつ、この先も素知らぬ顔を

していかなければならないことを嘆じていた。(h)で浮舟は、妹尼から初瀬参詣に誘われるが、馴染みのない他人との道中を考えると気が重い。また(i)では、右近が、玉鬘を受領に縁づけたいと願う三条に対して、権門出身の玉鬘が受領の妻止まりになるなどありえぬことと憤慨する。

まず、これら I 類のムが推量や意志（ここでは「命令」等、言語主体がその事態の成立を望ましく考えるものを「意志」に一括する）を意味していないことに注意したい。終止の位置に立ったムは推量か意志の表現になるのが普通であろうが、本稿の I 類はそのいずれでもないのである。たとえば(h)の「馴染みのない尼達と道中を共にする」という事態は、妹尼からの誘いに必然的に随伴する。何らかの根拠に基づいて推論を行った結果、思い至るようなものではない。(h)の浮舟は、与えられた状況から自動的に導出される事態を想像しているだけであろう。或いは「人間の脳の活動」といった見地からは、この(h)にも推量の作用が見出されるのかもしれないが、それは本稿にとってあまり関係のないことである。文の運用者たる人間の実感としては、(h)の言語化に際して自らの頭の働きで判断に達したような気はせず、その意味で推量には当たらないとするのである（以下、本稿に言う推量とは、すべてこの「言語主体による自覚的な推量」を指す）。むろん意志でもない。続く(i)の「玉鬘が受領の妻止まりになる」という事態は、言語主体・右近が、対者・三条に反駁するにあたって、三条の判断によって構成された事態をそのまま口にしたものである。言語主体は右近であるが、実のところ、その事態の構成に右近の作用は伴っていないのである。(d)の場合も、光源氏の社会的な立場からすれば女三宮との結婚生活を続けていく以外に途はなかろう。だから「ありしながら見たてまつる」とは、この先、自明に生起する事態であり、言語主体・光源氏の推量・意志といった作用とは関わりなく構成されるのである。

以上、I 類の事態は未来事態であるから、「事実」として現実世界に存在するわけではなく、あくまでも言語主体の作用による所産である。しかし、I 類に認められる作用の跡は「未来事態である以上、作用の所産であるほかない」という以上のものではない。推量・意志の如き明瞭な言語主体の作用とは関わりを持たぬ、言ってみれば「単に未来事態を言語化するような文」である。そうした文に現れるムの規定のために、ここで「設想」という概念を導入しよう。

そもそも「設想」とは山田孝雄の唱えるところであり、たとえば文献 57 は「従来未来をあらはす助動詞とせられたるものを以て設想をあらはすものとせり」と述べる。具体的な「設想」形式にはムが挙げられているのだが（注 3）、そのムは未来事態を構成するにあたって「将にあらはれむとすることを推定し、仮設し、又は希望し、又は自己の決心したることをあらはす」といった言語主体の諸作用を伴った。しかしながら、結局それらの諸作用は「知覚に上らざる想像的の動作状態」にあるものという点で等しい。未来事態の言語化にまつわる諸作用は、大きく言うとすべてが「事態の想像」であり、「設想」とはその「事態の想像」の云いなのであった。文献 34 の述べるとおり、推量と意志とは一方から他方への意味の転化が想定しづらいような関係にある。しかしながら、ムは推量・意志いずれの表現にもなってしまう。それは「設想」の形式であることを本質とするムが、文に現れて具体的な表現を構成する際、時に推量、或いは、時に意志の姿をとるということなのである。

結論的なことを先に述べれば、本稿はかかる山田の「設想」概念をふまえて、ムのみならずラム・ケムも含んだム系全体の基本義を「設想」であると考えている。その上で、考察対象Ⅰ類・Ⅱ類の双方を「設想」概念によって規定していこうと思うのである。しかし、いわゆる「モダリティ形式」の多くが「事態の想像」をするものと言って言えないことはない。ここまでに紹介してきた「設想」概念は、特定の形式を規定するものとしてはいささか大雑把であろう。したがって、本稿の考察対象を説くにあたっては、「設想」をム系に限った概念として再構成する必要があると言え、そうした「設想」概念の再構成によって、「設想」概念に関連づけてム等を論ずる既説と本稿との異同もはっきりしてくるかと思われる。

たとえば文献 34 は、ムを「設想」形式とする山田の見解に賛同している。ラム・ケムに関してはそう明言してはいないようだが、文脈から、おそらくムと同様「設想」性を認めるのではないかと推測される。そうであるならば、ム系全体を「設想」形式とする本稿と立場を同じくしていることになる（注 4）。しかし、その文献 34 において「設想」の概念規定にあてはまりそうな記述とは、「文事態をまず単に想像的に示しているだけ」「ぶっきらぼうに単に『想像してみました』というだけのこと」という部分である。そこが「事態の想像」以上

の限定的な記述を試みる本稿との相違点となるのであろう。一方、文献 13 は「現実事態」と「非現実事態」、及び「承認」と「構成」の十字分類によって「モダリティ形式」を体系づけている。このうち「設想」に相当するのは「非現実事態・構成」（文献 13 での名称は「非現実事態仮構」）というカテゴリーである。文献 13 がこの「非現実事態仮構」（＝「設想」）の形式として挙げるのは、ム・マシ・ズであるから、まずその点で本稿と立場が異なってくる。さらに文献 13 において「非現実事態」のうち「承認」の方に該当するのは、ベシ・ラシ等なのであるが、これらがあくまで「承認」の形式であるのに対し、ム・マシ・ズの方は「構成」の形式であるということの根拠が特に示されているわけではない。

上述の如き目的のもと、「設想」という概念を本稿なりにアレンジするにあたって、参考になるのが文献 12 の見解である。次に、文献 12 の述べるところをまとめてみる。

文献 12 は「モダリティ形式」が【「事態の存在を問う疑問文」になるもの】と【「事態の存在を問う疑問文」にならないもの】という 2 種に分かれることに注目した。単に「事態の存在を問う疑問文」になる / ならないという現象を認めるのみならず、そこに文法的な意味づけを施したのである。まず「事態の存在を問う」とは、換言すれば「現実世界にその事態が生じる（生じている / 生じた）かどうか問題とされる」ということである。「現実世界にその事態が生じる（生じている / 生じた）かどうか問題とされる」際、万能ならぬ人間にはその判定をしかねるケースが必ず出てくる。だから「現実世界にその事態が生じる（生じている / 生じた）かどうか問題とされる」文は「事態の存在を問う疑問文」になれるようにできている。こうした【「事態の存在を問う疑問文」になるモダリティ形式】を、文献 12 は「叙実法」の形式と称した。たとえば「明日、雨が降るだろうか？」という疑問文は、「明日、雨が降る」という事態が現実世界に生じるか否かを問うものと考えてみるができる。ゆえにダロウは、文献 12 において「叙実法」の形式とされることになるのである。

一方の【「事態の存在を問う疑問文」にならないモダリティ形式】は「叙想法」の形式と呼ばれている。「叙想法」の形式による文とは「現実世界にその事態が

生じる(生じている / 生じた)かどうかは問題とされない」文である。つまり、その文に述べられる事態は言語主体の単なる想定に止まる。そのような事態を言語主体自身が疑問するなど無意味であろう。「叙想法」の形式に述べられる事態とは、文献 12 の言葉によれば『私にはそう思われる』というときの『そう』の内容に当たるものなのである。例を示すと「明日、雨が降るにちがいない」「明日、雨が降るかもしれない」という文の言語主体は、「明日、雨が降る」という事態が本当に現実世界に生じるか否かは存知の外である。実際そうなるかどうかはさておき、とにかく今の自分にはそのように思われるのである。だからこそ「明日、雨が降るにちがいないか? / かもしれないか?」という疑問文は存在しないのであった。こうしたニチガイナイ / カモシレナイの類は、文献 12 の枠組みでは「叙想法」の形式になるわけである。

以上の如き文献 12 の見解を援用しつつ、本稿の考察対象たるム系を眺めてみよう。まずム系は「事態の存在を問う疑問文」を作るものと考えられる。たとえば「君が心に秋や来ぬらむ」(古今集 763 番歌より)という疑問文では「あの人の心に飽きが来た」かどうかは問われている。したがって、ム系を述語に持つ文では単なる空想がなされるのではなく、そこに言語化された事態の現実世界における存在が問題とされていることになる。そして、ム系と他のモダリティ形式(ラシ・ベシ・マシ)とが分かれたのは、この「事態の存在を問う疑問文」を作るという性格によるのである。本稿はラシ・ベシ・マシを論ずるものではないが、これらとム系との差異についてのみ簡単に触れておく。

まずラシについて。ラシには「事態の存在を問う疑問文」のみならず、そもそも疑問文となる例自体が見出されない。そして、このことは周知のとおりでもあろう。文献 9 の調査によると、萬葉集においてム系はその半数近くが疑問文に現れるのに対して、約 180 例在るラシには疑問文となるものが一つも見当たらないという。ラシが「確信的に推量する形式」であるために疑問文にならないのだと考える向きもあろうが、到底「確信的」とは言えない現代語のカモシレナイも疑問文にはならない。そうである以上、これはあまり説得的な解釈ではなかろう。文献 9 は、こうしたラシの振る舞いの所以を、ラシの構成する事態が「客観的に事実かどうかは問題外」であるという点に求めた。即ち、ラシの文に述べられる事態は、言語主体によって現実世界に定位されるようなも

のではないということである。たとえば「咲く花もうつろひにけり。世の中はかくのみあらし」（萬葉集 478 番歌より）において、言語主体は「咲いていた花がうつろってしまった」という現象を前にして「世の中とはそのようなものだ」と考えるに至る。ラシが構成する「世の中とはそのようなものだ」とは、あくまでも言語主体にとって「私にはそのように見える、そのように思われる」事柄である。言語主体にそのように見えているということは疑いようがなく、いわば「真偽判定の度外」。それゆえ「疑問文になりようがない」のである。本稿もこうした文献 9 の見解に賛同しておきたいと思う。

それに対して、ベシは疑問文にも現れる。けれども文献 11 によれば、ベシで疑問文となるのは「対象的意味」を表す（より文脈的には「許可」や「義務」の表現になる）例に限られている。たとえば「浮き寝やすべき。なほや漕ぐべき」（萬葉集 1225 番歌より）の如きである。これらは「浮き寝をする」とか「漕ぐ」といった事態の生起を「推量」する文ではない。「浮き寝をする」「漕ぐ」という事態の当為性に関わるものである。だから、その疑問文でも「浮き寝をするのが良いか、或いは、船を漕ぐのが良いか」が問われることになる。ベシの疑問文は「事態の存在を問う疑問文」ではないのであって、その点でム系の疑問文とは異なるのである。一方、ベシには事態生起の蓋然性を云々しているような（「推量」しているようにも感じられる）例が在る。文献 11 の言葉によれば「作用的意味」の例で「荒れたる家にひとり寝ば、旅にまさりて苦しかるべし」（萬葉集 440 番歌より）などがそれに当たる。しかし、その手のベシは「事態の存在を問う疑問文」に限らず疑問文全般を作らない。「作用的意味」を表すベシも、事態を現実世界に定位する述べ方ではないと言えるであろう。

マシの場合は、本稿が萬葉集と源氏物語を調査した範囲で「反実仮想のマシ」と「反実仮想ではない（＝今後、生起する可能性のある事態を述べる）マシ」との間に相違が見られた（注 5）。まず「反実仮想のマシ」の場合、「疑問文」の例は在るには在るが、そこに言語主体の疑問の作用を認めなければならないようなものは無い。いずれも「疑問文」の体をとるだけの表現（＝反語等）として解釈されてしまうのである。また、仮に「反実仮想のマシ」が疑問作用を伴う疑問文に出現していたとしても、それが「反実仮想のマシ」である以上、そこに表される事態が「現実世界」に存在しているはずもあるまい。そこが、

現実世界における事態の存在を問うム系との違いとなる。対する「反実仮想ではないマシ」は「なほや進み出でて気色をとらまし」（源氏 梅枝）の如く、明らかに疑問の作用を伴った疑問文となる。しかし、ここで疑問されるのは「夕霧の機嫌をとる」という事態の存否ではない。「夕霧の機嫌をとるべきかどうか」なのであって、ベシにおける疑問文の例と通うのであった。

ここまでに見たム系とラシ・ベシ・マシとの差異（ム系は事態の現実世界における存在を問題とし、ラシ・ベシ・マシはそうではないという）をふまえて、「設想」という作用の内実を次のように定める。

- 「設想」とは、言語主体による事態の思い描きである。
- 思い描かれる事態は、実際に、現実世界に存在する /している/ したものととして構成される。

上記をまとめて「事態の現実世界における存在を思い描く作用」とし、そのような概念としての「設想」性をム系にこそ認めるのである。しかし、それを具体的に論ずる前に、この「設想」と本稿に言う「事実」及び「非事実」との関連について確認しておこう。

本稿冒頭に記すとおり「事実」が言語化される文において、その文の言語主体は「我々が生きるこの世界（＝現実世界）に、ある事態がその姿を現した」ことを知っている。そうした「事実」は、言語主体に思い描かれずとも既に現実世界に存在しているわけだから、そんな事態の存在を思い描くとは、何らかの事情によって「在るとわかっているものを、改めて思い描くに至った」ということであろう。「事実」の言語化に際して「設想」の作用が伴われるのはこうしたケースかと思われる。一方「非事実」とは「言語主体によって事実であるとは知られていない事態」及び「言語主体によって事実でないことが知られている事態」のことであった。これら「非事実」は言語主体に思い描かれなかり何の姿形も持たない。すべてが「思い描かれた事態」ではある。しかし、先に触れたとおり、その「非事実」の事態が現実世界に存在することになるかどうかといったことに関知しない言語形式（先述の「叙想法」の形式）も在

る。そのような形式によって「非事実」が言語化される場合は、そこに本稿の言う「設想」作用は認められないということになるのである。

翻って考察対象Ⅰ類である。先述のとおり、Ⅰ類・ムヨの文に言語化される事態は、推量や意志の作用とは関わりないの未来事態であった。元来ムは、推量・意志を専門とするわけでもなく、「設想」形式として事態の存在を思い描くことがその根本である。そうした「設想」形式としてのムが、推量でも意志でもない単なる未来事態を構成することは一つの自然と言えるであろう。未来事態とは、言語主体に思い描かれることによってのみ存在する事態であるから、ムの「事態の存在を思い描く」という性格はその構成に相応しいのであった。もともと終止以外の位置（連体修飾節を中心とする）に現れるムに、推量でも意志でもない例の存することはよく知られてもいた。推量・意志とは、結局「設想」が文に現象する姿のヴァリエーションだから、ムに非推量・非意志の例が在ったとしてもそれはもつともことなのである。そして、その非推量・非意志の例が仔細に見れば終止の位置においても認められ、それこそが考察対象Ⅰ類なのであった。

なお、終止の位置に立つムが、たいていの場合、推量・意志の表現となるのも、ムが「設想」形式として「事態の現実世界における存在」に関わるためだろう。即ち、ムが言語化する「非事実」の事態は、あくまで現実世界に存在しうるものとして思い描かれている。そして、このような思い描きはそうむやみになされるものでもなかろう。まず言語主体には、それを思い描こうとする何らかの動機があるはずである。かつ、言語化の結果生じた文が有意のものとして現実世界の中で通用しなければならない。これらの条件が整わなければ、【「非事実」の事態の現実世界における存在】を思い描くということもなかなかなされないのである。そして、そんな条件の満たし方は大きく二つに収斂していくだろう。一つには、蓋然性の観点から、その「非事実」の事態が現実世界に存在しうるものと判断されるタイプである。ムの「推量」の例とはこれであろう。そしてもう一つ、その「非事実」の事態の現実世界における存在を望ましいものとするタイプ。「意志」の表現となるムはそれに該当するのである。

本節ではⅡ類について考える。先掲の(a)(b)(e)(f)(g)はすべてこのⅡ類に配されるため以下に再掲し、また、それに1例を追加する。

さくらの花のちるをよめる きのとものり

(a) 久方のひかりのどけき春の日にしづ心なく花のちるらむ

(古今 春下 84)

藤原かねすけの朝臣

(b) よそにのみきかましものをおとは河渡るとなしに見なれそめけむ

(古今 恋五 749)

(e) 鸚鵡いと哀れなり。人のいふらん事をまねぶらんよ。(枕 鳥は)

(f) 山のなからばかりの、木のしたのわづかなるに、葵のただ三すぢばかりあるを、世ばなれて、かかる山中にしも生ひけむよと、人々あはれがる。

(更級)

人をわかれける時によみける つらゆき

(g) わかれてふ事はいろにもあらなくに心にしみてわびしかるらむ

(古今 離別 381)

(j) 乳母なるべし、さやうの大人大人しき声にて、「(前略) 親におはする殿に知られ奉り給へ、(後略)」などいふ。「親子あるにやあらむ。あはれなることなりや。親を見ず知らざらむよ。誰ならむ」と聞き居給ふほどに、

(うつほ 楼の上 上)

まず(a)(b)(f)(g)に言語化されるのは、言語主体が直接、確認を済ませた既実現の事態、即ち「事実」である。(a)の「桜の花が散る」こと、(f)の「東国の山中に葵が生えている」ことはいずれも囑目の事態で、言語主体による推量となされるような状況ではない。また、(b)の「評判を聞くに留めておくべき相手を見そめてしまった」こと、(g)の「別れが身にしみる」ことも既に言語主体の身に起こった事態として詠まれていようから、それを推量するということもない。一方、(e)に言語化される「鸚鵡が人の言葉を真似る」とは、(a)

の如き個別・具体的なものではないが、今もこの世のどこかで生じている「事実」であって、推量の作用とは関係なく構成されうる。(j)では、父を知らぬ子(小君)と遭遇した仲忠が、小君の乳母の発言によって与えられた「小君は親を知らない」という不定時の事態を言語化する。見ず知らずの人間の身の上のことだから、直接それを確認することはできないけれど、反面、見ず知らずの人間の身の上ゆえに、ただ聞いたとおりに「事実」として受容するしかない。言語主体が推量を行うような状況にはないのである。

確認してきたとおり、Ⅱ類とは言語主体の推量の作用と関わりなく「事実」を構成する文である。そのようなⅡ類に現れるム系はいかなる機能を担うものであるか。本稿はそれを「設想」(＝「事態の現実世界における存在を思い描く作用」と考えているわけであるが、そのⅡ類における「設想」性を検討するために、以下【A】から【D】の4点に亘ってⅡ類の様相を観察していきたいと思う。なお、表現の細部に立ち入るところもあるため、【B】以降については和歌(「らむ留歌」と散文(ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文)に異なった観点が適用される。

【A】 Ⅱ類に言語化される事態の性格

既述の如く、Ⅱ類は連体形終止、乃至、連体形+ヨの終止による「詠嘆」の文である。だから、そこに述べられるのはありきたりな「事実」ではない。むしろ、本来そうあるはずの姿と齟齬する事態であるからこそ、「詠嘆」の対象になるのだと言えよう。このことを実例に即して確認していく。のどかな春の日に桜は散らずにあって然るべきものとされている(用例a)。手に入れられない人なら話に聞くに留めておけば良かったのである(用例b)。鸚鵡が鳥でありながら人の言葉を真似、そのことが異とされる(用例e)。都人にとって葵とは葵祭の景物でしかなく、東国にそれがあることに感慨を禁じ得ない(用例f)。「色」は何かにしみ込むのものだけれど、「別れ」までもが身にしみるために不審である(用例g)。人の世において子が親を知らぬとは、当然、本来のあり方ではない(用例j)。

このようにⅡ類に述べられるのは、明白に「事実」なのであるが、その事態

は言語主体にとって実現していない方が自然であった。Ⅱ類の理解にはまずこの点が重要であると思う。

【B】 Ⅱ類 (=「らむ留歌」)における逆接句

「らむ留歌」28例の中には、逆接句(及び、逆接的な句)を持つものが19例在り、また、内容上、逆接的に読める例も多い。(a)でも「春の日なのに」の如き逆接的な読みとりが可能であろう。この点について文献35は、三代集の「らむ留歌」は逆接的な文構造を持ち、そのことが「どうして～のだろうか」という意味内容の所以に当たるとする。しかし、これも文献35の指摘であるが、「らむ留歌」の中には逆接性が感じられない例が在って(注6)、それをどう扱うのかという問題が残されている。けれども、この「らむ留歌」と逆接の関わりの深さとは、結局、文法論というよりも表現論的な問題ではないだろうか。

【A】にも述べたことであるが、「詠嘆」の文に言語化されるのは何の変哲もない事態ではなく、それは何らかに本来のあり方と齟齬している。この「本来のあり方からの齟齬」という性格ゆえに逆接的な内容を述べることも多くなるだろう(注7)。たとえば先掲(g)。この(g)の如き和歌を【 $X \rightarrow x, Y \neq X, Y \rightarrow x$ 】型と呼ぶ。【 $X (=色)$ が事態 $x (=染みる)$ を実現させるのはもつともだが、 $Y (=別れ)$ はその $X (=色)$ でもないのに、事態 $x (=染みる)$ を実現させてしまった】という内容を詠むものである(注8)。(g)ではこの内容的な齟齬が逆接句というかたちを取って文に現れたわけだが、「詠嘆」とは必ずしも逆接的内容に直結するものではない。だから、逆接と関わりのない例が在ったとしても、別段、不自然なことではないのである。

けれども、この【 $X \rightarrow x, Y \neq X, Y \rightarrow x$ 】型は、既説の見解とは違った意味で「らむ留歌」に対する示唆に富む。ム系以外の連体形終止の和歌(「連体止め歌」)を参看しつつ、そのことを検討していこう。本稿の見るところ、三代集の「連体止め歌」は41例(ナレヤ等の例は数に含めない。注3参照)。うち、逆接句を持つものは11例である。まず、逆接句を持つ「らむ留歌」は、その大半(17例)が【 $X \rightarrow x, Y \neq X, Y \rightarrow x$ 】型となり、先の(g)はその典型である。次の(k)は(g)ほど端的ではないが、これも【 $X \rightarrow x, Y \neq X, Y \rightarrow x$ 】

というモデルに還元されうるであろう（注9）。

秋歌とてよめる

つらゆき

(k) 秋の野の草もわけぬをわが袖の物思ふなへにつゆけかるらむ

（後撰 秋中 316）

（X = 「秋の野の草をわけ」た人、Y = 言語主体、x = 袖が濡れている）

対する「連体止め歌」の【X → x, Y ≠ X, Y → x】型は、次の(1)など3例在る。

(1) みるめかるあまとはなしに君こふるわが衣手のかわく時なき

（拾遺 恋一 667）

（X = 海士、Y = 言語主体、x = 衣手が乾かない）

これは「らむ留歌」よりもかなり低率であって、【X → x, Y ≠ X, Y → x】型とは「らむ留歌」になりやすい述べ方なのであろう。思うに【X → x, Y ≠ X, Y → x】型の言語主体は【X → x, Y ≠ X, Y → x】という分析的な視点を持って事態に相對している。【X → x, Y ≠ X, Y → x】型は「詠嘆」の表現ではあれ、ストレートな情意の表出とは一線を画するのである。そして「らむ留歌」は、そのような【X → x, Y ≠ X, Y → x】型の分析性に相応しい性格を持っているということであろう。一方の「連体止め歌」は「らむ留歌」のような分析的な視点に馴染むという特徴があるわけではない。【X → x, Y ≠ X, Y → x】型の例も持ちつつ、次の(m)などではストレートな情意の表出もなされるのであった。

(m) 吹く風のさそふ物とはしりながらちりぬる花のしひてこひしき

（後撰 春下 91）

【C】 II類（＝ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文）の「主語の人称」

ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文、及び、その他の連体形＋ヨの文の主語を人称別にまとめる。なお「らむ留歌」の中には、内容的には一人称であるが、表現上、三人称としての構えをとるものなどがあり、【C】の検討には「らむ留歌」の例を含めない。

○ II類（全 15 例） … ①

「三人称」14、「一人称」1

○ その他の連体形述語＋ヨの文（全 75 例） … ②

「三人称」37、「一人称」26、「二人称」12

①の主語は一つを除いてすべてが三人称。ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文は、言語主体自身の行為を述べるのにあまり適していないと言える。そしてこれは、ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文の言語主体が「当事者」というよりも「第三者」的なスタンスで事態に向き合うためではないか。そうした第三者的な性格は、たとえば先掲(e)(j)などに端的であろう。(e)は『枕草子』類聚章段の例で、世間の事象を枚挙し寸評する体のものであるし、また、(j)の仲忠はその場に居合わせただけのまさしく第三者なのであった。なお、次に引く(n)は唯一の一人称主語例だが、ここでも自身の行為が第三者的に観察されており、三人称主語に一脈通じるものようである。

(n) 宮の御心のあまり頼もしげなき時々は、思はずなりける宿世かな、故姫君の思しおきてしままにもあらで、かくもの思はしかるべき方にしもかかりそめけんよ、と思すをりをりを多くなん。 (源氏 浮舟)

中君が匂宮との結婚生活へ踏み出してしまったことを後悔する。現在の視点によって過去の自分を眺め、その行動に批判的な感想を抱くものであって、「言語主体・中君」と「主語・中君」との切断が明らかであろう。

一方、②の場合は三人称に比して一人称が特に少ないわけではない。さらに①とは異なり、一人称主語らしい一人称主語の例が見出される。

(c) 日さし出でて軒の垂氷の光あひたるに、人の御容貌もまさる心地す。(中略) ひきつくるふこともなくうちとけたるさまを、いと恥づかしく、まばゆきまできよらなる人にさし向ひたるよ、と思へど、紛れむ方なし。

(源氏 浮舟)

(c)を再掲した。言語主体の浮舟が、いま直面している事態を嘆息するもので、この浮舟はまさしく当事者的である。そこに「言語主体・浮舟」と「主語・浮舟」との一致が見られてよい。

【D】 II類 (=ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文) が現れる「言表の形式」

ここでは「会話文」「心内文」「地の文」といった別を「言表の形式」と称する。ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文と、その他の連体形+ヨの文が出現する言表の形式の分布をまとめると以下の如くである。なお、和歌集に収められる和歌の場合、言表の形式の別を問うても判然とせず、ゆえに【D】において「らむ留歌」は扱われない。

○ II類 (全 15 例) … ①

「心内文」 9、「地の文」 4、「主体不定」 2

○ その他の連体形述語+ヨの文 (全 75 例) … ②

「心内文」 35、「対者特定」 32、「地の文」 5、「主体不定」 3

「心内文」の例が最多であることは①②に共通。ただし「対者特定」に顕著な違いが見られる。なお、ここに言う「対者特定」とは、特定の対者に向けられた言表の形式「会話文」及び「手紙文」を、そう一括したものである。まず、②ではその「対者特定」が「心内文」とほぼ拮抗している。「対者特定」とは、具体的な状況の下、特定の人物に向けられた言表の形式であるから、言語主体一人の中に思いとして留まる「心内文」とは対照的な性格を持っている。かかる両者を包含する②は言表の形式の如何を問わぬものと言えよう。一方、①は「対者特定」の例を持たない。さらに「地の文」と「主体不定」も「対者特定」

とは相当に異質である。「地の文」は対者が判然としないことも多く、言語主体から対者に向けての伝達の場面も想定しにくい。一方「主体不定」とは物語に見られる一つの叙述のあり方で、たとえば(f)がそれである。

(f) 山のなからばかりの、木のしたのわづかなるに、葵のただ三すぢばかりあるを、世ばなれて、かかる山中にしも生ひけむよと、人々あはれがる。

(更級)

ここで叙述の焦点は、同じ集団に属する人々が思いを共有していることにのみ当たる。これを実体的にとらえて、皆が口々に言ったのかなどと考えても意味はない。「主体不定」とは、そもそも対他性という観点の埒外に置かれているのである。以上の如く、ムヨ・ラムヨ・ケムヨの文の出現は対他性のない「心内文」を中心とし、「心内文」以外に現れる場合も、対他性と一線を画する言表の形式に限られていると言える。

ここまで、Ⅱ類の文には【A】から【D】という性格が認められることを述べた。まず【A】で見たとおり、Ⅱ類に構成される「事実」は、言語主体にとって本来そうあるはずの姿とは齟齬を来すものである。(a)で言えば、言語主体は「光のどけき春の日に桜の花が散る」という事態を、本来そうあるはずの姿とは齟齬するものと考えており、そのような事態が存在することに当惑している。それをそのまま「事実」として受け容れにくいような状態にあるわけである。が、その一方で、Ⅱ類の言語主体は自身の情意に没入してはいない。【B】で確認したように、言語主体は本来そうあるはずの姿と齟齬する事態に直面しながらも、【 $X \rightarrow x$, $Y \neq X$, $Y \rightarrow x$ 】という分析的な視点によってその事態を腑分けしようとする。事態に対する感慨はそれとして、状況を咀嚼してみる冷静さも持ち合わせているのである。この冷静さは【C】からも見て取ることができる。【C】ではⅡ類の言語主体が第三者的であり、Ⅱ類が言語主体自身の行為に対する当時者的な「詠嘆」に用いられないことを述べた。それもⅡ類の持つ冷静さによってもたらされたものなのである。本来そうあるはずの姿とは齟齬を来す事態に直面しつつも、一步離れてそれを吟味するようなスタン

スを保っているということである。

そして、Ⅱ類に認められるこうした冷静さの所以は、Ⅱ類ム系の「設想」性に求められるであろう。Ⅱ類の言語主体は、本来そうあるはずの姿とは齟齬する事態に直面し、それに当惑しつつも「詠嘆」に浸りきることはなく、冷静にその事態を吟味しようとしている。即ち、Ⅱ類の言語主体は、そんな事態が現実世界に存在することを一度自身の中で思い描いてみるのである。この、当面する事態に惑い、その存在を改めて思い描こうとするプロセスは、言語主体が自身の認識を整理するために展開するごく個人的な営為である。【D】で確認した、Ⅱ類が言語主体一人の言語たる「心内文」を中心に現れるという現象はこのためであろう。さらに、言語主体の心中でいわば「独白」的であることを通例とする以上、Ⅱ類は対者とのやりとりにおいてそう用いられるような文ではない。したがって、Ⅱ類には「対者特定」の例を見なかったのである。

以上、Ⅱ類とは言語主体が「事実」を受容しがたく思い、その事態が現実世界に存在することを改めて思い描く文である。かかるⅡ類に対応する現代語にはどういった文が挙げられるだろうか。もっとも、Ⅱ類に対応する現代語は何かなどという問はさして重要なものではない。が、対応する現代語の表現を示されると、実感として理解しやすくなることも事実であろう。そのためにこの点に触れておこうと思うのだが、本稿の見るところ、現代語にはⅡ類とそっくり対応するような文は無い。そもそものム系自体が変わってしまった（ほぼ時制の別に応じて「設想」の形式ム・ラム・ケムが鼎立するという体制から、「推量」の形式であるダロウ及び「意志」の形式であるウ / ヨウという体制へと）わけでもあるし、現代語に一対一対応する表現が見当たらなくとも、別段、異とすべきことでもなかり。しかし「Ⅱ類が言語化されそうな場面で、用いられることもあるような文」はそれなりに在る。たとえば「こんなのどかな春の日に、桜の花が散っているのだなあ…」の如きいわゆる「ノダ文」がその一つということになるであろう。本稿はノダ文の性格を論ずる場所ではないが、簡単に述べておけば、ノダ文には「背後化されているものを明るみに出す」というところがある。朝起きて地面が濡れていたので「夕べ雨が降ったんだ」と思うような場合、ここで言語主体の目に見えているのは「地面が濡れている」という事態であるが、その背後にあって、事態「地面が濡れている」をもたらす

たものは「夕べ雨が降った」という事態である。その背後にある事態がノダ文によって構成されているのである。こうしたノダ文の働きが、原因・理由に当たる事態においてのみ見出されるわけでもないことは周知であろう。先の「こんなのだかな春の日に、桜の花が散っているのだなあ…」の場合、言語主体の目の前に存在するのは単に「桜の花が散っている」という事態である。だから、そのまま「桜の花が散っている」としか思わないこともありえよう。しかし、この場合はそうではなかった。眼前の「桜の花が散っている」という事態には、目に見えている以上の意味が潜んでいて、言語主体はそのことに注目する。眼前にあるのは、実は「のだかな春の日であるにもかかわらず、桜の花が散ってしまう」という事態なのである。ノダ文は言語主体のそのような判断を担っている。こうした、当面する「事実」に関わって言語主体がなにがしかの思いを巡らすおりに用いられる点で、ノダ文はⅡ類に似た一面を持つと言えるであろう。が、それはあくまでも同じような状況で使用されるという類似点である。通説的理解に言う「どうして桜の花が散っているのだろうか」よりはⅡ類の雰囲気に近かろう、そのかぎりにおいてここにノダ文を示したのであって、Ⅱ類の文法的性格がノダ文に一致するなど主張するものではない。

ム系における時制分担上、ラムとケムは未来事態の言語化をムに委ねている。ゆえに、そのラム・ケムが意志の表現を構成することはない。意志とは未来事態に関わろうからである。したがって、ラム・ケムは「推量の助動詞」という印象が強くなるけれど、そのラム・ケムが終止の位置に現れる文の中にも、推量とは関係なく「事実」を述べるⅡ類の例が在った。そのⅡ類は、言語主体が「事実」の存在を思い描くもの、つまりは「設想」の文であると考えられた。それゆえに本稿は、ムのみならずム系全体を「設想」の形式とするのである。

4

前節までに述べるとおり、本稿は、ム系を「設想」(＝「事態の現実世界における存在を思い描く作用」)の形式と考え、そのことを通して考察対象Ⅰ類とⅡ類の性格を規定してきた。Ⅰ類・Ⅱ類それぞれにおける「設想」性を次にまと

めておく。

【Ⅰ類】

「非事実」のうち、推量・意志の作用とは関係なく構成される未来事態を表す。未来事態とは、言語主体に思い描かれることによって存在するものである。こうした「事態の現実世界における存在を思い描く」という作用に対応して「設想」形式たるム（未来時）が現れる。

【Ⅱ類】

「事実」ではあるが、本来そうあるはずの姿とは齟齬する事態を表す。齟齬するがゆえに、言語主体はその事態の存在をすんなりとは受け容れられず、改めてそれを思い描く。こうした「事態の現実世界における存在を思い描く」という作用に対応して「設想」形式たるム（不定時）・ラム・ケムが現れる。

見られるように、本稿の考察対象とは終止の位置のム系によって非推量・非意志の表現が構成される例であり、そこにはム系の持つ「設想」性が端的に現れている。一方、ム系の非推量・非意志的性格は終止以外の位置においてより顕わであろう。それが「設想」概念によってどう説かれるのかという点については別稿において考えることとし、ここでは、最後に文献 20 の見解に触れて補論としたい。考察対象を上述の如く解することによって、「らむ留歌」にまつわる文献 20 の議論にも新たな視座が開かれるかと思うのである。

既に第 1 節でも言及したが、文献 20 は「八代集連体形止め歌」の述語には推量・意志などの「モダリティの助動詞」が現れない旨、指摘している。これを本稿の論点に即したかたちでまとめると、「八代集連体止め歌」において「詠嘆」の対象とされるのは「事実」であって、推量・意志の如き意味合いを持った「非事実」ではない、ということになりそうである（注 10）。たとえば次の（o）。

（o） かしまなるつくまの神のつくづくとわが身ひとつにこひをつみつる

（拾遺 恋五 999）

この連体止め歌(o)には「我が身に恋の重荷がのしかかってしまった」という「事実」が詠ぜられているわけである。

ところで、本稿の考察対象「らむ留歌」も連体形述語で閉じる和歌であり、そこには言語主体の情意が表出されていた。そうである以上、「らむ留歌」とは【述語がラム(を代表とするム系)になる「連体止め歌」】即ち【「連体止め歌」の一種】である。さらに、文献20の指摘する「八代集連体止め歌」の性格、つまり、そこに言語化される事態が「事実」に限られているという性格も「らむ留歌」に妥当しているだろう。「らむ留歌」に構成される事態は「八代集連体止め歌」の場合と同様「事実」だったわけである。用例(a)「しづ心なく花の散るらむ」とは「桜の花が散る」という「事実」が詠ぜられる和歌であって、これは「我が身に恋の重荷がのしかかってしまった」という「事実」を詠む(o)と変わるところがないのであった。

その一方で「らむ留歌」には、受容しがたい「事実」を目の当たりにして、その存在を改めて思い描くという言語主体の作用が認められた。しかし、このような言語主体の作用的側面が文に見出されるのは、(o)その他の「連体止め歌」の場合においても同じことであろう。「らむ留歌」以外の「連体止め歌」には言語主体の作用に関わる側面が認められず、そこでは単に「事実」だけが言語化されているという保証などないのである。「連体止め歌」に現れるム系以外の形式(用例oにおける「助動詞ツ」など)とて、それが完全に客体的・素材的な形式であるとは言い切れまい。「らむ留歌」におけるム系と同様(程度の差は認められるのかもしれないが)、それなりに「主観的」な色合いを帯びているかと思われる。したがって、「らむ留歌」に現れたム系は「八代集連体止め歌」全体の中でことさらに異例とするにも当たらないのである。

しかしながら、上述の「連体止め歌」(「らむ留歌」を含む)に構成される事態が「事実」に限られているという現象は、少し調査対象を広げてみるとその様相を異にしてくるようである。まず、同じ「連体止め歌」であっても萬葉集の例の中には述語に【未来事態(=「非事実」)を表すム】を持つものが在り(このことは、既に文献15が紹介するところでもあるのだが)、次の(p)の如きがそれである。

(p) 近くあれば名のみも聞きて慰めつ今宵ゆ恋の(乃) いや増さりなむ(南)

(萬葉 卷十二 3135)

次いで、単独の連体形述語ではなく、それにヨを伴った文の中にも、連体形述語単独の例と同様「詠嘆」表現と考えられるものが在る。本稿の扱ってきたムヨ・ラムヨ・ケムヨの文とはそういった「連体形述語+ヨの文」の一つであった。「連体形述語+ヨの文」にム系という「モダリティ形式」が現れる例だったわけである。ただし、このうちムヨ(不定時)・ラムヨ・ケムヨの文は「らむ留歌」と共にⅡ類というグループを成していた。つまり、それらに構成される事態は「事実」であるから、こうしたムヨ(不定時)・ラムヨ・ケムヨの文は「らむ留歌」ひいては「八代集連体止め歌」と同質の例と考えられるであろう。しかし、対するムヨ(未来時)の文は「未来」の事態を述べるものだったのだから、そこに構成されているのは「非事実」である。本稿がムヨ(未来時)の文をⅡ類とは別個のⅠ類に所属させていたのもそのためであった。次にそれらⅠ類の例を再掲しておく。

(d) 「さて、この人をばいかかもてなしきこゆべき。めづらしきさまの御心地もかかる事の紛れにてなりけり。いで、あな心うや。かく人づてならず心うきことを知る知る、ありしながら見たてまつらむよ」と、わが御心ながらも、え思ひなほすまじくおぼゆるを、(源氏 若菜 下)

(h) たびたび詣でさせしを、かひなきにこそあめれ、命さへ心になはず、たぐひなきいみじき目を見るは、といと心憂き中にも、知らぬ人に具して、さる道の歩きをしたらんよ。とそら恐ろしくおぼゆ。(源氏 手習)

(i) この三条が言ふやう、「(前略)当国の受領の北の方になしたてまつらむ。(後略)」と、額に手を当てて念じ入りてをり。右近、いとゆゆしくも言ふかな、と聞きて、「(前略)今は天の下を御心にかけてたまへる大臣にて、いかばかりいつかしき御仲に、御方しも、受領の妻にて品定まりておはしまさむよ」と言ふ。(源氏 玉鬘)

さらに、この「連体形述語+ヨの文」による「詠嘆」表現の中には、述語がマ

シとなって「反実仮想」を意味する例も見られる。「反実仮想」である以上、そこに言語化されている事態は当然「非事実」なのである。

(q) ただ今書きたらんにも違はぬ言の葉どもの、こまごまとさだかなるを見たまふに、げに落ち散りたらましよと、うしろめたういとほしき事どもなり。 (源氏 橋姫)

薫が、柏木の遺した手紙を見て自身の出生の秘密を知り、もしこの手紙が世に流出していたとしたら大変なことになったであろうと考えるものである。実際にはその手紙は流出しておらず、マシ上接の「落ち散る」とは「非事実」の事態に当たる。

ここまで文献 20 の指摘に始まって、【連体形述語 乃至 連体形述語＋ヨの文による詠嘆表現】に構成される事態を観察してきた(長々しいので【 】内を「ある / あるよ の文 (詠嘆)」と記すことにする)。まず、文献 20 の調査の範囲で報告されていた「ある / あるよ の文 (詠嘆)」(=八代集連体止め歌)は「事実」の例ばかりであった。それに対して「らむ留歌」等の場合、「どうして～のだろうか」の如き通説的理解に立てば、「非事実」を述べる例に該当することとなり、その点で「ある / あるよ の文 (詠嘆)」の異例となりそうでもあった。けれども本稿の見るところ、結局それらは「事実」を述べる例であって、「ある / あるよ の文 (詠嘆)」における異例ではなかったのである。しかしながら、「ある / あるよ の文 (詠嘆)」の中には、ム(未来時)やマシを持つ例が見受けられた。それらの例が存する以上、「ある / あるよ の文 (詠嘆)」とは「事実」に限らず「非事実」の事態をも言語化する文ということになるだろう。ただし、ここで注意しておくべきは「ある / あるよ の文 (詠嘆)」に構成される「非事実」には特定の性格が認められるという点である。その特定の性格ゆえに「ある / あるよ の文 (詠嘆)」に述べられる「非事実」の事態は「事実」と並んでそこに言語化されるに至ったのだと考えるのである。

そうした「ある / あるよ の文 (詠嘆)」の「非事実」例に認められる特定の性格は、マシヨの例たる先掲(q)において端的であると思う。このマシヨの文

は「反実仮想」の表現であったが、反実事態とは言語主体の作用によって構成されるほかないものではある。けれども、その構成に先立って言語主体の外部に「事実」が存在していなければならない。(q)で言えば、そもそも「柏木の手紙が秘匿されている」という「事実」があったからこそ、「柏木の手紙が世に流出する」という「反実仮想」が可能になるのである。即ち、マシヨの文に述べられる反実事態とは、外部から言語主体にもたらされた「事実」を裏返したものにすぎない。その「裏返し」という点に言語主体の作用の跡が認められるけれど、それは言語主体の作用によってのみ導き出されるような事態ではない。結局は「事実」によって決定されているのであって、いわば「事実」を語る一つのヴァリエーションなのである。

このように、(q)の「ある / あるよ の文 (詠嘆)」に述べられる「非事実」の事態は、言語主体の作用を待って初めて構成されたものというよりも、「外部から言語主体に与えられた事態」であった。その「外部から言語主体に与えられた」という点で、(q)の「非事実」は「事実」に通う性格を持つと言えよう。本稿は、そうした「事実」及びそれと相並ぶ「非事実」を「言語主体にとって所与的な事態」と呼ぶことにする。「事実」とは「言語主体にとって所与的な事態」の典型であろうが、「言語主体にとって所与的な事態」は「事実」に限られるわけではないということである。そして「ある / あるよ の文 (詠嘆)」の「非事実」例のもう一方、未来事態を表すもの諸例に言語化されるのも、この「言語主体にとって所与的な事態」なのである。

まずムヨの文の(d)(h)(i)であるが、これらが言語主体の推量・意志等の作用と無縁であることは第2節で述べた。「女三宮と従来通りの結婚生活を続ける」こと(用例d)、「馴染みのない尼達と道中を共にする」こと(用例h)は、それぞれの言語主体・光源氏、浮舟にとって、現状がこのまま推移すれば確実に降りかかってくるような未来事態である。推量等、特別な作用によって言語主体自らが導き出したものではなく、外部から突き付けられた事態なのである。この「外部から突き付けられた未来事態」という性格は、(i)においても認めることができるだろう。つまり(i)の未来事態「玉鬘が受領の妻止まりになる」ことは、言語主体・右近自身の判断によって構成されたのではなかった。それは対者・三条が導き、口にした事態であって、右近からしてみれば自身の外部

から突き付けられたものなのである。このように、ムヨの文（未来時）に述べられる「非事実」とは言語主体が自らの判断によって作り上げたものではなく、むしろ言語主体の外部からもたらされている。つまりは「言語主体にとって所与的な事態」と言え、これも「事実」に通う性格が見て取れるのであった。「萬葉集連体止め歌」の(p)の場合も、これらムヨの文（未来時）と同様である。(p)の言語主体の恋情はこれまで相手の評判を聞くことによってなんとか慰められてきた。しかし、言語主体は出立の日を迎え、もうその評判を耳にすることはできない。ゆえに、今晚から恋情がいや増すのは必然である。よって、この「恋情が増す」という事態は、言語主体自身が頭を巡らして導き出すようなものではなかろう。推量等の作用とは関わりなく、今後、自明に生ずる未来事態なのであった。それゆえに、(p)に構成される「非事実」の事態も「言語主体にとって所与的な事態」に該当するのである。

ここまでに見たとおり「ある / あるよ の文（詠嘆）」に構成されるのは「言語主体にとって所与的な事態」である。その「言語主体にとって所与的」という性格を認めうるかぎり、「ある / あるよ の文（詠嘆）」には「事実」のみならず「非事実」の事態をも言語化されるのであった。そして「ある / あるよ の文（詠嘆）」の持つこうした性格ゆえに、「ある / あるよ の文（詠嘆）」を環境としてⅠ類・Ⅱ類の如きム系使用がなされたのであろう。つまり、終止の位置に立ったム系は、たいていが推量、或いは意志の表現となる。ところが「ある / あるよ の文（詠嘆）」に見られるⅠ類・Ⅱ類のム系は、終止の位置にありながら推量でも意志でもなかった。これは「ある / あるよ の文（詠嘆）」が、推量・意志といった言語主体の作用とは無縁な場所であって、それゆえに、そこに出現したム系も推量・意志とは関わりのない現れ方をするに至ったものと考えられる。

ところで「詠嘆」の文一般に対象を広げてみると、それが「言語主体にとって所与的な事態」を構成しなければならない理由はないだろう。言語主体が自らの判断によって何らかの事態を導き出し、それに対する情意が表出されることもありうるかと思われる。たとえば「明日はいなくなってしまうかもしれないなあ」の如く。そうである以上「ある / あるよ の文（詠嘆）」に構成される

事態が「言語主体にとって所与的な事態」に絞られてくるのは、そこに共通する「連体形述語」を所以としていよう。その「連体形述語であること」と「言語主体にとって所与的な事態」との関連がいかなるものであるかについては、体言乃至体言＋終助詞による「詠嘆」表現とも併せて、機会を改めて考えたいと思う。

第3章 注

- 1 使用本文は以下のとおりであるが、引用に際し、私に表記を改めた部分もある。

- ・古今和歌集、後撰和歌集、拾遺和歌集
『新編国歌大観』（角川書店）
- ・源氏物語 『日本古典文学全集』（小学館）
- ・うつほ物語 『うつほ物語 全』（おうふう）
- ・紫式部日記 『新潮日本古典集成』（新潮社）
- ・落窪物語、枕草子、更級日記 『新日本古典文学大系』（岩波書店）

- 2 三句末にヤがあるもの等は、それが区切れであるのか、或いは、係り結びとして下に続くのか何とも言い難い面があるため、ひとまず例から外してある。具体例は以下のとおり。

雪のふれるをみてよめる 凡河内みつね
ゆきふりて人もかよはぬみちなれやあとはかもなく思ひきゆらむ
(古今 冬 329)

- 3 ただし、文献 57 では、ムに加えてマシも「設想」を表す語とされている。なお、同じ山田の著作である文献 59 は、そのム・マシを「予想をあらはす複語尾」としており、「設想をあらはす複語尾」にはラム・ベシ・メリ・ラシ・マジを挙げている。本稿は山田の「設想」概念の考証を目的とするものではないが、山田の「設想」概念に異同があることは念頭に置いておく必要があるだろう。
- 4 文献 34 は、マシをも「不可能性設想」として、「設想」概念による把握を

行う。その点では本稿と異なっている。

- 5 マシは萬葉集に 120 例、源氏物語に 386 例見られた。萬葉集には、明白に「反実仮想ではないマシ」と言える例は無く、源氏物語には 90 例在る（うち、明らかな疑問文は 41 例）。
- 6 その例を示す。

家にふぢの花のさけりけるを、人のたちとまりて見けるをよめる
みつね

わがやどにさける藤波たちかへりすぎがてにのみ人の見るらむ

（古今 春下 120）

- 7 たとえば「つつ」を歌末に持つ和歌（＝「つつ留歌」）も、逆接句を骨子とする「詠嘆」表現と考えられ、逆接句の問題がらむ留歌における文法論的な特徴ではないことの一つの例証のように思われる。

こめやとは思ふものからひぐらしのなくゆふぐれはたちまたれつつ

（古今 恋五 772）

なお「つつ留歌」の詳細については、小稿「三代集のつつ留について」（『中古文学』74 2004 年）を参照されたい。

- 8 【 $X \rightarrow x$, $Y \neq X$, $Y \rightarrow x$ 】型という着眼は、文献 41 から 43 に多くを負う。
- 9 らむ留歌のうち、逆接句を持つが【 $X \rightarrow x$, $Y \neq X$, $Y \rightarrow x$ 】型には当たらないものを示しておく。

ほととぎす声まつほどはとほからでしのびになくをきかぬなるらん

（後撰 夏 150）

- 10 文献 20 自体の見解は以下のとおり。文献 20 は「八代集連体止め歌」の如き「連体止めの文」を「それ自体がひとつの独立したモダリティ」たる「感動文」と考える。それゆえ「連体止めの文」にはその他のモダリティ（命令・疑問・推量等）が現れないとするのである。

第4章 「事実」と「非事実」を共に構成するとは
認識されていなかったケース（2）

1

前章に引き続き本章も、その文に言語化されていた「事実」を「非事実」と解釈してきたケースについて論ずる。本章で扱われるのは時に「特殊語法」などと称されてきた「ずは」で、次に引く（a）の如きがそれに当たる。萬葉集中の用例数は28（注1）。

（a） かくばかり恋ひつつ不有者高山の岩根し枕きて死なましものを
（巻一 86）

古くから「恋しているよりは」（本居宣長）、「恋していないで」（橋本進吉）などの解釈が示された。しかし、前者については、ズ+ハでどうして「よりは」の意が生じるのか、後者の中止法的理解の場合、そこで「は」がどのように機能しているのか分明でないなどの問題が残されている。

ところで、「ずは」の中には「特殊語法」ならぬ通常の使用、即ち「否定を含んだ仮定条件」と考えられるものが在る（萬葉集中に27例）。そのような通常の「ずは」を「甲類」とし、先の「特殊語法・ずは」の方を「乙類」としよう。なお「～ずはやまじ」という類型表現も8例在るには在るが、結局は甲類に収斂する類のものと考えて本稿では特に言及しない（注2）。

（b） 中麻奈に浮き居る舟の漕ぎ出なば逢ふこと難し今日にしあら受波
（巻十四 3401）

甲類の例として（b）を引いた。このずは節は「今日でなかったら」という「否定を含んだ仮定条件」としての解釈が可能であろう。このように、ハを下接させた連用形（乃至、テ形）が仮定条件として機能するとは、他にも例を見る現

象である。さらに、連用形・テ形が仮定条件として機能することの理路も既に示されてはいる。たとえば文献 62 によれば、連用形・テ形がハを伴って仮定条件節たりうるのは、それらが「並列節」を構成しうるためである。並列節に言語化されるのは修飾節のそれのように主節の内部に納まる事柄ではなく、主節に述べられる事柄に先行してその背景を成す別個の事柄であるという。その並列節がハを下接させて「限定・強調」を受けることによって、並列節の背景としての性格が際立ち、その結果、並列節は主節の事柄が成立するための条件という資格を得ることになる。こうした文献 62 の見解については改めてその当否を検討する必要があるかとも思うが、ともあれ、連用形・テ形+ハが仮定条件として機能することを、取り立てて異とするような現状ではないことも事実であろう。よって、本稿の範囲では「ずは」という形式が仮定条件たりうることにに関して、これ以上何かが論じられることはない。

翻って乙類の「特殊語法・ずは」であるが、これについても仮定条件と解する向きがあつて、むしろそれが近時の傾向となっているようである。本稿も基本的に仮定条件説で構わないと考えるのだが、たとえば(a)を「こんな恋をしていないなら、死んでしまいたい」と読むなら、それは歌としておかしくなるだろう。そして、そのおかしさとは「ずは」に分析されるズから「否定」の意を読み取ろうとするために生じるおかしさである。むしろこのズは「否定」の意を離れて「肯定」的に解釈すべき例なのではないだろうか。ここで言語主体は「こんな恋をしている」という事態を実現させている。その「こんな恋をしている」という「事実」が「ずは」節に言語化されているのだと見て、「こんな恋をしているなら」と解した方が、「否定」の意を読み込んで「こんな恋をしていないなら」と考えるよりもよほど自然なのである。本章では、この観点に則って乙類「ずは」節を検討していくものである。

しかしながら、いくら「こんな恋をしているなら」という解釈が自然であるにもせよ、一般に「否定辞」とされるズを含む「恋ひつつあらず」によって、「恋している」という「肯定文」的事態が言語化されるのは異例のことと言わなければなるまい。けれども、その異例さこそがこれまで乙類の「ずは」が人目を引いてきたことの所以であるようにも思われる。そうした乙類「ずは」の特殊性は何に由来するものであるのか。これが本章の主題である。しかし、そ

ここに立ち入る前に、まず次節において先行論の概観を行う。

2

本稿の論述に必要な範囲で既説を確認していく。第一に、乙類を仮定条件と見る際、仮定条件としての質をどう規定するのかという点について。本稿の見るところ、その理解は一つに収斂していくようであり、それを文献 19 は「逆行」、文献 52 は「目的的性格」と称した。端的に言うとも「乗るなら飲むな」のような仮定条件のことで、前件・後件という文における順序が、表される事態の先後関係と食い違うタイプである（当然、ずは節が主節に後置される倒置的な例においても、それを前件と称するのである）。「乗るなら飲むな」の場合、たしかに後件事態「飲む」が前件事態「乗る」に先行しなければ、飲酒運転を戒める標語たりえないであろう。これを(a)に即して考えれば、後件事態「死ぬ」が先行すると前件事態「恋していない」が生じ、だからこそ後件事態「死ぬ」を求めるということになって、それなりに文意は通っている。なお、この(a)に見られるとおり、後件事態と前件事態の間には「死ぬ」から「恋していない」という因果の関係（前件・果 / 後件・因）、及び「恋していない」を生じさせるために「死ぬ」を選ぶという目的手段の関係（前件・目的 / 後件・手段）が認められる。文献 52 において「目的的性格」と称される所以である。後件事態が前件事態に先行するとはこのような関係の総体としての云いであって、必ずしも時間的な順序のみを指すわけではない。したがって、中には時間的先後を云々しても仕方のない(c)のような例も見られるという。

(c) なかなかに人と不在者桑子にもならましものを玉の緒ばかり

(卷十二 3086)

「人でない」と「桑子になる」ことの時間的先後を問うても虚しいわけである。この程度の小異は言語形式の持つ幅として了解しうるものかとも思うが、次の(d)には問題が残るのではないだろうか。

(d) 秋萩の上に置きたる白露の消かもしな萬思恋ひつつ不有者

(卷八 1608)

文献 27 は、(d) など萬葉集の中でカ（カモ）の結びとなるマシの例を調査し、それが「反実の仮想推量と解すべきものである」とした。その理解が正しければ、(d) の後件は「露と消えるのだろうか」と解されて(a) の如き願望的解釈は採りえない。それに伴って「ずは」節も「逆行・目的的性格の仮定条件」ではなくなる。実際、文献 27 は(d) のような例を「推量型」として「願望型」の(a) などとは区別している。ということは「逆行・目的的性格の仮定条件」では乙類全体を規定しえない可能性が残るのである。であれば、それに代わって乙類を包括的に説明できる概念を求めてみる必要もあろう。もしくは「逆行・目的的性格の仮定条件」とされる(a) のタイプと、この(d) などとの関連性を明らかにしなければなるまいと思う。

或いは、仮に(d) を「逆行・目的的性格の仮定条件」と見なしえたとする。それでも、次には「逆行・目的的性格の仮定条件」である乙類と、そうではない甲類（用例 b など）との関わりが問われてこよう。たとえば現代語で「逆行・目的的性格の仮定条件」となるのはナラのみであり、そのことはナラの分析を進める手がかりともなっている。ある形式に「逆行・目的的性格の仮定条件」という側面を認めるなら、他の用法との関連も問いつつ、それが「逆行・目的的性格の仮定条件」となることの根拠を示さなければ実はあまり意味がない。これは「ずは」においても同様であろう。一方で、古代語には「逆行・目的的性格の仮定条件」が広く見出され、そこから何らかの特性が導き出せるようなものではないと言うならそれでも構わない。けれども、上代の仮定条件において量的にも中核を占めたかと思われる「未然形+バ」を調査したところ（本稿の調査によると、萬葉集中の確例が 475 在る）、「逆行・目的的性格の仮定条件」に当たる例は確認されなかった（注 3）。にもかかわらず、「ずは」の場合はどうして「逆行・目的的性格の仮定条件」たりえたのか。そのことが説かれなにかぎり釈然としないところの残る見解ということになるであろう。

ここまでは仮定条件ということに纏わる既説を検討してきたが、乙類とは、

それを単に仮定条件と見るばかりでは、解釈上、何かが欠けてくるような文である。既説においてもこの点が考慮され、いくつかの見解が提示された。まず文献 52 は、古代語において可能の意味が積極的に言語化されないことがあると述べている。

(e) 秋萩ににはほへる我が裳濡れぬとも君がみ舟の綱し取りてば

(卷十五 3656)

(e)の「綱しとりてば」には可能を表す形式は含まれていないけれど、「綱を取ることができるなら」のように解しうる。乙類もこうした明示的な形式によらぬ可能の表現の一例とされるのである。(a)で言えば「こんな恋をせずにいられるなら、死んでしまいたい」と解釈されることになり、たしかに違和感はない。しかし、だからといってむやみに可能を読み込むわけにもいくまい。文献 52 は、(e)の「綱を取る」の如き言語主体に実現の意志ある事態の場合、可能の形式なしで可能の意が生ずると主張している。先に確認したように、文献 52 にとって乙類は「目的的性格」を持つわけだから、「ずは」節の事態は言語主体に意志されるものということにもなろう。しかし、これも先述のとおり、そうした「目的的性格」を乙類に認めること自体に疑義があって、だから、この「可能の読み込み」についてもこのままでは首肯しがたい。そして、仮に「可能の読み込み」を認めたとしても、(a)などの扱いは問題であろう。(a)の「恋ひつつあらずは」で可能の意が見出されるはずの用言は、「恋ふ」乃至「あり」である。そして、そのいずれに可能の意を補っても「恋をせずにいられるなら」という解釈は生じない。文献 52 は「ずは」が「ざらば」と等価であるとして、その「ざらば」の「あり」に可能を読み「恋をせずにいられるなら」を導くのだが、それは無理であろう。「ずは」が「ざらば」と似た機能を担うとしても、それがそのまま「ずは」に「あり」を分析することにはつながらないのである。

一方、文献 19 は、乙類(文献 19 の言う「ずは B」)を次のように解釈している。

「ずは B」は第二節で見たように不可能的仮定条件句を表す。不可能的仮

定条件句とは反実仮想の条件句のことだから、「ずはB」は反実仮想表現を構成すると考えられる。

こう述べた上で、乙類に言語化される反実事態と、その裏に当たる「事実」との相関から乙類の表現性を説くのである。(a)を例に挙げながら、その述べるところを確認しよう。

○【言語化されている反実事態】

① 「ずは」節事態 … 「こんな恋をしていない」

② 主節事態 … 「死んでしまう」

○【言語化されている反実事態の裏となる「事実」】

(1) 「ずは」節事態の裏となる「事実」 … 「こんな恋をしている」

(2) 主節事態の裏となる「事実」 … 「生きている」

さらに言語主体は、①・②・(1)・(2)の事態それぞれに対して「望ましい(=望)」もしくは「望ましくない(=不望)」という印象を持つとされる。

① 「こんな恋をしていない」 (「ずは」節・反実事態) … 望

② 「死んでしまう」 (主節・反実事態) … 不望

(1) 「こんな恋をしている」 (「ずは」節の裏・「事実」) … 不望

(2) 「生きている」 (主節の裏・「事実」) … 望

言語主体は「事実」・不望の(1)(=「こんな恋をしている」)ゆえに、反実事態・望の①(=「こんな恋をしていない」)を求める。そして、その①を実現させるには「事実」・望の(2)(=「生きている」)を捨てて、反実事態・不望の②(=「死んでしまう」)を選ぶこととする。こうした構造が(a)に限らず乙類全体に見出され、それによって乙類独自の表現性が形成されるというのだが、はたしてそうであろうか。

(f) 験なきものを不念者一杯の濁れる酒を可飲有良師(飲むべくあるらし)

(f)は著名な「讃酒歌群」の一つである。ここで先の構造における②(=反実事態・不望)は「酒を飲む」という事態でなければならないが、これを「反実仮想」と解する必然性はない。むしろ「反実仮想」と考えない方が普通であろう。また「酒を飲む」は不望とされるほどの事態でもない。これを「死ぬ」「桑子になる」などと同じく不望とするのであれば、その不望はいきおい内容が希薄な概念にならざるをえず、乙類特有の表現性を説くために設定された先の構造の有用性が揺らいでくるように思われる。さらにそう見なした結果、(f)は「讃酒歌群」13首全体において「讃酒」のあり方が際立って消極的な歌(即ち「酒を飲んででも、無益な物思いはすまい」といった)になる。文献19は(f)が歌群冒頭にあることなどから「消極的な讃酒歌から積極的な讃酒歌へ深化している」と述べるけれど、むしろ歌群全体で(f)の消極性のみが突出するのである。そしてそれは、上述の解釈を選択することによってもたらされた突出と言わざるをえない。

既説の検討は以上である。次節以降、本稿の見解の詳細に移ることとする。

3

既に第1節でも述べたが、本稿は「ずは」乙類が「事実」を言語化する文であると考えている。そうした本稿の理解をこれまでの研究の流れの中に置くと、文献38・39の延長線上のものということになるようである。文献38・39は「ずは」乙類に「事実」が構成されていると見る例外的な既説なのである。よって、まずその主張を確認しておくことにするが、文献38・39は「ずは」を直接の考察対象とするものではなく、また「ずは」に対して引用部(文献38による)以上の言及があるわけでもない。したがって、単に思いつきを述べただけのようにも感じられるけれど、その発想自体はもっともであるかと思われる。

話者の意識の中に「こんなにいつまでも徒に恋しく思っていない」と

いう気持ちがある為に、それが打消の「ず」となって、現るべからざる「かくばかり恋ひつつあらば」という条件句の中に現れる結果となったものではないかと思う。

この理解において、乙類「ずは」節のズは「否定」を意味しない。たとえば「こんな恋をしているのなら」の如く肯定文として了解される。言語主体は、その「こんな恋をしている」という事態を望ましくないものと判断していることになるのである。以下、この「事態を望ましくないものとする判断」を「不望」と称するが、乙類「ずは」節に「否定」ではなく「不望」を読むというこの解釈は、全体の文意もよく通っているし、前節に述べた既説の難点とも無縁である。また「こんな恋をしている」等の「事実」が言語化された仮定条件節は上代において他にも例を見るのであって(用例 g など)、異とするには当たるまい。

(g) 世の中は恋繁しゑやかかくしあらば梅の花にもならましものを

(巻五 819)

さらに「こんな恋をしている」等の乙類「ずは」節に述べられる事態が、言語主体にとって「不望」なものであるということは、文献 19・52 など他の既説も認めることであって、広く了解されるところであろう。

とは言うものの、文献 38・39 の最大の特徴は、乙類のズを「不望」という判断に対応して用いられるものと考えて、そこに「否定」の意を読み取らない点にある。そのような否定辞の使用に関して文献 39 は「世界の多くの言語において決して珍しくない」と述べ、さらには『言語史諸原理』(H. Paul) から次のフレーズを引用している。

かかる否定辞は、非合理的ではあるが、それが置かれることによって、その文全体の意味が否定的になる。

たしかにこの記述には【否定】という語(以下、一つの単語として挙げる場合を【否定】と記し、概念としての「否定」と区別する)の持つ二つの側面が示

されているだろう。ここに言うところの「かかる【否定】辞」、或いは「【否定】文」などとして用いられる場合、その【否定】の語は文法概念としてのいわゆる「否定」を意味している。一方、上記の「文全体の意味が【否定】的になる」という使用、または「彼に【否定】的な感情を抱いている」といった文に認められる【否定】とは、対象を「望ましくない」ものとする言語主体の判断のことであろう。こうした【否定】は文法論に言われる「否定」よりもむしろ「不望」との関わりが深いのである。このように【否定】という語一つを取ってみても、「否定」概念と「不望」概念との間には相通ずるものがあることがわかる。そして、かかる「否定」概念と「不望」概念との相関は、これとちょうど逆の概念である「肯定」概念と「望」概念（＝言語主体が事態を望ましいものとする判断）との間にも見出されるであろう。「【肯定】文」という語に見られる【肯定】は「肯定」概念を、「【肯定】的感情」などにおける【肯定】は「望」概念を意味しているようからである。

では「否定」と「不望」、「肯定」と「望」との間に相通ずる面があるのはどうしてか。本稿なりにまとめれば、それは「事柄を認める / 認めないということ」に存する多層性に由来しているかと思われる。この「事柄を認める / 認めない」というのは、たとえば窓の外を見て「雨が降っている」或いは「雨が降っていない」と判断するとき、前者では「雨が降っている」という事柄が認められ、後者では認められていない、まずはそのような意味で用いている。さらに、このレベルでの「事柄を認める / 認めないということ」とは、いわば知覚上、その事柄を受容した / しないということである。これは普通の人間であれば皆が同じように判断し、各人の裁量で受容を拒むなどは不可能である。そして、先述の「肯定」概念と「否定」概念は、基本的にこのレベルにおける「事柄を認める / 認めないということ」に対応しているのだと思う。「肯定」「否定」に「知覚上」の問題では片づけられないものがあることも事実であろうが、「望」「不望」との対照において「肯定」「否定」が「知覚上」の問題でありうることを強調して述べておくものである。

一方、人間にとって事柄とは「知覚上、受容した / しない」だけでは済まされない場合も多い。時に知覚上どうであるかなどはうち捨てられ、各人の情意に関わる側面がより重視されもする。ある事柄がいくら知覚に上ってきたとし

でも、その人の情意のレベルではそれを受容しがたいといったことも始終生じるわけなのである。このような人間一人一人の情意に根ざした「事柄を認める / 認めないということ」に関わるのが「望」概念と「不望」概念であろう。「情意」よりも理性的に、たとえば「価値判断」のレベルで「事柄を認める / 認めない」こともあろうから、「望」を「妥当」、「不望」を「不当」とでも称したほうが相応しい場合もあるかとは思ふ。しかしながら、本稿の論点に則ってここでは「情意」の方に焦点を当てておきたい。

これを具体例に即して述べよう。たとえば待ち合わせをしていた太郎が定刻に見当たらなかったとする。そのとき「太郎が来ている」という事柄は、当然、知覚には上らない。つまりは「太郎が来ている」という事柄は認められていない（＝「否定」されている）。「太郎が来ていない」という【否定】文がこうした「否定」概念によるものであることは先に述べた。一方、部屋に入ったとき、できれば会いたくなかった太郎の姿を見つけて「太郎が来ている」と判断した場合、知覚というレベルではその事柄を認める（＝「肯定」する）ほかないとしても、情意のレベルではそれを認めがたい気持ちが抑えられないこともあるだろう。そして、この意味での「事柄を認めないということ」に関わるのが「不望」概念としての【否定】なのであった。

ここまで「否定」概念は知覚において「事柄を認めないということ」、「不望」概念は情意において「事柄を認めないということ」に対応するものと考えた。個々の事例に際しては、この記述に何らかの処置を施す必要も出てくるだろうが、大枠としては以上のおりであると考えられる。そして、かかる「否定」概念と「不望」概念の連続を基盤として、否定文は「不望」の表現へと転じうるのである。本稿の考える「ずは」乙類はその一例であるが、上記の事項に加えて否定文が用いられる実際の環境というものが、否定文における「不望」概念の前景化をもたらすのではないか。再び窓の外の降雨を例にとる。窓の外を見て雨が降っていたとき、それにまったく気を払わないこともあろうが、ともかくも一切の前提抜きに「雨が降っている」と判断することはできる。そこで雨が降っているのを見た以上、そのまま「雨が降っている」との判断が可能なのである。しかし、否定文「雨が降っていない」の場合はそうではなかろう。いくら雨が降っていなかったとしても（＝「雨が降っている」という事柄が知覚上、

認められなかったとしても)、そこに存在しない事柄は「雨が降っている」に限らない。むしろそこにはほとんど無数の事柄が存在していないのである。それら無数の存在していない事柄の中で「雨が降っている」だけが選ばれて「雨が降っていない」という否定文が産み出されるには、何らかの前提があるはずである。その前提の具体的なあり方として、言語主体の「予想」を挙げることができるだろう。「雨が降っていない」現状が「雨が降る」という予想に反していたり、もしくは「雨は降らない」という予想どおりだったのなら、そこで「雨が降っていない」という判断が成されることも自然なのである。さらに、この「予想」はただ蓋然性を云々するだけではなくて、そこに言語主体の情意が纏わってくることも珍しくない。即ち「期待」と「危惧」である。そして、これら「期待」「危惧」といった情意的な「予想」が、否定文が使用される際の前提となりうるために、それに応じて否定文の側にも「不望」の情意との接点が生まれてくる。

まずは「雨が降る」ことを「期待」、もしくは「雨が降らない」ことを「危惧」する場合である。否定文「雨が降っていない」の言語主体は、自身に与えられた「雨が降っていない」現状を「不望」視する。換言すれば、言語主体は【「雨が降っている」という事柄が認められない現状】を「不望」の対象とするのである。これとは逆に、言語主体が「雨が降らない」ことを「期待」し、或いは「雨が降る」ことを「危惧」していたときは、否定文「雨が降っていない」に孕まれる言語主体の「不望」の情意は【「雨が降っている」という事柄】をその対象とすることになる。即ち、否定文の中には二通りの「不望」のありかが想定される。それを次にまとめるが、否定文「雨が降っていない」を「雨が降っている」+「ない」と図式化し、「不望」の対象となりうる部分に二重下線を施した。

【 α 型】 否定文： 「雨が降っている」 + 「ない」

否定文に前提する「期待」→「雨が降る」こと

否定文に前提する「危惧」→「雨が降らない」こと を淵源とするタイプ。

【 β 型】 否定文： 「雨が降っている」 + 「ない」

否定文に前提する「期待」→「雨が降らない」こと

否定文に前提する「危惧」→「雨が降る」こと を淵源とするタイプ。

以上のように「期待」「危惧」との二つの関わり方に応じて、否定文には2種類の「不望」のありかが用意されることになる。もちろん「期待」「危惧」を前提とする環境で現れた否定文が、すべて「不望」の情意を露わにするというのではない。「期待」「危惧」を伴って言語化されてきた経験を通して、否定文は自身に「不望」の情意を潜在させることとなった。そして、機会を得れば自身が孕む「不望」を前景化させ、「否定」以外のニュアンスが勝った文へと転じていく。そのような転化を成しうるだけの準備が否定文の中で整えられているということなのである。

それでは、否定文はいかなるおりに「不望」を前景化させうるのか。それは「否定文である必要がなくなる場合」かと思われる。その「否定文である必要がなくなる場合」として、まず「疑問文」を挙げることができるだろう。疑問文は論理的には肯定文から作っても否定文から作っても同じことだから、疑問文における肯否の併存は重複的である。肯定・否定の両方が存在している必要はないのである。そのとき、通常疑問文として用いられるのは肯定文の方で、これは、肯定と否定では肯定のほうが無標であることからすれば自然な現象と言える。一方の否定文は疑問文の体裁をとりつつ（いわゆる「否定疑問文」である）、疑問を肯定文に委ねて別種の表現性を帯びる自由を得る。その表現性には様々ありえようが、ここでは本稿の論述に関わるかぎり「明日来ない？」という否定疑問文を取り上げる。

肯定文由来の「明日来る？」であれば、状況に応じてそこに何らかの情意が漂うことはあっても、まずは通常疑問文としてよいだろう。しかし「明日来ない？」の場合、その文に接した人は疑問文というよりも「勧誘」の表現と受けとめるはずである。そして、この「勧誘」という表現性は、否定文に孕まれる「不望」性を所以とするのである。先の α 型・ β 型に即して述べれば、これら「勧誘」の表現となるタイプは α 型である。つまり「(あなたが)明日来る」＋「ない」の全体が「不望」の対象とされている。「(あなたが)明日来る」＋「ない」が「不望」とされることの裏返しとして、「(あなたが)明日来る」は

「望」の事態という位置づけを受けることになり、かかる言語主体の「(あなたが) 明日来る」＝「望」という判断が「勧誘」の表現へ通じていくものかと思われる。

こうした事情は「勧誘」以外の表現となる場合においても同様であろう。たとえば「あの人、明日来ないかな」と「あの人、明日来る」ことを「期待」する文も、否定文・ α 型の「あの人、明日来る」＋「ない」＝「不望」 \therefore 「あの人、明日来る」＝「望」という構造に則っているわけである。その一方で、この「あの人、明日来ないかな」は「来ることの期待」とはまったく逆の解釈も成り立つ。即ち「あの人、明日来る」ことを「危惧」するものとの解釈も可能なのである。こうした「来ることの危惧」というニュアンスは、先の α 型・ β 型のうち、今度は β 型に基づく。つまり「あの人、明日来る」＋「ない」のうち「あの人、明日来る」の部分が「不望」の対象とされており、よって「あの人、明日来る」ことを「危惧」する表現たりうるわけである。

以上のように、否定疑問文は α 型に基づいて「勧誘」や「期待」、 β 型に基づいて「危惧」などの表現となりうる。そして、そのどちらであっても、我々はこれらの文を否定文であるとは感じない。いくら文中に「ない」とあっても、これらはあくまで「来る」ことを「期待」したり、「危惧」したりする表現として理解される。「ない」が文にもたらすものは「否定」よりもむしろ「不望」なのである。これは、この手の否定疑問文と同時代に生きる人間には直観的にわかることだけれど、リアルに表現性を感じ取ることのできない後代の人間にとってはいかがか。そこに否定辞と考えられる「ない」がある以上、まずは否定文と考えて、その否定性をいろいろと取り沙汰することになろう。そして上代語においても、この否定疑問文のケースに類する現象があったのではないだろうか。「希求」の表現となる「ぬか」がそれである。

(h) ひさかたの雨も降ら糠雨つつみ君にたぐひてこの日暮らさむ
(巻四 520)

(i) またも逢はむよしもあら奴可白たへの我が衣手に齋ひとどめむ
(巻四 708)

見られるとおり、ここには「ぬ」＋「か」とあるから、これらは体裁上、否定疑問文であると言え、かつ、先の α 型に属するものと考えられる。(h)では「雨が降る」＋「ず」、(i)では「会うすべが存在する」＋「ず」という全体が「不望」のありかであり、それゆえに「雨が降る」こと「会うすべが存在する」こと＝「望」となって、「雨が降る」こと「会うすべが存在する」ことを「希求」する表現たりうるのである。

このような「ぬか」の文は、同じ否定疑問文というかたちで現代語に類推可能なタイプが存在する。我々は直観的に「雨が降らないかな」の如き現代語に置き換えて「希求」の意を読み取り、「ぬ」とあっても「否定」を解釈しようなどとは思わない。その一方で、本稿の扱う「ずは」乙類には現代語に類推可能な文が無い。だから、より話が複雑にもなるけれど、結局これもズが必ずしも「否定」にはならないタイプの一つなのである。「かくばかり恋ひつつあらずは」を例に取れば、「かくばかり恋ひつつあり」＋ズのうち「かくばかり恋ひつつあり」が「不望」の対象とされる先の β 型である。ただし「ずは」乙類は疑問文ではないから、ただちに「ぬか」などと同様に扱うことはできまい。「ずは」乙類はいかにして「否定」よりも「不望」性を露わにしえたのであろうか。次にそのことを述べていかなければならない。

4

本節では、仮定条件節という構文的環境において、「ずは」節が「否定」よりも「不望」を前景化させるに至った経緯を考える。その際、条件文では前節に述べた否定疑問文と同様、肯否の併存が必要とされない場合のあることに注目したい。「XならばYである」(＝「肯定」)が成り立てば、同時に「XでなければYでない」(＝「否定」)も成り立つために、「肯定」が「否定」を含意してしまうケースである。もちろん「梅雨になれば雨が降る」と言っても「梅雨にならなければ雨が降らない」と言ったことにはならないが(注4)、実際の条件文使用においては「肯定」が「否定」を含意することもあると思うのである。

たとえば前掲(c)をふまえた「なまなかに人であるのなら、桑子にでもなってしまうたい」。これは、その逆の「なまなかに人であるのでなければ、桑子に

などなりたくない」を含意していよう。こうした例では「Xならば」の後件が「Yである」となることに並行して、「Xでなければ」からは機械的に「Yでない」が導かれる。さらに、ここでの「XでなければYでない」(=「なまなかに人であるのでなければ、桑子になどなりたくない」)が、ことさらに表現する意味のない内容であることにも注意される。人としての不本意なあり方ゆえに桑子になることすら厭わぬという「XならばYである」の極端さこそが、この事柄を言語化してみせたことの意味であると言え、逆の述べ方をとった「XでなければYでない」(=「なまなかに人としてあるのでなければ、桑子になどなりたくない」)ではあまりにも当たり前なのである。だから、この手の「XでなければYでない」はまず言語化されることがない。したがって「XならばYである」という「肯定」の側のみが存在すればそれで事足り、否定辞は宙に浮く。このとき、ズは本来の否定文構成を免れ、他の用途へと展開できるようになるのである。

ここまで、仮定条件節という構文的環境は、ズに「否定」の意から離れた用途をもたらしうるものであることを述べた。次には、そのように「否定」を離れたズが、仮定条件節において「不望」の意を表すに至った経緯について考えたい。その際、重要になってくるのは「反実仮想」ということである。本稿の見た範囲で、「ずは」乙類全 28 例のうち 19 例が主節の述語にマシを持ち、「反実仮想」の表現を構成している。また、マシではなくても、次の(j)の如く「反実仮想」の解釈を受けるものも多い。

(j) わが思ひかくて不有者玉に毛我。(もが) まことも妹が手に巻かれむを
(巻四 734)

第 2 節でも触れたとおり、文献 19 のように「ずは」乙類のすべてを「反実仮想」とする既説も見られるくらいだから(本稿は「反実仮想」ではない例も在ると考えるが、これについては後述する)、「ずは」乙類と「反実仮想」の縁の深さは広く知られるところであろう。そして、この「反実仮想」が「不望」の意とも密接な関わりを持つのである。

人があえて反実事態を言語化する動機の一つには、「事実」を「不望」視する心情があると言ってよいだろう。ことに上代においてはその傾向が顕著である。本稿が萬葉集のマシを調べる範囲では、言語主体が「事実」を「不望」視することの結果として「反実仮想」の文が成される例ばかりであった。より正確には、上記の解釈に矛盾するような例は見出されなかった（注5）。その中でも典型的なパターンとして(k)を挙げることができる。

(k) 我が背子と二人見麻世波いくばくかこの降る雪の嬉しから麻思

(巻八 1658)

(k)の言語主体は「我が背子と二人で雪を見る」ことができず、それを「不望」視している。だから、そのような「不望」な「事実」の裏に当たる事態を仮想するのである。その際「我が背子と二人見ましを」と「不望」な「事実」の裏がそれ単独で述べられることも、もちろんあるだろうが、「我が背子と二人で雪を見る」ことが実現した後には、どんな事態が生ずるのかといったことを含めて仮想してみるというのも一つの自然である。その場合、文は「二人見ませば、うれしからまし」という条件文の体裁をとることになって、それが(k)である。マシには、仮定条件節に現れることが多いとの指摘がなされるが、それは「反実仮想」という発想が上述の如きあり方を持つことによってもたらされた現象であろう。

以上のように、上代の条件文の形をとった「反実仮想」の表現において、仮定条件節に構成される事態（たとえば「我が背子と二人見ませば」）は「事実」を「不望」視する言語主体の心情に基づくものであった。したがって「反実仮想」の文の仮定条件節は、時に「不望」な「事実」をそのまま言語化することがある。たとえば先掲(g)などがそれに当たる。

(g) 世の中は恋繁しゑやかくしあらば梅の花にもならましものを

(巻五 819)

「恋に苦しむ」という「不望」な「事実」が「反実仮想」の仮定条件節に述べ

られているわけである。

上述の如き「反実仮想」の仮定条件節の性格（「不望」な「事実」の言語化に馴染むという）を背景として、「ずは」乙類という文も生まれてきたのだと考える。「反実仮想」の仮定条件節という「不望」な「事実」が構成されやすい場所において、ズが「事実」に対する「不望」の情意の表出のために活用されたのである。本章冒頭の(a)を再び引こう。

(a) かくばかり恋ひつつ不有者高山の岩根し枕きて死なましものを

(巻一 86)

ここで言語主体は「かくばかり恋ひつつある」という「不望」な「事実」に直面している。それゆえに「死んでしまう」という、実際には実現不可能な事態が仮想されるわけだが、その際「かくばかり恋ひつつある」ことへ向けられた自身の「不望」の情意をズに託して表出しているのである。前節の分類によれば、否定辞上接の事態を「不望」の対象とするβ型ということになる。

そして、このようなβ型の使用が「ずは」において実現し、乙類という表現を生じさせるに至ったことの前段には、【「反実仮想」の表現となる「ずは」甲類】の存在があった。このことにも注意を要する。以下はその「反実仮想」の「ずは」甲類全4例である。

(1) 不相見者恋ひざらましを妹を見てもとなかくのみ恋ひばいかにせむ

(巻四 586)

(m) はじめより長く言ひつつ不令侍者かかる思ひにあはましものか

(巻四 620)

(n) さす竹のよ隠りてあれ我が背子が我がりし不来者我恋ひめやも

(巻十一 2773)

(o) ま梶貫き船し行か受波見れど飽かぬ麻里布の浦に宿りせましを

(巻十五 3630)

これらの「ずは」節は甲類であるから、容易に「否定を含んだ假定条件節」として了解される。問題なく「会うことがなかったら」(用例 l)、「信頼させるようなことを言わなかったら」(用例 m)、「我が背子が来なかったら」(用例 n)、「船が行かなかったら」(用例 o)といった読みが成り立つのである。したがって、これまで乙類のようにには特に問題とされてもこなかった。しかし、この4例を仔細に見れば、そこには「否定」と同様「不望」性が認められるだろう。これらには、「相見」たから恋が募ってしまった(用例 l)、相手が「恃め」たばかりに苦しい思いをしている(用例 m)、我が背子が訪れて「来」たから恋に悩まされることになった(用例 n)、船が「行く」ために麻里布の浦に停泊できない(用例 o)といった「事実」があって、それは皆、言語主体にとって「不望」な「事実」なのである。換言すれば、この4例は、ズ上接部の「相見る」「恃む」「来る」「行く」が言語主体によって「不望」視されるβ型の側面を持っている。その点でこれらは乙類との共通点を有するのである。

かかる甲類の例はおそらく以下のような事情で生まれてきたのであろう。まず、先に(k)を引いて述べた上代における「反実仮想」の典型として、これらの「ずは」節は「不望」な「事実」の裏となっている。即ち「相見る」「恃む」「来る」「行く」という「不望」な「事実」が存在するからこそ、その裏に当たる「相見ずは」「恃めずは」「来ずは」「行かずは」という「ずは」節が構成されるのである。これらの「ずは」節は一義的には「否定を含んだ假定条件節」として良からうが、そもそもこれら「反実仮想」の文は「事実」を「不望」視する言語主体の心情に由来するものであった。「相見ずは」「恃めずは」「来ずは」「行かずは」という「否定を含んだ假定条件節」の背後から「相見る」「恃む」「来る」「行く」ことへの「不望」の情意が漂ってくるような文なのである。そして、ズはこのような環境にいかにも相応しい形式だったと言えるであろう。つまり、前節で確認したとおり「否定」とは、もともと「不望」と転一步のところにある概念である。否定辞は状況が許せば「不望」の表現を構成してしまう素地を持つのであった。これら甲類「ずは」節のズも、「反実仮想」の条件文という環境にあって、「否定」を意味しながら「不望」の情意の表出にも堪えうるような形式として重宝されたものかと思われる。

以上の如き経緯によって、用例(l)(m)(n)(o)に見られる「反実仮想」の

「ずは」節に「不望」との接点が生じた。それら(1)(m)(n)(o)におけるズは「否定」を意味しつつも「不望」の情意の表出にも与るものと考えられたわけである。そして「否定」を離れて「不望」のみを意味する「ずは」乙類とは、こうした(1)(m)(n)(o)の如き「ずは」甲類の延長線上に置かれるタイプなのである。既述の如く「反実仮想」の仮定条件節は「不望」な「事実」そのものが立つ(用例gなど)。そのような環境にも支えられて、ズをもっぱら「不望」のために用いられる乙類が現れてきたのであろう。

そうした「ずは」乙類の嚆矢となる例として(実際にそれら自身がそうであったかはともかく)、次に引く(p)(d)の如きタイプを想定する。

(p) 後れ居て長恋せ珠波み園生の梅の花にもならましものを (巻五 864)

(d) 秋萩の上に置きたる白露の消かもしなまし恋ひつつ不有者

(巻八 1608)

第一に、これら(p)(d)は「反実仮想」の文の仮定条件節となっている。「ずは」乙類が、まず「反実仮想」の仮定条件節として生まれたであろうことはいま述べたとおり。次いで、(p)(d)のような場合は「否定を含んだ仮定条件節」を言語化する必要がない。これも先の言及と重なるが、再度(p)(d)に即して確認する。(p)(d)などのタイプでは、「肯定」の条件文「XならばYである」(=「こんな恋をしているなら、梅の花にでもなりたい」「こんな恋をしているなら、露のように消えてしまうのだろうか」)によって否定の条件文「XでなければYでない」も含意される。その恋をしていなければ梅の花になることを希望はしまし、自分が露のように消えてしまうという想定をするはずもないのである。さらに、これらの「XでなければYでない」は、ことさらに言語化する必要もないほど当然な内容を持っている。こうした環境においてズが否定辞として現れる必要がなくなることも既に述べた。加えて(p)や(d)には「ずは」ならぬ形で類想の例が存在する。それを(P)(D)として挙げる(注6)。

(P) 世の中は恋繁しゑやかくしあらば梅の花にもならましものを

(巻五 819)

(D) 夕置きて朝は消ぬる白露の消ぬべき恋も我はするかも (卷十二 3039)

このような類例が見られる程度に、(p)(d)における「恋ゆえに梅の花となつてしまいたい」「恋ゆえに露と消えてしまう」という発想は一般的なものである。したがって、(p)(d)にズが見出されても、上代人がこれらを「恋をしていないなら」のように否定文として理解してしまう危険性は低いであろう。

さらに、そもそも仮定条件節においては、現実世界における真とか偽といったことが律儀に表示されないことがあり、そのことも(p)(d)の如き「ずは」の使用に関連を持ってくるかと思われる。つまり、仮定条件とは現実世界に実際その事態が在る(=真)、または無い(=偽)とわかっていても、「仮に真だったらこうなる」と述べてしまえるような文である。即ち、仮定条件節は現実世界における真偽の表明を重視したいような場所ではない。したがって、仮定条件節では、そこに言語化される事態が(もしそれを問うとするならば)真であるのか、それとも偽なのかを、相手の解釈に委ねて積極的に表示しないという現象がまま起こる。

(q) 家にありて母が刀利美婆慰むる心はあら麻志死なば死ぬとも

(卷五 889)

(r) 桜麻の麻生の下草早く生者妹が下紐解かざら申尾 (卷十二 3049)

上代において「反実仮想」(=偽)の条件節を構成する形式として、まずマセバを挙げることができるだろう。さらに、相当程度、反実条件であるようなものに第2章で扱ったセバも在る。偽であることを明示する方途としてそれらが存在していたにもかかわらず、(q)(r)では単に「取り見ば」「生ひば」と述べて、その事態が偽であることはまったく解釈に委ねられる。偽の形式(マセバ等)によらず、真たりうる形(たとえば「動詞未然形+バ」など)によって偽の内容を述べてしまっても、解釈する側が偽の内容と受け取ってくれるのである。そして、これと似たような事情が「ずは」節にも認められるのではないだろうか。つまり、ある事態をズによって否定するということは、その事態が偽とされているということである。この「仮定条件節という環境で偽の事態が言

語化される」という点において、「ずは」節は(q)(r)などの例と通う。そうであるならば、(q)(r)という真たりうる形によって偽の内容が表されていたことと並んで、偽たりうる形・ズが真の内容を表す（つまりは「否定」を意味しない）ということもありうる現象と言えよう。その文にズとあっても、内容上、真と解した方が相応しそうであれば、解釈する側が融通を効かせて真と理解するのである。ことに(p)(d)はズが「否定」離れしやすい環境にあり、かつ、そこにズとあれ、内容上「否定」を解釈しないことの妥当性が認められた。そのような例では融通も効かせやすかったものと思われる。

こうして乙類が乙類として確立されてくれば、肯定の条件文「XならばYである」によって否定の条件文「XでなければYでない」が含意されるわけではないタイプ、及び「反実仮想」の文の仮定条件節とはなっていないタイプも現れてこよう。その例として(f)を再掲する。

(f) 験なきものを不念者一杯の濁れる酒を可飲有良師（飲むべくあるらし）
（巻三 338）

(f)の場合、肯定の条件文「無益な物思いをしているなら、酒を飲むのがよい」によって否定の条件文「無益な物思いをしていないなら、酒を飲まなくてよい」は含意されない。さらに、主節の述語に見出される「モダリティ形式」はラシなのであってマシではなく、内容的にも「反実仮想」と読むべき理由はないのである。また、次の(s)も「反実仮想」の例ではなかろう。(s)の主節で述べられているのは、今後の生起が不能な（つまりは反事実の）事態ではなくて、この先、生じうる（ものとされている）事態かと思われる。

穂積皇子に勅して、近江の志賀の山寺に遣はず時に、但馬皇女の作
らす歌一首

(s) 後れ居て恋ひつつ不有者追ひ及か武（む）道の隈廻に標結へ我が背
（巻二 115）

(s)は但馬皇女の穂積皇子への恋を詠むもので、114・116番歌と一つの歌群を成している。萬葉集中「後れ居て」乃至「恋ひつつあらずは」とある歌は、主節の述語にマシを持つのが通例である。しかし、見られるとおりに、この(s)で用いられているのはムであった。その、あえてムを選択しようとするところに、但馬皇女のあくまで「追い及く」という事態を実現させようとする意志が読まれてよいだろう。即ち、この(s)は「反実仮想」の歌ではない。ただし、そのように考えると、(s)は他の「後れ居て」或いは「恋ひつつあらずは」を持つ例に比して異質な歌ということにはなる。けれども、文献8によれば、この歌群からは但馬皇女の恋を遂げようとする強い意志が一貫して読み取られ、その恋情の強さゆえに、歌の詠みぶりにも類例とは異なった性格が現れると言う。こうした指摘をふまえると、(s)が「後れ居て」「恋ひつつあらずは」とありつつ、「追い及かむ」と述べて「反実仮想」の表現にはならないのも、ゆえあることと言えるのではないだろうか。

見てきたように、乙類とは「反実仮想」となる甲類の延長線上、したがって、それなりにもっともな現れ方をした語法である。その脈略が辿りうるかぎり、また、そうした語法を生み出した時代の好尚というものもあろうから、一時期、盛んに用いられたのであろう。しかし、ズとあって「否定」の意が跡を留めぬとは意味変化の行き着く果てとも言える。時間が経って元のズとの関連が問いづらくなり、ということは、その存立の基盤が危うくなって廃れていくのもありうる成り行きであろう。やはり「上代特殊語法」であったかと思われる。

第4章 注

- 1 萬葉集の和歌を引用する場合は『日本古典文学全集』(小学館)の表記に従った。
- 2 例を挙げておく。

海の底沈く白玉風吹きて海は荒るとも取らずは(不取者)やまじ

(巻七 1317)

3 「順行ではない例」として次のようなタイプが挙げられる程度である。

生の緒に思へば苦し玉の緒の絶えて乱れな知らば知るとも

(卷十一 2788)

4 いわゆる「誘導推論」については文献 21 に詳しい。

5 マシについては「上代のマシをめぐって」(萬葉学会第 63 回全国大会口頭発表 2010 年)で稿者の見解の一端を示した。なお、本稿の見るところ、萬葉集にマシは 120 例ある。

6 特に(p)と(P)の間には、実際の「恋」のあり方に差異もあろう。が、あくまで表現としては類想なのである。

おわりに

古代日本語を対象に「事実」と「非事実」を共に構成する諸形式が、言語主体のいかなる判断に対応するものであったのかを考えた。ここでは稿を終えるにあたり、本稿の考察の延長線上にはどのような課題が想定されるのかに関して一応の展望を行う。

本稿の第1章と第2章は、序に言うところの観点A【「事実」と「非事実」の双方を言語化する形式と認識されてはいたものの、より顕著な性格を示す例の方に注目が集まりすぎて、「例外的な」例の扱いが不十分であったケース】を論じるものであった。具体的には「モコソ基本形・モゾ基本形」及び「助動詞キのサ行系」に関して、従来それらに適用されてきた時間的な概念を離れ、そこに「事実」と「非事実」の双方が構成されていることの意味を問うた。

まず、モコソ基本形・モゾ基本形は「将来の危惧」という時間性を内包した概念によって規定されるような文ではなかった。モコソ基本形の言語主体は、モコソ基本形に言語化される事態への配慮が必要であると考えて、現時点でそれがなされていないことを非難する。モコソ基本形にはそうした言語主体の判断が示されていたのである。対するモゾ基本形の言語主体は、モゾ基本形に言語化される事態への配慮が必要であると考え、今後それがなされることを求める。そのような言語主体の判断を表す文がモゾ基本形だったわけである。そして、その文に構成されているのが「事実」であれ「非事実」であれ、そういった別とは関係なく、モコソ基本形・モゾ基本形の全体から上述の如き性格が確認された。換言すれば、モコソ基本形・モゾ基本形が時間的意味とは無縁な文であったからこそ、言語化される事態が「事実」であるか否かを問わないのである。

一方、カ行系と共に「過去の助動詞キ」を成し、その未然形・連体形・已然形と見なされるに至ったサ行系も、もともとは「事実」と「非事実」を共に構成する形式であった。カ行系と相補的な関係を取り結ぶ前のサ行系は「過去」「完了」といった通行のテンス・アスペクト的意味を担うものではなく、現在、

言語主体が直面しているリアルな事態と同質であるかぎりにおいて、今ここにはない非リアルな事態が構成されるような形式であった。そして、その「非リアル」とは「過去」 / 「未来」の別を問わない。ゆえに、サ行系は「過去」の事態（＝「事実」）だけではなくて、「未来」の事態（＝「非事実」）をも言語化しえたのである。

以上の如く本稿の第1章と第2章は、「事実」と「非事実」の双方が構成される形式を検討することによって、従来、設定されてきた「時間的意味」には、古代日本語に対する規定としてあてにならない面のあることを示した。本稿が扱ったモコソ基本形・モゾ基本形とサ行系の場合、既存の「時間的意味」はそれらの規定に堪えうるものではなかったのである。したがって、本稿に引き続く課題の一つとは【古代日本語に見出されてきた「時間的意味」の再検討】ということになるであろう。「時間的意味」の枠内でその再構を試みること、もしくは「時間的意味」の適用自体を止め、他の視点に基づいて考え直すこと、いずれにしても根本的な再検討を要すると思われる。たとえば文中にモコソ・モゾを持たぬその他の基本形終止が、今後「時間的意味」の観点を離れた考察を要することは既に第1章で述べた。そして、それ以外の形式に目を向けた場合にも同様の問題が見て取れる。その例としてまず挙げられるのが「助動詞ケリ」であろう。

よく知られるとおり、ケリについては「伝承過去」「過去からの継続」等、多く時間に纏わる概念によつての規定が試みられてきた。しかし、それら「伝承過去」「過去からの継続」等の概念は、ケリの一部の例には妥当しえても、他の例への適用はこじつけめいたものになってしまっているというのが実際のところかと思われる。ケリ全体に満遍なく当てはまりそうな概念といえ、文献60の説く「非未来＝已然」くらいであるが、「非未来＝已然」の事態とは「事実」のことにほかなるまい。結局ケリという語は、時間的には「事実」であるということ以上には限定されえない。そうである以上、時間の観点をもち込んでケリを理解することには一定の疑義が生じてもくるのである。

一方、ケリの実例（ここでは終止の位置のそれに限るが）からは、ケリによって担われる表現上の機能として「気づき」（用例 a）及び「語り」（用例 b）

という2種が見て取れる。むしろ「何に気づいたのか」「何を語るのか」という点からケリの用例をさらに細かく分類してみることも可能ではある。しかしながら、結局それらは「気づき」「語り」のいずれかに収斂してしまうようなものであろう(注1)。

(a) 御鷹のうせたるよし奏したまふ時に、帝ものものたまはせず。聞こしめしつけぬにやあらむとて、また奏したまふに、おもてをのみまもらせたまうで、ものものたまはず。たいだいしとおぼしたるなりけりと、われにもあらぬ心地して、(大和 一五二)

(b) いづれの御時にか、女御更衣あまたさぶらひたまひける中に、いとやむごとなき際にはあらぬが、すぐれて時めきたまふありけり。

(源氏 桐壺)

(a)の帝は「鷹を逃した」という報告を受けた後、何も発言しない。言語主体が、その無言は帝の立腹のためであったと気づく文にケリが現れている。一方の(b)は著名な『源氏物語』冒頭の地の文の例である。「語り」に属するのは地の文のケリに限られているわけでもなく、会話文や和歌からも同様に見出すことができるけれど、「語り」は地の文の例を典型としているかとは思う。このように、時に「気づき」或いは「語り」の例として現象するケリの基底にはどのような性格が認められるのか。今後、考えてみることにしたい(注2)。

続いて本稿の第3章では「らむ留歌」(及びムヨ・ラムヨ・ケムヨの文)、第4章では「特殊語法・ずは」を論じた。本稿がそれらを取り上げたのは、それらが序における観点B、即ち【「事実」と「非事実」の双方を言語化する形式とは認識されていなかったケース。より具体的には、その文に構成されるのが「事実」であったのに、「非事実」として解釈してきたもの】に該当するからである。つまり「らむ留歌」と「特殊語法・ずは」は、既説においてそれぞれ「推量」及び「否定」の読みを採用され、その文には「非事実」が構成されていると考えられてきた。これは、多くのラムが「推量」の文を成し、また、ズにはたいてい「否定」の意味が担われることからすると、もっともな面もあったとは言

えるだろう。しかし、実際に「らむ留歌」と「特殊語法・ずは」の文が言語化しているのは「推量」や「否定」の作用とは関わりのない「事実」であった。だからこそ「推量」「否定」から出発して文意を通そうとすると、解釈のどこかにひずみが生じたのである。本稿の第3章と第4章は、こうしたラムやズによって「事実」が構成されるという、一見、特異とも感じられるような使用の所以を考えるものであった。そしてその結果、こうした使用の背後には、いずれも【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】が認められたわけである。たとえば「しづ心なく花のちるらむ」において、言語主体は「花が散る」という事態が本来そう在るはずの姿とは齟齬するものであると考えている。そして、そのような「事実」を簡単には受容できず、一度、自身の内部で思い描く。こうした言語主体の営為に対応して「設想」(＝「事態の現実世界における存在を思い描く」作用)の形式たるラムが用いられたのである。また「かくばかり恋ひつつあらずは」の場合、「このように恋している」という「事実」は言語主体にとって受け容れがたい(つまりは「不望」な)ものである。そうした言語主体の判断に基づき、時として肯否の併存が必要とされない仮定条件節という環境において、「否定辞」であるはずのズが「不望」の形式として活用されるに至るのであった。

このように「らむ留歌」の「しづ心なく花のちるらむ」においても、また「特殊語法・ずは」の「かくばかり恋ひつつあらずは」においても、その言語主体は「事実」を受容しがたく感じている。そして、こうした【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】とは「らむ留歌」や「特殊語法・ずは」に限らず、古代日本語の文法を考える際に等閑視できぬ要因の一つとなっているのではないだろうか。「らむ留歌」や「特殊語法・ずは」の場合、そうした【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】によって、ラムやズがその一般的なあり方からは離れた表現に用いられ、ラムやズの意味するところに幅を生じさせていたわけであるが、それと一脈通ずるような現象が他の言語形式においても認められるように思う。先に、本稿に引き続く課題として【古代日本語に見出されてきた「時間的意味」の再検討】を挙げたが、それに加えてかかる言語形式、つまり【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】

に関わる形式も、本稿に引き続く課題となろう。そして、いわゆる「反実仮想」の助動詞・マシもそのような形式の一つである（注3）。

第4章でも若干触れたことであるが、本稿の見るところ、上代のマシの典型例は、言語主体が「事実」を不満足に思い、よって、そうした「不望」な「事実」の裏となる反実事態を構成するようなタイプである。第4章にも引いた次の(c)はまさしくその例であって、ここには「雪を二人で見られない」こと、だから「その雪は喜ばしくもない」ことという「不望」な「事実」が存在する。言語主体は、それらを「不望」な事態と判断するがゆえに、その裏に当たる「雪を二人で見る」こと、「その雪が喜ばしい」ことという反実事態を構成しているわけである。

(c) 我が背子と二人見麻世波いくばくかこの降る雪の嬉しから麻思

(萬葉 卷八 1658)

上代マシに認められる反実性の内実に関しては、かかる【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】がマシ使用の基底に窺われることを考慮しつつ、今後、より詳細に論じられる必要があるだろう。その際、同時に注意を払っておくべきは上代以降のマシの変遷である。というのも、中古のマシの中には、次の(d)の如く【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】が認められない例も多い。

たつた河のほとりにてよめる 坂上これのり

(d) もみぢ葉のながれざりせば竜田河水の秋をばたれかしらまし

(古今 秋下 302)

(d)は「もみぢ葉が流れなかったとしたら、竜田川に秋が訪れたことを知ることとはできないに違いない」と述べるものである。とすると、この(d)から【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】を読み取ることはできないであろう。この(d)のような例は【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】との関わりが深いマシ全体において、いかなる位置づけを受けるの

であろうか。

さらに、マシの変遷という点で注目されるのは、中古のマシに「今後の生起が可能な事態」を言語化する例が多く見られるという点である。「今後の生起が可能な事態」とは、当然、反実事態ではないから、マシの「反実仮想」ということとの関連が問われることになるのである。

(e) なほやがて親さまに定めたるにて、さもや譲りおききこえましなども思しめすべし。 (源氏 若菜 上)

(e)は朱雀院が女三宮を光源氏に託すべきかどうか悩むものである。この後、女三宮は実際に光源氏に降嫁するわけでもあるし、この「譲りおく」とは「今後の生起が可能な事態」して言語化されているであろう。一方、上代のマシにも、第2節でも扱った次の(f)の如く「今後の生起が可能な事態」を構成するものと解釈しうる例が在るには在る。しかし、それはマシ全体において例外的な存在であるに止まり、さらには、(f)の構成する事態は、解釈次第で「今後の生起が不可能な事態」つまり反実事態とも見なされうるのである。

(f) 十月雨間も置かず降りにせばいづれの里の宿か借ら益 (卷十二 3214)

これを「今後、どこに宿ろうか」と考えるのであれば「今後の生起が可能な事態」の例になるけれど、「今後、どこに宿ろうか、いや宿ることなどできまい」のように反語的に解するならば「今後の生起が不可能な事態」を述べていることにもなるだろう。

そして、(e)のような「今後の生起が可能な事態」を述べるマシは、マシの「反実仮想」ということといかなる関係を有するのかという点については、未だ十分な説明がなされたわけではない。【「事実」を受け容れがたいものとする言語主体の思い】という観点からマシの「反実仮想」性を再考するにあたっては、かかる「今後の生起が可能な事態」を言語化するマシの例が生じた所以も、併せて解明される必要があると思う。

こうして本稿は、その延長線上の課題にケリとマシを得た。そのような課題を得たところでとりあえずの擱筆とする。

注

- 1 引用の使用本文は以下のとおり。
 - ・ 萬葉集、大和物語、源氏物語 『日本古典文学全集』 小学館
 - ・ 古今和歌集 『新編国歌大観』 角川書店
- 2 ケリの文法的性格を考える前段として、小稿「続紀宣命のケリと来」（『萬葉』201 2008年）では基礎的な調査を行っている。
- 3 稿者のマシに関する見解は、その一部を「上代のマシをめぐって」（萬葉学会第63回全国大会口頭発表 2010年）において述べた。

文献

- 1 青島 徹 「疑問副詞の省略」 『国語と国文学』1955-1 1955年
- 2 伊東光浩 「万葉集一六七番日並皇子殯宮挽歌に於ける『世者』訓読についての試論」 『中央大学国文』26 1983年
- 3 今泉忠義 「助動詞『き』の活用形『し』の考」
『國學院雑誌』36-10 1930年
- 4 伊牟田経久 「『もぞ』『もこそ』考」 『国語』6-1 1957年
- 5 伊牟田経久 「『もぞ』『もこそ』再考」
『鹿児島女子大学研究紀要』20-2 1999年
- 6 上村悦子 『蜻蛉日記 校本・書入・諸本の研究』 古典文庫 1963年
- 7 内田賢徳 『萬葉の知』 塙書房 1992年
- 8 蝦名 翠 「但馬皇女・穗積皇子『歌物語』考」
『国語と国文学』84-1 2007年
- 9 大鹿薫久 「助動詞『らし』について」 『語文』67 1997年
- 10 大鹿薫久 「叙法小考」 『日本文藝研究』50-4 1999年
- 11 大鹿薫久 「『べし』の文法的意味について」
『森重先生喜寿記念 ことばとことのは』 和泉書院 1999年
- 12 大鹿薫久 「モダリティを文法史的に見る」
『朝倉日本語講座6 文法Ⅱ』 朝倉書店 2004年
- 13 尾上圭介 『文法と意味Ⅰ』 くろしお出版 2001年
- 14 川端善明 『活用の研究Ⅱ』 清文堂出版 1997年
- 15 川端善明 「空白のモダリティ - 連体形終止の上代 -」
『大谷女子大國文』27 1997年
- 16 北原保雄 「『らむ』留めの歌における既定と推量」
『小松英雄博士退官記念 日本語学論集』 三省堂 1993年
- 17 国田百合子 「助動詞『し』の用法 - 記紀歌謡を中心として -」
『文学・語学』7 1958年
- 18 国田百合子 「助動詞『し』の未然形試論」
『田辺博士古希記念 国語助詞助動詞論叢』

桜楓社 1979年

- 19 小柳智一 「『ずは』の語法 - 仮定条件句 -」 『萬葉』 189 2004年
- 20 近藤泰弘 『日本語記述文法の理論』 ひつじ書房 2000年
- 21 坂原 茂 『日常言語の推論』 東京大学出版会 1985年
- 22 品田悦一 「人麻呂作品における主体の複眼的性格」
『萬葉集研究』 18 塙書房 1991年
- 23 鈴木一雄 「蜻蛉日記と和泉式部日記 - 超越的視点の問題を中心に -」
『全講和泉式部日記 改訂版』 至文堂 1983年
- 24 鈴木 泰 『古代日本語動詞のテンス・アスペクト 改訂版』
ひつじ書房 1999年
- 25 鈴木 泰 『古代日本語時間表現の形態論的研究』 ひつじ書房 2009年
- 26 鈴木義和 「いわゆる『上代特殊語法のズハ』について - 『～まし』『～てしか』型の例を中心に -」
『古代中世和歌文学の研究』 和泉書院 2003年
- 27 鈴木義和 「いわゆる『上代特殊語法のズハ』の解釈 - 推量型、勧誘・意志型の場合 -」 『国文学論叢』 33 2003年
- 28 高山善行 「モダリティとモード - 古代語における仮定条件文の帰結表現をめぐって -」 『日本語学』 12-13 1993年
- 29 高山善行 「複合係助詞モゾ、モコソの叙法性」 『語文』 65 1996年
- 30 田野村忠温 「否定疑問文小考」 『国語学』 152 1988年
- 31 土岐留美江 「平安和文会話文における連体形終止文」
『日本語の研究』 1-4 2005年
- 32 仁科 明 「『名札性』と『定述語性』 - 万葉集運動動詞の終止・連体形終止 -」 『国語と国文学』 80-3 2003年
- 33 根来 司 「『むよ』『らむよ』『けむよ』」
『藤女子大学国文学雑誌』 5-6 1969年
- 34 野村剛史 「ズ、ム、マシについて」
『宮地裕・敦子先生古稀記念論集 日本語の研究』
明治書院 1995年
- 35 野村剛史 「三代集ラムの構文法」

- 『日本語文法 体系と方法』 ひつじ書房 1997年
- 36 野村剛史 「ヤによる係り結びの展開」 『国語国文』70-1 2001年
- 37 野村剛史 「モダリティ形式の分類」 『国語学』54-1 2003年
- 38 濱田 敦 「上代における願望表現について」
『国語史の諸問題』 和泉書院 1986年
- 39 濱田 敦 「肯定と否定 - うちとそと -」
『日本語の史的研究』 臨川書店 1984年
- 40 半藤英明 「『もこそ』考 - 特殊用法の成立過程 -」
『國學院雑誌』97-10 1996年
- 41 藤原克己 「古今集歌の日本の特質と六朝・唐詩」
『文学』1985・11 1985年
- 42 藤原克己 「古今集歌における日本的なるもの」
『日本の美学』9 1986年
- 43 藤原克己 「古今集歌の詩的本質と普遍性について」
『国文学』45-4 2000年
- 44 マスロフ (菅野裕臣訳)
「現代の外国の言語学における動詞アスペクトの諸問題」
『動詞アスペクトについて(I)』 学習院大学東洋文化研究所調査報告 29
1990年
- 45 マスロフ (菅野裕臣訳)
「スラヴ諸語アスペクト論の基本的な概念と術語の体系」
『動詞アスペクトについて(II)』 学習院大学東洋文化研究所調査報告 35
1990年
- 46 マスロフ (菅野裕臣訳)
「対照アスペクトの原理によせて」
『動詞アスペクトについて(II)』 学習院大学東洋文化研究所調査報告 35
1990年
- 47 松尾 聰 『源氏物語を中心とする語意の紛らわしい中古語攷』
笠間書院 1983年
- 48 三浦和夫 「『もこそ』の係り結びの型と意味との関係」

- 『国文学 解釈と教材の研究』12-2 1967年
- 49 宮地 裕 「否定表現」 『新版 文論』 明治書院 1979年
- 50 山内洋一郎 「平安時代の連体形終止」
『古代語の構造と展開』 和泉書院 1992年
- 51 山口堯二 「疑問表現の否定」 『国語と国文学』61-7 1977年
- 52 山口堯二 「『ずは』の表現性」
『古代接続法の研究』 明治書院 1980年
- 53 山口堯二 「喚体性の文における疑念の含意 -『しづ心なく花のちるらん』
の基底 -」 『国語国文』1988-2 1988年
- 54 山口佳紀 「時制表現形式の成立 下 -キとケリをめぐって -」
『古代日本語文法の成立の研究』 有精堂 1985年
- 55 山口佳紀 「各活用形の機能」 『国文法講座』2 明治書院 1987年
- 56 山田 潔 「『しづ心なく花のちるらむ』考」
『國學院雑誌』1993-4 1993年
- 57 山田孝雄 『日本文法論』 寶文館 1908年
- 58 山田孝雄 『奈良朝文法史』 寶文館 1949年
- 59 山田孝雄 『平安朝文法史』 寶文館 1953年
- 60 吉田茂晃 「『けり』の時制面と主観面」
『国語学』157 1989年
- 61 ラスードヴァ (磯谷孝訳) 『ロシア語動詞 体の用法』
吾妻書房 1975年
- 62 渡辺 実 『国語構文論』 塙書房 1971年